

2026年度

# 愛知大学大学院 履修要項

法	学	研	究	科
経	済	学	研	究
経	営	学	研	究
中	国	研	究	科
国	際	コ	ミュ	ニ
文	学	ケ	ー	シ
		ヨ	ン	研
		究		科
		学	研	究
		科		科

# 目 次

## 大学院の概要

I 愛知大学大学院 3つのポリシー	1
II 学業に関する諸事項	
1. 単位制	21
2. 課程の修了要件	21
3. ポータルサイト	22
4. 授業	22
5. 履修の手続	24
6. 試験	25
7. 学位論文	25
8. 研究活動に対する経済的支援	30
III 学籍	
1. 修業年限（在学期間）	31
2. 在学期間延長願	31
3. 休学・復学	31
4. 退学	31
5. 再入学	32
6. 除籍	32
7. 復籍	32
8. 留学	32
IV 学生生活上の諸事項	
1. 大学院事務課、豊橋教務課（事務局）からの通知連絡	34
2. 窓口開室時間	34
3. 学費等の納入	34
4. 学籍番号	35
5. 学生証（身分証明書）	35
6. 住所等の変更	35
7. 証明書の発行	36
8. 学生共同研究室（研究スペース）の使用	37
9. 教室等の借用	37
10. 掲示物の掲出について	37
11. 拾得物、紛失物、盗難の届出	37
12. 大学院学生用図書購入	37
13. 合理的配慮の提供	38

14. 就職活動のサポート	39
15. ハラスメント防止ガイドライン	39
V 授業科目・担当者及び履修方法	
1. 法学研究科	47
2. 経済学研究科	48
3. 経営学研究科	52
4. 中国研究科	55
5. 国際コミュニケーション研究科	62
6. 文学研究科	65
7. 教員免許状の資格取得	73
VI 大学院学則及び諸規程	
1. 大学院学則・学位規程	
(1) 愛知大学大学院学則	74
(2) 愛知大学学位規程	86
2. 学則付属規程	
(1) 大学院博士の学位授与に関する内規	101
(2) 学位論文審査料に関する規程	103
(3) 愛知大学学費等納入規程	104
(4) 大学院の組織及び運営に関する規程	109
3. 学籍・履修関係規程	
(1) 大学院博士後期課程の再入学の取扱いに関する規程	111
(2) 学生の外国留学に関する規程	111
(3) 愛知大学大学院外国人留学生の入学に関する規程	113
(4) 大学院博士後期課程単位修得者の学力確認に関する取扱要領	115
4. 研究生・科目等履修生関係規程	
(1) 大学院研究生規程	116
(2) 大学院博士後期課程給費研究生規程	117
(3) 大学院客員研究員規程	118
(4) 大学院科目等履修生規程	119
(5) 愛知大学大学院特別聴講学生取扱要領	120
(6) 学部生の大学院授業科目早期履修に関する規程	121
5. 奨学関係規程	
(1) 愛知大学奨学金規程	126
(2) 教育ローン援助奨学金規程	127
(3) 大学院学生研究奨励金に関する規程	128
(4) 大学院学生及び研究生に対する研究助成に関する規程	129

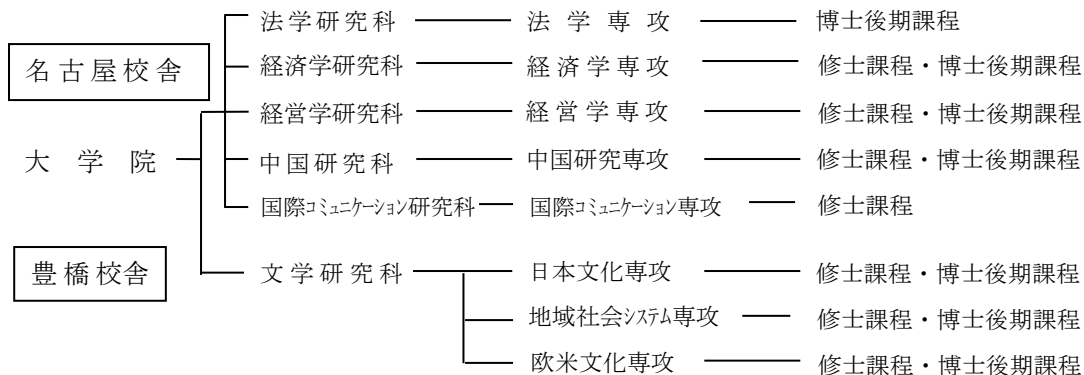
(5) 愛知大学私費外国人留学生授業料減免規程	136
(6) 私費外国人留学生学習奨励規程	137
(7) 学生の外国留学に関する奨励金規程	138
(8) 大学院中国研究科デュアルディグリー・プログラム スカラシップ規程	139
(9) 大学院中国研究科分拠点学生学費等減免規程	140
(10) 大学院中国研究科中国分拠点学生奨学金規程	141
(11) 学生災害傷害医療費等給付規程	143
6. その他関連規程及び規約	
(1) 愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程	145
(2) 学生生活支援室規程	152
(3) 愛知大学ハラスメント防止人権委員会規程	153
(4) 愛知大学ハラスメント相談窓口に関する規程	156
(5) 愛知大学ハラスメント及び職員懲戒に係る事実関係調査に関する規程	157
(6) 愛知大学学生懲戒規程	158
(7) 愛知大学ティーチング・アシスタント規程	163
(8) 愛知大学ティーチング・アシスタント制度運用内規	164
(9) 大学院中国研究科デュアルディグリー・プログラム授業補助員規程	166
(10) 個人情報の保護に関する規程	168
(11) 愛知大学構内の施設の使用に関する規程	173
(12) 愛知大学大学院院生協議会規約	176
VII 愛知大学大学院 学位論文審査基準	178

# 大学院の概要

## 沿革

1953 (昭和 28) 年 4 月	大学院法学研究科 (公法学専攻)	修士課程	設置
	大学院経済学研究科	修士課程	設置
1957 (昭和 32) 年 4 月	大学院法学研究科 (私法学専攻)	修士課程	設置
1963 (昭和 38) 年 4 月	大学院法学研究科 (私法学専攻)	博士課程	設置
1977 (昭和 52) 年 4 月	大学院経営学研究科	修士課程	設置
1978 (昭和 53) 年 4 月	大学院経済学研究科	博士課程	設置
1979 (昭和 54) 年 4 月	大学院経営学研究科	博士課程	設置
1991 (平成 3) 年 4 月	大学院中国研究科	修士課程	設置
	大学院文学研究科	修士課程	設置
1993 (平成 5) 年 4 月	大学院文学研究科 (地域社会システム専攻)	博士課程	設置
1994 (平成 6) 年 4 月	大学院中国研究科	博士課程	設置
	大学院文学研究科 (日本文化専攻) (欧米文化専攻)	博士課程	設置
2001 (平成 13) 年 4 月	大学院法学研究科 (公法学専攻)	博士課程	設置
2002 (平成 14) 年 4 月	国際コミュニケーション研究科	修士課程	設置
2005 (平成 17) 年 3 月	大学院法学研究科	修士課程	廃止
2026 (令和 8) 年 4 月	大学院法学研究科 (法学専攻)	博士課程	設置

## 組織



# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）  
教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）  
入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

## 法学研究科

### 法学専攻

#### 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

##### 【博士後期課程】

法学研究科法学専攻（博士後期課程）では、学則第6条の2に示す人材の養成を目指します。この目標に沿って、所定の単位を修得し、法学研究科の求める資質、能力及び知識を身につけた学生の学位審査にあたり、審査プロセスならびにこれに必要な要件を定めるほか、以下の審査基準を踏まえつつ、総合的に評価した上で、本研究科の修了認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、「博士（法学）」の学位を授与します。

1. 先行研究を網羅的に把握するとともに、研究課題が明確かつ確に設定されていること。
2. 設定した課題を追究するにあたり、適切な研究方法を採用していること。
3. 設定した課題を研究するにあたり、研究に必要な法情報等の利用・分析が妥当であること。
4. 設定した課題について採用した研究方法に基づいて執筆した論文の構成が、その分野の体系との整合性を保っていること。
5. 論旨の展開が明確かつ一貫しており、採用した研究方法によって導かれた結論が妥当であること。
6. 研究倫理を十分に理解し、遵守していること。

#### 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

##### 【博士後期課程】

法学研究科法学専攻（博士後期課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた資質、能力及び知識を修得させるために、以下の内容、方法等に基づき、カリキュラムを体系的に編成し、実施します。

##### （教育内容）

1. 府哲学、法制史、外国法等を扱う法学特殊研究Ⅰ、憲法・行政法を扱う法学特殊研究Ⅱ、刑法・刑事訴訟法を扱う法学特殊研究Ⅲ、民法・民事訴訟法を扱う法学特殊研究Ⅳ、商法・経済法・社会法等を扱う法学特殊研究Ⅴ、国際関係法を扱う法学特殊研究Ⅵ、政治学を扱う法学特殊研究Ⅶという、法学政治学のほぼすべての分野をカバーする重層的で体系的な授業科目を配置する。これらの科目においては、体系的なカリキュラムに従い、理論と応用能力をしっかりと身につけるための授業を展開する。
2. 法学特殊研究で身につけた素養の上に立ち、法学（政治学を含む。以下、同じ。）に関する研究テーマについて、博士論文作成につながる研究活動を遂行するための授業として研究演習を開設し、指導教授が研究指導を行う。

##### （教育方法）

1. 法学特殊研究では、学生の専修分野における研究遂行に必要な理論と応用能力の修得を目的とする。
2. 研究演習では、学位論文の完成を通して、自立した研究者となるよう個別指導する。
3. 指導教授は、法学特殊研究と研究演習を通じて、学生に学理の探究・高度な研究能力と学識を修得させるための指導を行う。

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

## (学修成果の評価)

法学研究科法学専攻(博士後期課程)では、本学における学修成果の評価方針(アセスメント・ポリシー)に基づき、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に示す学修目標の達成状況を把握するため、以下の方法により、検証・評価を行います。

1. 教育課程(メゾ)での評価は、学修成果アンケート、単位取得状況、学位取得率、留年率、博士論文の成果評価割合等により行います。
2. 授業科目(ミクロ)での評価は、シラバス「成績評価の方法と基準」で明示した基準に基づいて、各科目の成績評価分布、授業評価アンケートにより行います。

## 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)

### 【博士後期課程】

法学研究科法学専攻(博士後期課程)では、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に示した人材を養成するために、以下のような資質、能力及び知識を備えた学生を、各種選抜試験を通じて受け入れます。

### 1. 求める学生像

- (1) 法学・政治学の学理の探究を目指す持続的な志を有する人。
- (2) 自立した研究活動を担う論理的・体系的思考力と価値判断能力を身につけている人。
- (3) 法学についての深い専門的な知識・思考力と社会的現実への応用的能力を有する人。
- (4) 現実の社会の変化から法的問題を嗅ぎ取る感受力と問題解決能力を有する人。
- (5) グローバルな視点から法的・政治的問題を把握し、解決できる能力を有する人。

### 2. 入学前までに修得すべき能力

- (1) 専修科目に関する論理的・体系的思考力と価値判断能力。
- (2) 専修科目に関する深い専門的な知識・思考力と社会的現実への応用的能力。
- (3) 現実の社会の変化から法的問題を嗅ぎ取る感受力と問題解決能力。
- (4) グローバルな視点から法的・政治的問題を把握し、解決できる能力。

### 3. 選抜方法

#### (1) 一般選抜

外国語(1科目選択)、口述試験(専門分野)及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。

#### (2) 法科大学院修了者特別選抜

リサーチペーパー(12000字以上、修士論文相当)、口述試験(専門分野)及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。

## 経済学研究科

### 経済学専攻

## 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)

### 【修士課程】

経済学研究科(修士課程)では、学則第6条の2に示す人材の養成を目指します。この目標に沿い、愛知大学学位規程に基づき、修士課程に2年以上在学し、履修要項に定めた科目区分毎の履修要件等と修了必要単位数32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することを学位授与の要件とし、以下の資質、能力及び知識を身につけた学生に「修士(経済学)」の学位を授与します。

1. 現代の経済社会について広い視野からの学識を修得している。
2. 経済学に関する高度な知識と技能をもって分析・研究しうる能力を修得している。
3. 知識人・職業人として、地域・国際社会に貢献できる能力を習得している。

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

<p>4. 経済に関する専門性を要する職業等に必要な能力を修得している。</p>
<p><b>【博士後期課程】</b> 経済学研究科（博士後期課程）では、学則第6条の2に示す人材の養成を目指します。この目標に沿い、愛知大学学位規程に基づき、博士後期課程に3年以上在学し、履修要項に定めた科目区分毎の履修要件等と修了必要単位数8単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することを学位授与の要件とし、以下の資質、能力及び知識を身につけた学生に「博士（経済学）」の学位を授与します。</p>
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 経済学分野の研究者として、自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力と基礎となる学識を修得している。</li><li>2. 高度専門職業人として、より先端的な技能と研究能力及びその基礎となる豊かな学識を修得している。</li><li>3. 研究者・高度専門職業人として、地域・国際社会に貢献できる学識を修得している。</li></ol>
<p><b>教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）</b></p>
<p><b>【修士課程】</b> 経済学研究科（修士課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた資質、能力及び知識を修得させるために、以下の内容、方法等に基づき、カリキュラムを体系的に編成し、実施します。</p>
<p><b>（教育内容）</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 経済分析、政策・地域、世界経済の3コースを設け、学生が専攻するコースを中心に体系的・系統的な研究が可能となるよう授業科目を配置し、教育効果が最大限に発揮できるよう配慮している。</li><li>2. 経済学研究科の教育内容は、経済学部教育内容を基礎にした展開課程として、両者の教育内容の関連性、適切性を念頭において設定している。</li><li>3. 修士課程の教育内容と博士後期課程の教育内容について、両者の関連性と適切性に配慮して制度設計している。</li><li>4. 学生の自由かつ広範な研究を可能とするため、他研究科の授業科目を履修することができる。</li></ol>
<p><b>（教育方法）</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 講義科目、演習科目共に少人数教育を採用する。</li><li>2. 学生の専修科目に対応する演習科目を設定し、研究指導や論文執筆・発表の指導を行う。</li><li>3. 諸外国の大学院との交流や留学生等への配慮から、セメスター制とする。</li></ol>
<p><b>（学修成果の評価）</b> 経済学研究科（修士課程）では、本学における学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す学修目標の達成状況を把握するため、以下の方法により、検証・評価を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 教育課程（メゾ）での評価は、学修成果アンケート、単位取得状況、学位取得率、留年率、修士論文の成果評価割合等により行います。</li><li>2. 授業科目（ミクロ）での評価は、シラバス「成績評価の方法と基準」で明示した基準に基づいて、各科目の成績評価分布により行います。</li></ol>
<p><b>【博士後期課程】</b> 経済学研究科（博士後期課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた資質、能力及び知識を修得させるために、以下の内容、方法等に基づき、カリキュラムを体系的に編成し、実施します。</p>
<p><b>（教育内容）</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた資質、能力及び知識の修得に合致した授業科目を配置し、研究指導を行う。</li><li>2. 経済学部及び修士課程の教育内容を基礎に、その展開課程として、両者の教育内容の関連性、</li></ol>

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

<p>適切性に配慮して制度設計している。</p> <p>(教育方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講義科目、演習科目共に少人数教育を採用する。</li> <li>2. 学生の専修科目に対応する演習科目を設定し、研究指導や論文執筆・発表の指導を行う。</li> </ol>
<p>(学修成果の評価)</p> <p>経済学研究科（博士後期課程）では、本学における学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す学修目標の達成状況を把握するため、以下の方法により、検証・評価を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育課程（メゾ）での評価は、学修成果アンケート、単位取得状況、学位取得率、留年率、博士論文の成果評価割合等により行います。</li> <li>2. 授業科目（ミクロ）での評価は、シラバス「成績評価の方法と基準」で明示した基準に基づいて、各科目の成績評価分布、授業評価アンケートにより行います。</li> </ol>
<p><b>入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）</b></p>
<p><b>【修士課程】</b></p> <p>経済学研究科（修士課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した人材を養成するために、以下のような資質、能力及び知識を備えた学生を、各種選抜試験を通じて受け入れます。</p>
<p>1. 求める学生像</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 経済に強い関心を持ち、本研究科で研究するために必要な経済学に関する知識を有する人。</li> <li>(2) 自立して研究を行い経済学の学問的発展に寄与しようとする意欲のある人。</li> <li>(3) 経済学に関する専門知識を身につけ高度専門職業人として社会に貢献しようとする人。</li> </ol>
<p>2. 入学前までに修得すべき能力</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学部レベルの経済学に関する知識を有すること。</li> <li>(2) 外国語の能力（外国人留学生は日本語による会話・コミュニケーション能力）を有すること。</li> <li>(3) 社会人については、特定の専門分野に関心をもち、適切かつ明確な研究テーマをもっていること。</li> </ol>
<p>3. 選抜方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般・外国人留学生選抜 専門科目、口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。</li> <li>(2) 社会人特別選抜 小論文、口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。</li> <li>(3) 学内選抜 口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。</li> </ol>
<p><b>【博士後期課程】</b></p> <p>経済学研究科（博士後期課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した人材を養成するために、以下のような資質、能力及び知識を備えた学生を、各種選抜試験を通じて受け入れます。</p>
<p>1. 求める学生像</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 今後の研究に関して明確な計画を持ち、その計画を実現するために必要な専門分野に関する十分な学識と外国語についての知識と活用能力を持っている人。</li> <li>(2) 経済学の分野において、研究者として自立して研究活動を行う能力と意欲のある人。</li> <li>(3) 経済学の分野において、高度に専門的な職業に従事して研究活動を行う能力と意欲のある人。</li> </ol>
<p>2. 入学前までに修得すべき能力</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 研究計画を実現するために必要な専門分野に関する十分な学識を有すること。</li> <li>(2) 研究計画を実現するために必要な外国語についての知識と活用能力を有すること。</li> </ol>
<p>3. 選抜方法</p>

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

外国語、口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。

## 経営学研究科

### 経営学専攻

#### 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

##### 【修士課程】

経営学研究科（修士課程）では、学則第6条の2に示す人材の養成を目指します。この目標に沿って、所定の単位を修得し、以下の資質、能力及び知識を身につけた学生に「修士（経営学）」の学位を授与します。

1. 経営学（会計学・税法含む）に関する高度な専門性を有する職業に必要な知識を修得している。
2. 経営学に関する、精深で高度な専門知識を有している。
3. 経済・社会や企業経営の変化に対応するため、国内外の文献等をもとに自ら課題発見し、分析・解決することができる。
4. 講義や自らの研究を通して豊かな国際感覚を備え、グローバルな視点で研究に取り組むことができる。

##### 【博士後期課程】

経営学研究科（博士後期課程）では、学則第6条の2に示す人材の養成を目指します。この目標に沿って、所定の単位を修得し、以下の資質、能力及び知識を身につけた学生に「博士（経営学）」の学位を授与します。

1. 経営学の分野において、研究者として独創的な研究（着眼点、過去の研究事例を把握していることが前提）を自立して遂行できる能力として必要な知識を修得している。
2. 日々の研究や学会での発表などを通して知識基盤社会を多様に支える知的教養を備え、高度な専門性を有している。

#### 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

##### 【修士課程】

経営学研究科（修士課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた資質、能力及び知識を修得させるために、以下の内容、方法等に基づき、カリキュラムを体系的に編成し、実施します。

##### （教育内容）

1. 経営学における経営学に関する、精深で高度な専門知識を修得するため、各専門科目の特殊講義を配置する。
2. 経営学における経済・社会や企業経営の変化に対応して自ら課題発見し、分析・解決できるように、指導教員の専門科目を必修科目として配置する。
3. 学生が修士論文の作成について必要な知識や技能を修得できるように「演習」を配置し、きめ細やかな研究指導体制を確立する。
4. 経営学コースでは、研究者養成と知識基盤社会を多様に支える知的教養ある人材の育成、会計学・税法コースでは高度職業人育成を目的に、上記1～3に取り組む。

##### （教育方法）

1. 講義科目では、経営学に関する精深で高度な専門知識を身につけることを目的とし、アクティブ・ラーニングを採用する。
2. 演習科目では、自ら課題を発見し、それを論理的に分析・解決する能力を向上させるため、アクティブ・ラーニングを取り入れた演習を採用する。
3. 指導教授が、きめ細やかな研究指導や論文執筆・発表の指導を行う。

##### （学修成果の評価）

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

経営学研究科（修士課程）では、本学における学修成果の評価方針（アセスメントポリシー）に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す学修目標の達成状況を把握するため、以下の方法により、検証・評価を行います。

1. 教育課程（メゾ）での評価は、学修成果アンケート、単位取得状況、学位取得率、留年率、卒業研究（修士論文・博士論文）の成果評価割合等により行います。
2. 授業科目（ミクロ）での評価は、シラバス「成績評価の方法と基準」で明示した基準に基づいて、各科目の成績評価分布により行います。

## 【博士後期課程】

経営学研究科（博士後期課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた資質、能力及び知識を修得させるために、以下の内容、方法等に基づき、カリキュラムを体系的に編成し、実施します。

## （教育内容）

1. 経営学におけるより一層精深で高度な専門知識を修得するため、各専門科目の特殊研究を配置する。
2. 経営学における経済・社会や企業経営の変化に対応して自ら課題を発見し、それを論理的に集約し、成果を公表できる能力を修得できるように、指導教員の専門科目を必修科目として配置する。
3. 2年次に「研究演習」を配置し学位論文執筆に向けたきめ細やかな研究指導を行う。

## （教育方法）

1. 講義科目では、経営学に関する、より一層精深で高度な専門知識を身につけることを目的とし、アクティブ・ラーニングを採用する。
2. 演習科目では、経済・社会や企業経営の変化に対応して自ら課題を発見し、それを論理的に集約し、成果を公表できる能力を向上させるため、アクティブ・ラーニングを取り入れた演習を採用する。
3. 指導教授が、きめ細やかな研究指導や論文執筆・発表の指導を行う。
4. 論文作成支援のため、提出に先立ち論文指導委員会を設置し指導を行う。

## （学修成果の評価）

経営学研究科（博士後期課程）では、本学における学修成果の評価方針（アセスメントポリシー）に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す学修目標の達成状況を把握するため、以下の方法により、検証・評価を行います。

1. 教育課程（メゾ）での評価は、学修成果アンケート、単位取得状況、学位取得率、留年率、卒業論文・卒業研究（修士論文・博士論文）の成果評価割合等により行います。
2. 授業科目（ミクロ）での評価は、シラバス「成績評価の方法と基準」で明示した基準に基づいて、各科目の成績評価分布、授業評価アンケートにより行います。

## 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

### 【修士課程】

経営学研究科（修士課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した人材を養成するために、以下のような資質、能力及び知識を備えた学生を、各種選抜試験を通じて受け入れます。

#### 1. 求める学生像

- (1) 本研究科で学ぶために必要な学力を有し、経営学に深い関心を持ち、主体的に研究する意欲を持っている人。
- (2) 経営学に関する専門知識を身につけ高度専門職業人をめざす人。
- (3) 社会で身につけた実務経験を理論として再構築しようとする人、あるいは既に有している知識により高度な専門知識を付加しようとする人。

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

<p>2. 入学前までに修得すべき能力</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 情報収集及び要約する力。</li><li>(2) 論理的批判力。</li><li>(3) 自分が研究する分野の基礎的知識。</li><li>(4) 外国文献を読み解く語学力。</li><li>(5) 調査・研究を行う上で、第三者とのコミュニケーション能力。</li></ol>
<p>3. 選抜方法</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 一般・外国人留学生選抜 外国語、専門科目、口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。</li><li>(2) 社会人特別選抜 小論文、口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。</li><li>(3) 学内選抜 口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。</li></ol>
<p>【博士後期課程】</p> <p>経営学研究科（博士後期課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した人材を養成するために、以下のような資質、能力及び知識を備えた学生を、各種選抜試験を通じて受け入れます。</p>
<p>1. 求める学生像</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 経営学の分野において、研究者として自立して研究活動を行おうとする人。</li><li>(2) 経営学の分野において、高度に専門的な職業に従事して研究活動を行おうとする人。</li></ol>
<p>2. 入学前までに修得すべき能力</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 自分の研究分野の専門知識。</li><li>(2) 外国文献を読み解く語学力。</li><li>(3) 情報収集及び要約し、かつ、課題発見できる力。</li></ol>
<p>3. 選抜方法</p> <p>外国語及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。</p>

## 中国研究科

### 中国研究専攻

<p>学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）</p>
<p>【修士課程】</p> <p>中国研究科（修士課程）では、学則第6条の2に示す人材の養成を目指します。この目標に沿って、所定の単位を修得し、以下の資質、能力及び知識を身につけた学生に「修士（中国研究）」の学位を授与します。</p>
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 専攻分野における研究能力を有している。</li><li>2. 修士学位論文において、先行研究を批判的に整理し、新たな開拓すべき研究分野であることを、十分な資料批判の上に立った資料解析と論理展開が説得的になされている。</li><li>3. 中国人民大学、南開大学との間で実施されるデュアルディグリー・プログラムに基づき、日中双方の学位を取得できる。</li></ol>
<p>【博士後期課程】</p> <p>中国研究科（博士後期課程）では、学則第6条の2に示す人材の養成を目指します。この目標に沿って、所定の単位を修得し、以下の資質、能力及び知識を身につけた学生に「博士（中国研究）」の学位を授与します。</p>
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 専攻分野について研究者として自立して研究活動を行う能力を有している。</li></ol>

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

2. 博士学位論文において、修士学位論文で記述した内容を展開させ、研究として一つの体型をなしている。
3. 中国人民大学、南開大学及び東呉大学との間で実施されるデュアルディグリー・プログラムに基づき、日中双方の学位を取得できる。

## 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

### 【修士課程】

中国研究科（修士課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた資質、能力及び知識を修得させるために、以下の内容、方法等に基づき、カリキュラムを体系的に編成し、実施します。

### （教育内容）

1. 人文・社会両系統を総合化しうる能力を身につけかつ中華世界を総体的に理解し考察する基礎的な能力を育成するために、「中国学総論 a・b」・「中国研究方法論 a・b」を 1 年次に選択必修科目として配置する。
2. 各自の専攻分野に応じ、また、専攻分野に偏ることなく、中国研究に関して広い視野を持てるよう、都合 32 単位を履修するための人文・社会系統の様々な分野の科目を配置する。
3. 修士論文の作成について必要な知識や技能を修得できるように「演習」8 単位を配置する。
4. 現地に赴いて研究対象の調査、客観的な情報収集を行うために「フィールドワーク方法論 a・b」、「フィールドワーク a・b」8 単位を配置する。
5. 2 年次において修士学位論文を執筆する。
6. 中国人民大学、南開大学との間でデュアルディグリー・プログラム実施されており、1 年間の中国留学で留学先大学の所定の科目履修及び留学先大学の指導教授からの研究指導を受け、両大学における必要な単位修得および学位論文と最終試験を経ることにより、日中双方の学位を取得できる。

### （教育方法）

1. 講義科目では、学生が主体的に研究に取り組むため、発表とディスカッションを活用する。
2. 演習科目では、研究指導や論文指導を行なう。論文指導は必要に応じて複数の教員によって行なう。

### （学修成果の評価）

中国研究科（修士課程）では、本学における学修成果の評価方針（アセスメントポリシー）に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す学修目標の達成状況を把握するため、以下の方法により、検証・評価を行います。

1. 教育課程（メゾ）での評価は、学修成果アンケート、単位取得状況、学位取得率、留年率、卒業研究（修士論文・博士論文）の成果評価割合等により行います。
2. 授業科目（ミクロ）での評価は、シラバス「成績評価の方法と基準」で明示した基準に基づいて、各科目の成績評価分布により行います。

### 【博士後期課程】

中国研究科（博士後期課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた資質、能力及び知識を修得させるために、以下の内容、方法等に基づき、カリキュラムを体系的に編成し、実施します。

### （教育内容）

1. 専門分野に偏ることなく、中国研究に関して広い視野を持てるよう人文・社会系統の様々な分野の科目を配置する。
2. 博士論文執筆のための研究・論文指導を行う。
3. 中国人民大学、南開大学及び東呉大学との間でデュアルディグリー・プログラム実施されており、所定の留学、単位修得および学位論文と最終試験を経ることにより、日中双方の学位を取得できる。

### （教育方法）

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

1. 講義科目では、活発な議論を通じて高度な専門性と主体性の向上に努める。
2. 演習科目では、博士学位論文作成のための基本を示す。
3. 論文指導は必要に応じて複数の教員によって行われる。

## （学修成果の評価）

中国研究科（博士後期課程）では、本学における学修成果の評価方針（アセスメントポリシー）に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す学修目標の達成状況を把握するため、以下の方法により、検証・評価を行います。

1. 教育課程（メゾ）での評価は、学修成果アンケート、単位取得状況、学位取得率、留年率、卒業論文・卒業研究（修士論文・博士論文）の成果評価割合等により行います。
2. 授業科目（ミクロ）での評価は、シラバス「成績評価の方法と基準」で明示した基準に基づいて、各科目の成績評価分布、授業評価アンケートにより行います。

## 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

### 【修士課程】

中国研究科（修士課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した人材を養成するために、以下のような資質、能力及び知識を備えた学生を、各種選抜試験を通じて受け入れます。

#### 1. 求める学生像

本学の研究教育の基盤であり伝統でもある中国研究における人文・社会各分野の研究を総合する能力を持った高度職業人及び研究者を目指す意思と能力を持っている人。

#### 2. 入学前までに修得すべき能力

- (1) 中国文献の講読解析能力。
- (2) 相当の中国語能力（中国語検定2級、または旧HSK6級、新HSK5級以上、もしくはそれと同等の語学力）。
- (3) (2)に相応する英語などの外国語能力。
- (4) 中華世界全体を俯瞰しうる幅広い視野と知識、その裏付けとなる問題意識と教養。
- (5) 留学生に対しては、日本における膨大な中国研究の蓄積を批判的に摂取しうるだけの日本語能力（日本語能力試験NIレベル、もしくはそれと同等の語学力）。

#### 3. 選抜方法

- (1) 一般・外国人留学生選抜  
外国語、専門科目、口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。
- (2) 社会人特別選抜  
外国語、専門科目、口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。
- (3) 学内選抜  
外国語及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。

### 【博士後期課程】

中国研究科（博士後期課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した人材を養成するために、以下のような資質、能力及び知識を備えた学生を、各種選抜試験を通じて受け入れます。

#### 1. 求める学生像

本学の研究教育の基盤であり伝統でもある中国研究における人文・社会各分野の研究を総合する能力を持った高度職業人及び研究者を目指す意思と能力を持っている人。

#### 2. 入学前までに修得すべき能力

基本的かつ広い視野を持ち、新たな研究分野を開拓し、学界の発展に寄与しうる一定の研究能力

#### 3. 選抜方法

外国語、口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

## 国際コミュニケーション研究科

### 国際コミュニケーション専攻

#### 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

##### 【修士課程】

国際コミュニケーション研究科（修士課程）では、学則第6条の2に示す人材の養成を目指します。この目標に沿って、所定の単位を修得し、言語コミュニケーション研究領域、国際関係研究領域、多文化間比較研究領域のいずれかの研究領域において、以下の資質、能力及び知識を修得した学生に「修士（国際コミュニケーション）」の学位を授与します。

##### 1. 資質（主体性・多様性・協同性）

- (1) 国際コミュニケーションに関連する学術的問題に取り組む姿勢を有している。
- (2) グローバルな環境において多様性を尊重し、他者と協同しつつ、問題発見と問題解決に取り組む姿勢を有している。

##### 2. 能力（思考力・判断力・表現力）

- (1) 国際コミュニケーションに関連する学術的問題において独創性のある研究を起ち上げ、遂行する力を有している。
- (2) 国際コミュニケーションに関連する諸問題をクリティカルに読み解く力を有している。
- (3) 豊かな国際感覚を有している。

##### 4. 知識(技能)

国際コミュニケーションの学問領域に関する高度な専門知識を有し、グローバル化が進展する環境で活躍する能力を有している。

#### 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

##### 【修士課程】

国際コミュニケーション研究科（修士課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた資質、能力及び知識を修得させるために、以下の内容、方法等に基づき、カリキュラムを体系的に編成し、実施します。

##### （教育内容）

##### 【言語コミュニケーション研究領域（英語）】

1. 英語学における史的研究、コーパス言語学、認知言語学の研究方法を修得するため、「英語学研究」「英語コミュニケーション研究」を配置する。
2. 英語教育学における教授法、教育社会学、コミュニケーション論を修得するため、「英語教育学研究」「英語コミュニケーション研究」「英語圏文化研究」を配置する。
3. 英語学、英語教育学の修士論文を作成するために必要な知識や技能を習得できるように「英語学研究演習」「英語教育学研究演習」「英語コミュニケーション研究演習」を配置する。

##### 【言語コミュニケーション研究領域（日本語）】

1. 日本語の言語構造に関する研究及び社会における言語の役割を視点に分析する日本語研究の方法を習得するため、「日本語学研究」「日本語コミュニケーション研究」を配置する。
2. 広い視野から日本語の特性を分析する研究方法を習得するため、「日英対照言語研究」「日中対照言語研究」「言語学特殊講義（一般言語学）」「音声学」を配置する。
3. 日本語教育分野における言語教育法、第二言語習得、学習者特性等に関する研究方法を習得するため、「日本語教育学研究」「日本語教授法」を配置する。
4. 日本語学及び日本語教育学に関する調査研究を行い、学位論文にまとめるための知識や技能を習得できるように「日本語学研究演習」「日本語教育学研究演習」を配置する。

##### 【国際関係研究領域】

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

1. 政治哲学、国際政治学、国際経済学、国際社会学などを基本に、国際関係学（グローバルスタディーズ）を軸とした世界認識、論理的思考を身につけるため「国際関係研究」を配置する。
2. ライブラリーワークだけに収束せず、広く生き生きとした現実感覚に拠りながら研究を進め、世界秩序の在り方へのより深い理解のための柔軟な姿勢を養うために「フィールドワーク」を配置する。

## 【多文化間比較研究領域】

1. 文化人類学やフォークロアを中心とする多元的文化的理解の思考方法を身につけるため「多文化間比較研究」を配置する。
2. ライブラリーワークだけに収束せず、現実に即した文化的理解や多種多様な文化を理解する柔軟な姿勢を養うために「フィールドワーク」を配置する。

## （教育方法）

### 【言語コミュニケーション研究領域（英語）】

1. 英語学、英語教育学に関する専門知識を修得し、主体的な研究ができるよう英語学においては通時的、共時的な分野、英語教育学においては英語教授法、第二言語習得の授業科目を系統的に配置し、演習、講義形式で実施する。

### 【言語コミュニケーション研究領域（日本語）】

1. 演習と講義を織り交ぜ、他者との協同や教師との対話を通じて、日本語及び日本語教育に関する学術的問題を読み解く。
2. 日本語教育実習や研究調査により座学で得た知識を裏付け、独創性ある研究に発展させる。

## 【国際関係研究領域】

1. 演習形式の授業をつうじて、国際政治、経済、社会の理論と現場とに豊かな実践経験を持つ教員と文献研究、ケーススタディの学修ができるような教育をめざしている。
2. 学生が主体的学修を実践できるよう、多角的な視座を養うプレゼンテーション・スキルや情報収集・分析の実践、さらにそれらを生きた人間社会の研究へと繋げられるよう「フィールドワーク」を奨励する。

## 【多文化間比較研究領域】

1. 演習形式の授業をつうじて、豊かなフィールド経験を持つ教員と実例を通じた学修ができるようにする。
2. 学生が主体的学修を実践できるよう、アクティブ・ラーニング的教授方法として「フィールドワーク」を奨励する。

## 【言語コミュニケーション研究領域（英語・日本語）・国際関係研究領域・多文化間比較研究領域】

1. 学生のフィールドワークに対しては、対象、方法、合法性などにおいて適切かどうか、慎重な審査を行ったうえで、奨学金も支給し、学修をサポートする。

## （学修成果の評価）

国際コミュニケーション研究科（修士課程）では、本学における学修成果の評価方針（アセスメントポリシー）に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す学修目標の達成状況を把握するため、以下の方法により、検証・評価を行います。

1. 教育課程（メゾ）での評価は、学修成果アンケート、単位取得状況、学位取得率、留年率、卒業研究（修士論文・博士論文）の成果評価割合等により行います。
2. 授業科目（ミクロ）での評価は、シラバス「成績評価の方法と基準」で明示した基準に基づいて、各科目の成績評価分布により行います。

## 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

## 【修士課程】

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

国際コミュニケーション研究科（修士課程）では、国際的・国内的にグローバル化が進行し、同時にローカルな視点も求められる現代の状況のなかで活躍できる人材の育成を目的とした学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を達成する為に、言語コミュニケーション研究領域、国際関係研究領域、多文化間比較研究領域のいずれかの研究領域において、以下のような資質、能力及び知識を備えた学生を、各種選抜方法を通じて受け入れます。

## 1. 資質（意欲・関心）

- (1) 英語文献学、英語学、英語教育について研究し、それらの専門的能力を活かした仕事に携わりたいと考えている人
- (2) 日本語、日本語教育について研究し、それらの専門的な能力を活かした仕事に携わりたいと考えている人
- (3) 社会科学的思考に関心があり、国際関係の仕事に就きたいと考えている人
- (4) 国際商取引、商事仲裁など国際ビジネスに関心をもっている人
- (5) 異文化、多文化共生、国際コミュニケーションについて関心がある人

## 2. 能力（思考力・判断力・表現力）

- (1) 研究を行うためのクリティカルで論理的な思考能力
- (2) 研究に適したレベルの諸言語能力

## 3. 知識（技能）

- (1) 専門的研究活動を展開する上で必要とされる学士修了レベルの知識・経験
- (2) 母語以外の語学における専門的研究活動及び修士論文作成に関する4技能（読む、書く、聞く、話す）

## 4. 各種選抜方法

- (1) 一般・外国人留学生選抜  
外国語、専門科目、口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。
- (2) 社会人特別選抜  
小論文、口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。
- (3) 学内選抜  
口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。

## 文学研究科

### 日本文化専攻

#### 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

##### 【修士課程】

文学研究科日本文化専攻（修士課程）では、学則第6条の2に示す人材の養成を目指します。この目標に沿って、所定の単位を修得し、以下の資質、能力及び知識を身につけた大学院生に「修士（日本文化）」の学位を授与します。

1. 日本文化に関する幅広い視野と見識を獲得している。
2. 史資料批判能力や実証的な論証の技術を身につけている。
3. 日本文化の諸事象に対して独自の判断・評価を行い得る人材である。
4. 日本文化に関する専門的知識、史資料や文献の読解力などの専門的研究技能、思考力や分析力などの専門的研究能力を有し、それらの知識・技能・能力を社会に還元できる人材である。

##### 【博士後期課程】

文学研究科日本文化専攻（博士後期課程）では、学則第6条の2に示す人材の養成を目指します。この目標に沿って、所定の単位を修得し、以下の資質、能力及び知識を身につけた大学院生に「博士（日本文化）」の学位を授与します。

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

1. 日本文化に精通し、高度な専門的知識と幅広い教養を駆使して、専門分野の研究を独自の視点から推進、発展させ得る能力を有している。
2. 日本文化に関する高度な専門的知識と幅広い教養を有し、その培った能力を、教育・研究分野における専門的な職業人として社会に還元し得る人材である。

## 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

### 【修士課程】

文学研究科日本文化専攻（修士課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた資質、能力及び知識を修得させるために、以下の内容、方法等に基づき、カリキュラムを体系的に編成し、実施します。

### （教育内容）

1. 日本文化における多面性や独自性など諸問題について総合的に把握するため、「講義科目」を配置する。
2. 「講義科目」のうちから、個別の専門分野以外の他分野の日本文化に関する8科目16単位以上を修得しなければならない。また、日本文化以外の、文学研究科内の地域社会システム専攻や欧米文化専攻や他研究科に関する科目も4科目8単位まで取得可能とする。
3. 日本歴史、日本語学、日本文学など、個別の各専門分野を総合した日本文化の研究方法を修得できるように、「日本文化研究方法論Ⅰ」および「日本文化研究方法論Ⅱ」を必修科目として配置する。
4. 大学院生が修士論文の作成に必要とする専門的知識、史資料や文献の読解などの専門的研究技能、および思考力や分析力などの専門的研究方法を修得できるように、各分野の専修科目において、専門的講義2科目4単位、演習4科目8単位を配置する。
5. 中等教育機関の教員や博物館学芸員などの専門職や博士後期課程に進学できる人材の養成を目指す。

### （教育方法）

1. 講義科目では、修士論文作成に必要とする専門的知識の習得を目的とし、講義形式の方法を採用する。
2. 演習科目では、修士論文作成に必要とする史資料や文献の読解などの専門的研究技能、および思考力や分析力などの専門的研究能力を向上させるため、史資料・文献講読、研究発表、相互議論を取り入れた演習を採用する。
3. 指導教授が、修士論文作成に必要な専門的知識、史資料や文献の読解などの専門的研究技能、および思考力や分析力などの専門的研究能力の習得・向上のために、個別具体的な研究指導や論文執筆・発表の方法指導を行う。
4. 日本文化専攻を含めた文学研究科全体の中で研究発表の場を設け、指導教員以外の教員や専門分野以外の大学院生を含めた、研究議論を行う。

### （学修成果の評価）

文学研究科日本文化専攻（修士課程）では、本学における学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す学修目標の達成状況を把握するため、以下の方法により、検証・評価を行います。

1. 教育課程（メゾ）での評価は、学修成果アンケート、単位取得状況、学位取得率、留年率、中間発表会、修士論文及び口述試験の成果評価割合等により行います。
2. 授業科目（ミクロ）での評価は、シラバス「成績評価の方法と基準」で明示した基準に基づいて、各科目の成績評価分布により行います。

### 【博士後期課程】

文学研究科日本文化専攻（博士後期課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた資質、能力及び知識を修得させるために、以下の内容、方法等に基づき、カリキュラムを体系的に編成し、実施します。

### （教育内容）

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

<p>1. 修士課程における日本文化に関する専門的な研究知識、研究技能、研究能力を基として、博士論文作成に必要とする高度で専門的な研究知識、史資料や文献読解などの研究技能、および思考力や分析力などの研究能力のさらなる向上を目指して、専門分野に関わる必修の専修科目の「日本文化特殊研究」4単位および「研究演習」4単位を配置し、研究指導を行う。</p> <p>2. 専門分野の研究を広い視野をもって深めるため、指導教員が指導によって、専門分野に関わる専修科目以外の専門科目を修得可能とする。</p> <p>3. 高等教育機関や研究機関の教育研究職員や博物館学芸員などの専門職の養成を目指す。</p>
<p>(教育方法)</p> <p>1. 講義科目では、博士論文作成に必要とするさらに高度な専門的知識の習得を目的とし、講義形式の方法を採用する。</p> <p>2. 演習科目では、博士論文作成に必要とする史資料や文献の読解などのさらに高度な専門的研究技能、および思考力や分析力などのさらに高度な専門的研究能力を向上させるため、史資料・文献講読、研究発表、相互議論を取り入れた演習を採用する。</p> <p>3. 指導教授が、博士論文作成に必要な高度な専門的知識、史資料や文献の読解などの高度な専門的研究技能、および思考力や分析力などの高度な専門的研究能力のさらなる習得・向上のために、個別具体的な研究指導や論文執筆・発表の方法指導を行う。</p> <p>4. 日本文化専攻を含めた文学研究科全体の中で研究発表の場を設け、指導教員以外の教員、専門分野以外の大学院生を含めたさらに高度な研究議論を行う。</p>
<p>(学修成果の評価)</p> <p>文学研究科日本文化専攻（博士後期課程）では、本学における学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す学修目標の達成状況を把握するため、以下の方法により、検証・評価を行います。</p> <p>1. 教育課程（メゾ）での評価は、学修成果アンケート、単位取得状況、学位取得率、留年率、中間発表会、博士論文及び口述試験の成果評価割合等により行います。</p> <p>2. 授業科目（ミクロ）での評価は、シラバス「成績評価の方法と基準」で明示した基準に基づいて、各科目の成績評価分布、授業評価アンケートにより行います。</p>
<p>入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）</p>
<p>【修士課程】</p> <p>文学研究科日本文化専攻（修士課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した人材を養成するために、以下のような資質、能力及び知識を備えた大学卒業者あるいは学士取得者、または大学卒業者と同等以上の学力があると認められた方を、各種選抜試験を通じて受け入れます。</p>
<p>1. 求める学生らの像</p> <p>(1) 本専攻進学に先立って、学部教育における一般教養と専門分野の基礎的知識を備えている人。</p> <p>(2) 専攻の個別専門分野である日本歴史、日本語学、日本文学を中心に、古代から近現代に至るまで、日本文化における独自性や多面性などの諸問題について総合的に把握する意欲を有する人。</p>
<p>2. 入学前までに修得すべき能力</p> <p>(1) 日本歴史や地理学を学習するために必要な基礎的な知識。</p> <p>(2) 日本語学や日本文学を学習するために必要な基礎的な知識。</p> <p>(3) ものごとを自ら論理的に考えるための基礎的な能力。</p> <p>(4) 自分の意見などを発表するための基礎的な能力。</p> <p>(5) 他者の意見などを聞き対話するための基礎的な能力。</p>
<p>3. 選抜方法</p> <p>(1) 一般・外国人留学生選抜 外国語、専門科目、口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。</p> <p>(2) 社会人特別選抜</p>

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

<p>専門科目、口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。</p>
<p><b>【博士後期課程】</b>            文学研究科日本文化専攻（博士後期課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した人材を養成するために、以下のような資質、能力及び知識を備えた修士取得者、または修士取得者と同等以上の学力があると認められた方を、各種選抜試験を通じて受け入れます。</p>
<p>1. 求める大学院生らの像</p> <p>(1) 修士の学位を取得した上で、修士論文を基に、専門的な知識、史資料や文献読解などの研究技能、および思考力・分析力などの研究能力についてのさらなる向上が見込める人。</p> <p>(2) 日本文化に関する専門的な教養を有した上で、さらにそれをより広い文脈の中で相対化し、横断的に隣接諸分野へと架橋し得る柔軟性と思考力を有する人。</p> <p>(3) 日本文化に関する専門的研究をさらに高度に深め、研究者として当該分野における研究を進展させ得る能力を有するとともに、教育者として高等教育においてその能力を発揮しようとする意欲を持つ人。</p>
<p>2. 入学前までに修得すべき能力</p> <p>(1) 日本歴史や地理学を学習するために必要な専門的な知識。</p> <p>(2) 日本語学や日本文学を学習するために必要な専門的な知識。</p> <p>(3) ものごとを自ら論理的に考えるための専門的な能力。</p> <p>(4) 自分の意見などを発表するための専門的な能力。</p> <p>(5) 他者の意見などを聞き対話するための専門的な能力。</p>
<p>3. 選抜方法</p> <p>外国語、口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。</p>

## 地域社会システム専攻

<p>学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）</p>
<p><b>【修士課程】</b>            文学研究科地域社会システム専攻（修士課程）では、学則第6条の2に示す人材の養成を目指します。この目標に沿って、所定の単位を修得し、以下の資質、能力及び知識を身につけた学生に「修士（地域社会システム）」の学位を授与します。</p>
<p>1. 地域社会の構造と変動過程に関する広い視野と見識を持っている。</p> <p>2. 多角的な視点から地域社会の諸問題を考察できる能力を有している。</p> <p>3. 地域社会の構造と変動過程に関する広い視野と見識を活用し、地域社会に貢献できる能力を有している。</p> <p>4. 地域社会の構造と変動過程に関する広い視野と見識を生かして、高度な専門性を必要とする職業に就ける能力を有している。</p>
<p><b>【博士後期課程】</b>            文学研究科地域社会システム専攻（博士後期課程）では、学則第6条の2に示す人材の養成を目指します。この目標に沿って、所定の単位を修得し、以下の資質、能力及び知識を身につけた学生に「博士（地域社会システム）」の学位を授与します。</p>
<p>1. 地域社会の多様な分野を複合的に考察し、独自の視点から研究できる能力を有している。</p> <p>2. 地域社会の諸問題に精通し、高度な専門性と客観的な視点から比較検討できる能力を有している。</p> <p>3. 地域社会の諸問題に精通し、高度な専門性を必要とする職業に就ける能力を有している。</p>
<p>教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）</p>
<p><b>【修士課程】</b></p>

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

文学研究科地域社会システム専攻（修士課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた資質、能力及び知識を修得させるために、以下の内容、方法等に基づき、カリキュラムを体系的に編成し、実施します。

## （教育内容）

1. 社会学及び地理学を主たる構成要素として地域社会について多面的、実証的に分析し、地域社会の具体的諸課題の解決と地域社会のあり方をシステムとして複合的、総合的に構想し、実践的に取り組むことのできる専門的な能力を養成するため、「講義科目」を配置する。
2. 地域社会をシステムとして体系的総合的に認識するために、「地域社会システム研究方法論Ⅰ」及び「地域社会システム研究方法論Ⅱ」を必修科目として配置する。
3. 学生が修士論文の作成について必要な知識や技能を修得できるように、各分野の専修科目において、専門的講義4単位、演習8単位を配置する。

## （教育方法）

1. 講義科目では、地域社会の構造と変動過程に関する体系的、総合的な理解を得ることを目的とし、講義を踏まえた集团的討論の方法を採用する。
2. 演習科目では、地域社会に関する専門的研究能力を向上させるため、自主的研究とその発表を取り入れた演習を採用する。
3. 指導教授が、研究課題の発見、研究作業の進め方に関する研究指導や論文執筆・発表の指導を行う。

## （学修成果の評価）

文学研究科地域社会システム専攻（修士課程）では、本学における学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す学修目標の達成状況を把握するため、以下の方法により、検証・評価を行います。

1. 教育課程（メゾ）での評価は、学修成果アンケート、単位取得状況、学位取得率、留年率、中間発表会、修士論文及び口述試験の成果評価割合等により行います。
2. 授業科目（ミクロ）での評価は、シラバス「成績評価の方法と基準」で明示した基準に基づいて、各科目の成績評価分布により行います。

## 【博士後期課程】

文学研究科地域社会システム専攻（博士後期課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた資質、能力及び知識を修得させるために、以下の内容、方法等に基づき、カリキュラムを体系的に編成し、実施します。

## （教育内容）

1. 地域社会システム論における高度の専門知識を修得するため、専修科目の「地域社会システム特殊研究」を配置する。
2. 修士課程における高度な専門的能力を基礎として、さらに研究的、独創的な研究能力を育成するために、必修の専修科目の「特殊研究」4単位及び「研究演習」4単位を配置する。
3. 高度の学術論文を執筆するための研究指導を行う。

## （教育方法）

1. 講義科目では、地域社会の構造と変動過程に関する高度な専門知識を得ることを目的とし、講義を踏まえた集团的討論の方法を採用する。
2. 演習科目では、地域社会に関する専門的研究能力を修士課程を越えてさらに向上させるため、自主的研究とその発表を取り入れた演習を採用する。
3. 指導教授が、高度の学術論文を準備するための研究指導や論文執筆・発表の指導を行う。

## （学修成果の評価）

文学研究科地域社会システム専攻（博士後期課程）では、本学における学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す学修目標の達成状況を把握するため、以下の方法により、検証・評価を行います。

1. 教育課程（メゾ）での評価は、学修成果アンケート、単位取得状況、学位取得率、留年率、中

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

<p>間発表会、博士論文及び口述試験の成果評価割合等により行います。</p> <p>2. 授業科目（ミクロ）での評価は、シラバス「成績評価の方法と基準」で明示した基準に基づいて、各科目の成績評価分布、授業評価アンケートにより行います。</p>
<b>入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）</b>
<b>【修士課程】</b> 文学研究科地域社会システム専攻（修士課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した人材を養成するために、以下のような資質、能力及び知識を備えた学生を、各種選抜試験を通じて受け入れます。
1. 求める学生像 (1) 本研究科で学ぶために必要な学力を身につけている人。 (2) 地域社会への強い関心を持ち、地域社会の構造と変動過程について、主体的に研究する意欲がある人。 (3) 地域社会に関する多様な分野の専門知識を修得して、地域社会への貢献を目指す人。
2. 入学前までに修得すべき能力 (1) 人文・社会系の学問を学習するために必要な基礎的な知識。 (2) ものごとを自ら論理的に考えるための基礎的な能力。 (3) 自分の意見などを発表するための基礎的な能力。 (4) 他者の意見などを聞き対話するための基礎的な能力。
3. 選抜方法 (1) 一般・外国人留学生選抜 外国語、専門科目、口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。 (2) 社会人特別選抜 口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。
<b>【博士後期課程】</b> 文学研究科地域社会システム専攻（博士後期課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した人材を養成するために、以下のような資質、能力及び知識を備えた学生を、各種選抜試験を通じて受け入れます。
1. 求める学生像 (1) 地域社会の多様な分野に関する幅広い知識を修得している人。 (2) 地域社会の諸問題について、客観的な分析にもとづいた論理思考により、独自の見解を体系化できる能力がある人。 (3) すでに修得した専門知識をより深めながら教育職や研究職に就く意思がある人。
2. 入学前までに修得すべき能力 (1) 人文・社会系の学問を学習するために必要な基礎的な知識。 (2) ものごとを自ら論理的に考えるための基礎的な能力。 (3) 自分の意見などを発表するための基礎的な能力。 (4) 他者の意見などを聞き対話するための基礎的な能力。
3. 選抜方法 外国語、口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。

## 欧米文化専攻

<b>学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）</b>
<b>【修士課程】</b>

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

<p>文学研究科欧米文化専攻（修士課程）では、学則第6条の2に示す人材の養成を目指します。この目標に沿って、所定の単位を修得し、以下の資質、能力及び知識を身につけた学生に「修士（欧米文化）」の学位を授与します。</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 欧米文化に関する幅広い視野と識見を持ち、物事を主体的に判断する能力を持っている。</li> <li>2. 欧米文化に関する知識と語学力とを活用し、専門的な職業人として社会に貢献できる人材である。</li> <li>3. 欧米文化研究の深化と同時に、自主的に日本文化に対する造詣をも深くし、深く幅広い欧米文化の知識をもとに、日本文化の発展と向上に資する人材となる基礎能力を有している。</li> <li>4. 欧米文化の研究を通して欧米人を深く理解し、平和に貢献できる見識を持っている。</li> </ol>
<p><b>【博士後期課程】</b>          文学研究科欧米文化専攻（博士後期課程）では、学則第6条の2に示す人材の養成を目指します。この目標に沿って、所定の単位を修得し、以下の資質、能力及び知識を身につけた学生に「博士（欧米文化）」の学位を授与します。</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 欧米文化に精通し、高度な専門的知識を駆使して、独自の視点から専門分野の研究を推進する能力を有している。</li> <li>2. 日本の文化と歴史にも通曉し、欧米文化を客観的な立場から比較考察できる能力を有している。</li> <li>3. 欧米文化の研究が自ずと日本文化の発展に寄与し得るだけの質と客観性を持っている。</li> </ol>
<p><b>教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）</b></p>
<p><b>【修士課程】</b>          文学研究科欧米文化専攻（修士課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた資質、能力及び知識を修得させるために、以下の内容、方法等に基づき、カリキュラムを体系的に編成し、実施します。</p>
<p><b>（教育内容）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学生達に思想、文学、言語学の各分野に関する専門的知識と幅広い知識を授け、常に知的好奇心を以て研究に取り組む姿勢を涵養しなければならない。そのために多岐にわたる系統的な「講義科目」を配置する。</li> <li>2. 専門的知識ばかりに偏ることなく、関連分野の広範な知識をも体得して客観的視野を広げ、研究に幅と客観性をもたらしべく他専攻の科目の履修を認める。</li> <li>3. 修士論文の執筆に向けて研究の仕方の基本を学ぶことができるように、「欧米文化研究方法論Ⅰ」及び「欧米文化研究方法論Ⅱ」を1年次の必修科目として配置する。</li> <li>4. 学生の研究指導に当たっては、指導教授のほかに副指導教授を置くことで、異なった視点からの指導を推進し、学生の研究の視野を広げ豊かにする。</li> <li>5. 必修と選択の科目の履修以外に、自国の歴史的文化に関する自主的学習を合わせて行うことを推奨し、自己の立脚点を堅固なものとするこことで、欧米文化を一層深く探求できる指導体制を取る。</li> </ol>
<p><b>（教育方法）</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講義科目では、研究のための基礎的な能力の習得を目的として、高度な専門的知識の伝授を、質疑応答を活発に行うことによって、効率的に遂行する。</li> <li>2. 演習科目では、それぞれの院生の専門的研究を自主的に遂行していく能力を向上させるため、文献精読と討論を取り入れた演習を採用する。</li> <li>3. 指導教授が、それぞれの分野の研究状況への適用力を持った研究能力を身に着けさせるような、研究指導や論文執筆・発表の指導を行う。</li> </ol>
<p><b>（学修成果の評価）</b>          文学研究科欧米文化専攻（修士課程）では、本学における学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す学修目標の達成状況を把握するため、以下の方法により、検証・評価を行います。</p>

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

1. 教育課程（メゾ）での評価は、学修成果アンケート、単位取得状況、学位取得率、留年率、中間発表会、修士論文及び口述試験の成果評価割合等により行います。
2. 授業科目（ミクロ）での評価は、シラバス「成績評価の方法と基準」で明示した基準に基づいて、各科目の成績評価分布により行います。

## 【博士後期課程】

文学研究科欧米文化専攻（博士後期課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた資質、能力及び知識を修得させるために、以下の内容、方法等に基づき、カリキュラムを体系的に編成し、実施します。

## （教育内容）

1. 欧米文化関連書学における高度な研究を独自に展開していくための能力を習得するため、専門科目の「欧米文化研究方法論」を配置する
2. 思想、文学、言語学の各分野において、修士課程での研究の深化と、関連の教養的知識の蓄積を前提にして、さらに高度な専門知識を教授し、きめ細やかな指導の下に論文作成への手引きをする体制を整えることから、必修の専修科目の「特殊研究」4単位及び「研究演習」4単位を配置する。
3. 欧米文化関連諸学の高度な研究を、専門的に、かつ関連諸学科との連携も視野に収める形で遂行するための研究指導を行う。
4. 一見類似したものの中に相違を、一見遠い関係のものの中に近似性を認知できるような批評精神を、専門分野以外の事柄にも及び広汎な探求を通して養成する。

## （教育方法）

1. 講義科目では、修士課程での知識獲得と研究の蓄積を前提にして研究のためのより高次のかつ応用的な知識の習得を目的として、高度な専門的知識の伝授を、質疑応答を活発に行うことによって、効率的に遂行する。
2. 演習科目では、修士課程での知識獲得と研究の蓄積を前提にしてそれぞれの院生の専門の研究をより高次に応用的な形で自主的に遂行していく能力を向上させるため、文献精読と討論を取り入れた演習を採用する。
3. 指導教授が、それぞれの分野の現在進行形の研究状況への適用力と高度な応用能力を持った研究能力を身に付けさせるような、研究指導や論文執筆・発表の指導を行う。

## （学修成果の評価）

文学研究科欧米文化専攻（博士後期課程）では、本学における学修成果の評価方針（アセスメント・ポリシー）に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示す学修目標の達成状況を把握するため、以下の方法により、検証・評価を行います。

1. 教育課程（メゾ）での評価は、学修成果アンケート、単位取得状況、学位取得率、留年率、中間発表会、博士論文及び口述試験の成果評価割合等により行います。
2. 授業科目（ミクロ）での評価は、シラバス「成績評価の方法と基準」で明示した基準に基づいて、各科目の成績評価分布、授業評価アンケートにより行います。

## 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

### 【修士課程】

文学研究科欧米文化専攻（修士課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した人材を養成するために、以下のような資質、能力及び知識を備えた学生を、各種選抜試験を通じて受け入れます。

#### 1. 求める学生像

- (1) ヨーロッパとアメリカの文化一般を、思想・文学・言語学の各分野で幅広く研究を行う意思を持つ人。
- (2) 欧米の文化の諸相をその歴史を通して相対的に究明し、それを礎にして教育的実践や新たな文化の発展に寄与し得る潜在能力を持つ人。
- (3) 学部教育における一般教育と専門的知識を十分備えている人。

# I. 愛知大学大学院 3つのポリシー

<p>(4) 欧米の原典を読むに先立って、相応の外国語能力を持っている人。</p>
<p>2. 入学前までに修得すべき能力</p> <p>(1) 人文・社会系の学問を学習するために必要な基礎的な知識。</p> <p>(2) ものごとを自ら論理的に考えるための基礎的な能力。</p> <p>(3) 自分の意見などを発表するための基礎的な能力。</p> <p>(4) 他者の意見などを聞き対話するための基礎的な能力。</p>
<p>3. 選抜方法</p> <p>(1) 一般・外国人留学生選抜 外国語、専門科目、口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。</p> <p>(2) 社会人特別選抜 口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。</p>
<p>【博士後期課程】</p> <p>文学研究科欧米文化専攻（博士後期課程）では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に示した人材を養成するために、以下のような資質、能力及び知識を備えた学生を、各種選抜試験を通じて受け入れます。</p>
<p>1. 求める学生像</p> <p>(1) 欧米の文化一般の幅広い知識を備えていることを前提とし、さらに専門的研究を深めていく強い意思を持っている人。</p> <p>(2) 客観的な批判と分析に基づいた論理的思考により、研究対象を体系化し得る潜在能力を持っている人。</p> <p>(3) 指導的立場に立って文化創造をしたり、教育職や研究職に就く強い意志を持つ人。</p>
<p>2. 入学前までに修得すべき能力</p> <p>(1) 人文・社会系の学問を学習するために必要な基礎的な知識。</p> <p>(2) ものごとを自ら論理的に考えるための基礎的な能力。</p> <p>(3) 自分の意見などを発表するための基礎的な能力。</p> <p>(4) 他者の意見などを聞き対話するための基礎的な能力。</p>
<p>3. 選抜方法</p> <p>外国語、口述試験及び出願書類により総合判定して合格者を決定します。</p>

## Ⅱ. 学業に関する諸事項

---

### 1. 単位制

単位制とは、大学院設置基準に基づいて、各授業科目を学修し、所定の単位を修得する制度です。

単位とは学修時間を表す名称で、その修得は、各授業科目について所定の時間を履修し、試験その他の方法により合格と判定されたときに認められます。

1単位とは、各授業科目につき、45時間の学修時間を必要とするものとして計算されます。なお、授業期間は、春学期・秋学期各15週（年間30週）です。各授業科目の単位計算は、科目の種類・性質等によって異なり、大別して次の3種類に分けられます。

#### (1) 授業・演習科目

15時間の授業で1単位となります。

これにより、本学での毎週1時限(2時間相当)1 Semester(半年間)の授業で2単位、1年間の授業で4単位となります。ただし、科目によっては単位数の異なるものもあります。

#### (2) 実験・実習科目

30時間の授業で1単位となります。

これにより、本学での毎週1時限(2時間相当)1 Semester(半年間)の授業で1単位となります。

#### (3) 授業・演習科目と実験・実習科目との併用

「授業・演習」の授業方法と「実験・実習」の授業方法を併用する場合の単位数の計算は、その組み合わせに応じ、上記(1)及び(2)に規定する基準を考慮して1単位とします。

### 2. 課程の修了要件

#### (1) 修士課程

- ① 修士課程を修了するためには、修士課程に2年以上在学し、所要単位32単位以上、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することが必要となります。また、その研究に必要な1外国語の審査に合格することが条件となっています（文学研究科社会人入学試験にて入学した学生についてはこの限りではありません）。
- ② 優れた業績をあげた者の修業年限については、学則第29条（p.80）を参照してください。

#### (2) 博士課程

- ① 博士課程を修了するためには、博士後期課程に3年以上在学し、所要単位8単位以上、中国研究科博士後期課程については12単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格することが必要となります。また、その研究に必要な1外国語の審査に合格することが条件となっています。
- ② 修業年限3年（以上）で修了し学位を受けるには、**当該年度の8月末までに**学位論文を提出しなければなりません（論文の審査期間は、原則として6カ月以内となっています）。
- ③ 優れた研究業績をあげた者の修業年限については、学則第30条（p.80）を参照してください。

## Ⅱ. 学業に関する諸事項

### 3. ポータルサイト

学生への通知及び情報提供の一環として、授業の“休講・補講・講義室変更”、“学内連絡/授業連絡”、“シラバス”、“授業時間割”等をポータルサイト（パソコン及びスマートフォン）で確認できるようになっています。

利用方法は、以下のとおりです（一部、パソコン限定の情報提供があります）。

①以下の愛知大学の公式ホームページからアクセスしてください。

（アクセス方法） <http://www.aichi-u.ac.jp/>

②トップページ画面中段にある「LiveCampusU」をクリックしてください。

③パソコン用、スマートフォン用のいずれかを選択し、クリックしてください。

[パソコン用]

→ 「学生・教員・職員（PC） >> こちら <<」をクリック

→ ユーザ ID、パスワードを入力してログイン → ポータル画面が表示

→ “休講・補講・講義室変更”、“学内連絡/授業連絡”、“シラバス”、“授業時間割”等を閲覧

[スマートフォン用]

→ 「学生・教員（スマートフォン） >> こちら <<」をクリック

→ ユーザ ID、パスワードを入力してログイン → ポータル画面が表示

→ “休講・補講・講義室変更”、“学内連絡/授業連絡”等を閲覧

### 4. 授業

#### （1）授業時間割

① 各研究科の授業時間割表は、年度初めにポータルサイト等で通知します。

② 授業時間割に変更があった場合には、その都度ポータルサイト等で通知します。

【全校舎】

時 限	授 業 時 間
1	9:15 ～ 10:45
2	11:00 ～ 12:30
3	13:15 ～ 14:45
4	15:00 ～ 16:30
5	16:45 ～ 18:15
6	18:25 ～ 19:55

#### （2）休講・補講

① 担当教員から休講の届出があった場合は、その都度ポータルサイト等で通知します。

② 補講（休講を理由とすることに限らない）は、原則として遠隔授業（オンデマンド型・資料提示型）で実施します。ただし、対面授業を実施する場合は、通常講義期間の月～金6時限（豊橋校舎は5時限）に実施します。

③ 暴風等の場合の休講は、次の基準によります。

○対面授業・・・「暴風等の場合の休講等措置基準」をこれまでどおり適用します。

## Ⅱ. 学業に関する諸事項

○遠隔授業・・・以下「暴風等の場合の休講等措置基準」を適用しません。

※暴風警報発令において、遠隔授業を予定どおり実施します。

※一部科目で休講となる場合があります。その際、別途案内します。

### ■暴風等の場合の休講等措置基準

1. 愛知県下に「特別警報」又は「暴風警報」発令中は次の基準により休講とします。

なお、愛知県下とは愛知県内のすべての地区を指します。したがって、いずれかの地区に特別警報又は暴風警報が発令された場合、全校舎が休講となります。

午前6時30分までに解除	通常どおり授業を実施
午前6時30分現在発令中 (解除されていない場合) もしくは、午前6時30分～ 授業開始前に発令された場合	1・2時限休講
午前6時30分～午前10時までに解除	3時限以降通常どおり授業を実施
午前10時現在発令中 (解除されていない場合)	3時限以降休講
授業開始後に発令された場合	直ちに授業中止とする

2. 定期試験期間中及び追試験期間中に「特別警報」又は「暴風警報」が発令された場合には、次の基準により試験の実施を中止します。なお、中止した試験の実施日時については、警報の解除日の翌日にポータルサイト等で指示します。

午前6時30分までに解除	試験時間割どおり実施
午前6時30分現在発令中(解除されていない場合) もしくは 午前6時30分～試験開始前に発令された場合	すべての試験を中止
試験開始後に発令された場合	その時限終了後、当日の残りの試験をすべて別の日に実施する

3. 地震が発生した場合、あるいは「南海トラフ地震に関連する情報」で発表された情報等に基づき、講義又は試験を行うことが困難であると学長が判断した場合は休講(場合によっては休校)とし、本学公式ホームページ及びポータルサイト等でその都度指示します。

4. 水害などの災害による避難勧告の発令、交通機関の運休・ストライキなどの影響で、講義又は試験を行うことが困難であると学長が判断した場合は休講(場合によっては休校)とし、本学公式ホームページ及びポータルサイト等でその都度指示します。

### (3) 授業欠席届

やむを得ず授業を欠席する場合、証明書(診断書等)を添付して、授業の担当者に直接「授業欠席届」を提出してください(用紙は大学院事務課・豊橋教務課で交付)。

## Ⅱ. 学業に関する諸事項

なお、本学では公欠制度は設けていません。授業を欠席した場合の取扱いは担当教員の指示に従ってください。

### (4) 学校感染症に罹患した場合の取扱い

学校保健安全法に定められた感染症（はしか、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、水ぼうそう等）に罹患した場合、以下のホームページに示される手順に従い、医療機関受診・診断書発行のうえ、「授業欠席届」の手続きを行ってください。

愛知大学保健室ホームページ：<http://taweb.aichi-u.ac.jp/hoken/>  
（「学校感染症にかかった場合」を参照）

## 5. 履修の手続

### (1) 指導教員

#### ① 指導教員との相談（新入生）

学年始めに指導教員と面談し、履修計画及び今後の研究計画等について相談してください。また、他専攻又は他研究科の授業科目の履修には指導教員及び担当教員の承認が必要となります。

#### ② 指導教員変更について

何らかの事情により、当初の指導教員から指導が受けられなくなった場合には、「指導教員変更願」の提出が必要となります。「指導教員変更願」は、当初の指導教員と今後指導を希望する教員の承認を得たうえで提出してください。

※「指導教員変更願」が提出されず、指導教員がいない状態が続くことは、今後学位論文における作成指導及び論文審査を受けるうえで著しく不利益を被ることになりますので、必ずこの手続を行ってください。

### (2) 履修登録

- ① 当年度履修する授業科目については、必ず所定の期限までに履修登録（以下、登録）の手続を行います（登録のない授業科目については、履修及び試験を受けることはできません）。
- ② 所定の期限を過ぎても登録を完了していない場合は、修学の意味がないものとみなします。
- ③ 登録は、Webにより行います（必要な資料等は、新学期にポータルサイト等で通知します）。
- ④ 誤った授業科目を登録した場合やその他登録に不備がある場合は、当該授業科目の登録は無効になります。ただし、定められた期間で履修訂正を行えばこの限りではありません。
- ⑤ 修士課程修了年次生（2年次生以上）は、授業科目のほか「修士論文」を必ず登録してください。
- ⑥ 他専攻又は他研究科開講科目の履修については、Webによる登録を行わず、「他研究科等の授業科目履修願」の提出が必要となります。なお、この願い出は、指導教員及び担当教員の承認が必要です。
- ⑦ 本学（全研究科対象）では、他大学との単位互換協定に基づいて、豊橋技術科学大学と単位互換協定を締結しています。また、経営学研究科においては、県内5大学との単位互換協定を締結しています。詳細については、「単位互換に関する協定校での授業科目の履修について」（P.54）を参照してください。

## Ⅱ. 学業に関する諸事項

### 6. 試験

#### (1) 試験の実施方法・受験資格

- ① 試験は、筆記試験で実施されますが、試験を実施しない場合もあります（実施しない場合は、学習状況等で平常評価）。なお、試験の実施方法及び期日等は、あらかじめ試験実施方法一覧表としてポータルサイト等で通知します。
- ② 試験の受験資格としては、授業回数の3分の2以上の出席が必要となります。

#### (2) 成績の評価

- ① 授業科目ごとに試験を行ったうえ評価され、成績と単位が認められます。
- ② 成績は100点満点で評価され、60点以上を合格とし、所定の単位修得が認められます。ただし、学位論文は70点以上を合格とします。
- ③ 成績発表は、春学期授業科目は9月中旬までに、通年及び秋学期授業科目は3月上旬までにポータルサイト上で行います。発表の日時は、ポータルサイト等で通知します。
- ④ 成績証明書の成績の表示は、次の評価で行います。  
100点～80点（優）、79点～70点（良）、69点～60点（可）、59点以下（不）、認定単位（認）

#### (3) 博士後期課程満期退学者、学力確認論文の提出

- ① 博士後期課程は、授業科目を履修するのが主目的ではなく、研究指導を受け博士論文をまとめることを目的としています。したがって、博士後期課程に所定の期間在学し、博士論文を提出することなく所定の単位を修得し退学（以下、満期退学）しようとする学生は、研究論文を提出し学力の確認を受けなければなりません。研究論文は、専攻の学問分野について精深な学識と、研究能力を具備したものであることが求められます。なお、在学中における「愛知論叢」等の既発表論文をもって代えることができます。
- ② 研究論文の提出は、指導教員から特に指定のない限り、**1月25日（厳守・休日の場合には翌業務日）**までに大学院事務課・豊橋教務課へ3部（正本1部、副本2部）提出してください。
- ③ 研究科委員会の定めに基づき、提出された研究論文を中心に、口述試験、公開発表などにより学力の確認が行われます。その後、学力確認審査に合格した学生は、その年度をもって満期退学となります。
- ④ その他の事項については、「大学院博士後期課程単位修得者の学力確認に関する取扱要領」（P.115）を参照してください。

### 7. 学位論文

#### (1) 修士論文

##### ① 提出資格・論文題目の提出

- ・ 修士課程の2年次（以上）に在学し、所定の単位を修得又は修得見込であり、かつ外国語学力認定試験（(3)「外国語学力認定試験」を参照）に合格していることが必要となります（ただし、文学研究科社会人特別入学試験で入学した学生については、この条件を省略するか、他の方法をもって代えることができます）。
- ・ 修士論文の題目は、指導教員の承認を得たうえで、指定の用紙に記入し大学院事務課・豊橋教務課へ提出してください。提出時期は、**1年次の10月**です（用紙は大学院事務課・豊橋教務課で交付します）。

## Ⅱ. 学業に関する諸事項

### ② 学位授与申請書の提出

修士論文を提出する予定の学生は、指導教員の承認を得て、学位授与申請書を、修了年次の11月20日（厳守、休日の場合はその翌業務日）までに、大学院事務課・豊橋教務課へ提出してください（用紙は、大学院事務課・豊橋教務課で交付）。なお、修士学位授与申請にあたり、原則として申請年度中に開催する中間発表会で発表することが義務付けられています。

### ③ 修士論文の提出

修士論文提出期限は、原則として1月の祝日である成人の日の翌日です。ただし、年度により提出期間を確保する場合は、提出期限を延長することがあります。

**修士論文を提出する前に、指導教員による剽窃チェックを必ず受けてください。**剽窃チェックは、指導教員が「iThenticate（アイセンティケイト）」のソフトを使用し、実施します。

また、修士論文提出時に論文要旨（400字詰原稿用紙10枚程度）を併せて提出してください。修士論文及び修士論文要旨は期間内にMoodleへ提出してください。

提出期限・方法に関して、詳しくはその都度ポータルサイト等で案内します。

### ④ 修士論文作成上の注意

- ・ 用紙のサイズはA4又はB5判を原則とします。
- ・ 縦書きか横書き等、作成方法について事前に指導教員の指示を受けてください。
- ・ 1ページあたりの文字数は、概ね40字×36行を目安とします。  
※経営学研究科 会計学・税法コースについて、文字量は400字詰め原稿用紙100枚（40,000字）程度とし、図表、引用文献等は枚数の中に含めてください。
- ・ 中表紙、目次、本文の順で作成してください。
- ・ その他、作成にあたって判断に迷うことがあれば、指導教員に相談してください。

### ⑤ 修士論文の最終試験

- ・ 提出された修士論文に対する最終試験（口述試験）を2月上旬までに行います。
- ・ 修士論文の合格点は、70点以上です。
- ・ 修士論文を提出し、その結果が不合格の場合は、翌年度の7月に再度提出することができ、それにより合格した場合は、9月15日に修了することができます（ただし、4年次生を除く）。

### ⑥ 在学期間延長願

在学期間を延長する場合（4年次生を除く）は、指導教員の承認を得て「在学期間延長願」を提出してください。

## （2）博士論文

- ① 博士論文の作成及び提出については、指導教員と相談してください。
- ② 在籍期間中に博士論文を提出し、博士学位の申請を行う場合は、課程博士の学位授与申請となります。
- ③ 博士論文（課程博士の学位授与申請）の提出期限は、8月末日（厳守、休日の場合はその翌業務日）です。
- ④ 課程博士の学位授与申請は、当該年度に在学中の学生が申請できます（休学中は申請不可）。
- ⑤ 課程博士の学位授与申請に必要な事項（提出書類も含む）については、「愛知大学学位規程」（P.86）及び「大学院博士の学位授与に関する内規」（P.101）を確認してください。
- ⑥ 博士論文を提出する前に、指導教員による剽窃チェックを必ず受けてください。剽窃チェッ

## Ⅱ. 学業に関する諸事項

クは、指導教員が「iThenticate (アイセンティケイト)」<sup>1</sup>のソフトを使用し、実施します。

### (3) 外国語学力認定試験

- ① 学位論文を提出する場合は、外国語に関する学力認定試験に合格しなければなりません。
- ② 修士課程の外国語学力認定試験の方法は、次のとおりです。

外国語学力認定試験願を1年次の10月に提出し、下記のいずれかの方法により、指導教員による審査を受けてください。

- (a) 修士論文に関連のある外国書の訳文
- (b) 指導教員の指示した外国書の訳文
- (c) 指導教員が適当と認める方法(文学研究科のみ)

- ③ 博士後期課程の外国語学力認定試験(1カ国語)は、各研究科委員会の定めるところによりま

す。

### (4) 学位審査等に関する通報・相談窓口

本学では、授与する学位の審査において、審査の透明性・客観性を確保し、厳正な審査を実施するために、【学位審査等に関する通報・相談窓口】を設置しています。学位の審査、取得に関して不正等の疑義が生じた場合には、以下の窓口に連絡してください。

#### 【学位審査等に関する通報・相談窓口】

大学院事務課 (電話 052-564-6125) 〒453-8777 名古屋市中村区平池町四丁目 60-6  
豊橋教務課 (電話 0532-47-4120) 〒441-8522 豊橋市町畑町 1-1

※各研究科の学位論文審査基準については、「愛知大学大学院 学位論文審査基準」(P.178)を参照してください。

<sup>1</sup> 剽窃チェックソフト「iThenticate」

国内外問わず6000万件以上の学術誌掲載論文、1億1400万件以上の学術文献のデータから剽窃をチェックできる世界標準の剽窃チェック(検知)ソフト。

## Ⅱ. 学業に関する諸事項

### (5) 大学院研究指導計画日程表（修士課程）

学期	時期	1年次生	2年次（以上）生
春学期	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学年始め</li> <li>・ 修士論文作成に向けての問題意識とテーマ設定について検討（第1次）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学年始め</li> <li>・ 修士論文作成に向けての作成工程と年間スケジュールの提出及び目次と序論の検討</li> </ul>
	4～7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修士論文作成に向けて参考文献・資料の読み込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スケジュールに沿った修士論文報告（原則として毎週）</li> </ul>
	夏季休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゼミ合宿</li> <li>・ 修士論文作成に向けての問題意識とテーマ設定について検討（第2次）（ゼミ修了生も参加）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゼミ合宿</li> <li>・ 修士論文の合評検討会（第1次）（ゼミ修了生も参加）</li> </ul>
秋学期	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学院合同研究発表会に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学院合同研究会発表会で報告</li> </ul>
	9～12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修士論文作成に向けて参考文献・資料の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スケジュールに沿った修士論文報告（原則として毎週）</li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修士論文作成に向けたテーマ設定と編別構成提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修士論文の合評検討会（第2次）（ゼミ修了生も参加）</li> </ul>
	12～1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修士論文作成に向けたテーマ設定と編別構成（最終チェック）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要旨の作成</li> <li>・ 修士論文の最終提出</li> </ul>
	1～2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国語学力認定試験</li> <li>・ 修士論文作成に向けたテーマ設定と編別構成（最終チェック）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修士論文の最終確認（指導教員、副指導教員）</li> <li>・ 修士論文口述（最終）試験</li> </ul>
	2月以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修士論文作成に向けた自己研究（指導教員による適宜の研究指導）</li> </ul>	

### (6) 大学院研究指導計画日程表（博士後期課程）

学期	時期	1年次生	2年次生	3年次（以上）生
		<b>【取組】</b> ・ 学位論文を視野に入れて単独の第1論文を執筆する。	<b>【取組】</b> ・ 発表能力を高めるため、積極的に学会へ参加する。 ・ 学位論文の中心に位置づけることのできる第2論文を執筆する。	<b>【取組】</b> ・ 学位論文の体系を考慮に入れて第3論文を執筆する。
春学期	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導教員へ研究計画書を提出</li> <li>・ 授業科目（専修科目及び研究演習（法学、中国研究科）等）の履修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導教員へ研究計画書を提出</li> <li>・ 授業科目（専修科目及び研究演習（法学、経済学、経営学、中国、文学研究科）等）の履修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導教員へ研究計画書を提出</li> <li>・ 授業科目の履修</li> </ul>
	8月末日			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 博士論文提出</li> </ul>
秋学期	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国語学力認定試験</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口述試験</li> </ul>

※具体的な進め方については、指導教員の指導のもとに行う。

## Ⅱ. 学業に関する諸事項

### (7) 研究倫理について（「愛知大学研究倫理・コンプライアンス委員会」）

本学において「研究者」とは、本学の教員のみならず、本学で研究活動に従事する学部・大学院学生及び研究員等を総称します。皆さんが在学中に行う論文やレポート作成時、又は指導教員の研究活動に協力する時などにも、以下に記すような研究倫理を遵守することが求められます。

#### ○研究上の不正行為について

本学では以下のものを研究上の不正行為と定義しています。

##### (1) 研究活動における次に掲げる特定不正行為

- イ 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ハ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること

##### (2) その他の研究活動における不正行為

- イ 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること
- ロ 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されないこと

##### (3) 公的研究費の不正使用及び不正受給

##### (4) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

#### ○研究活動における基本的倫理について

研究活動上、一般的に留意すべき倫理事項には主に次のようなものがあります。

##### ・ インフォームド・コンセント

研究者が個人の資料、情報、データ等の提供をうけて研究を行う場合には、提供者に対してその目的、収集方法、発表方法等について分かり易く説明し、提供者（組織・団体等も含む）の明確な同意を得なくてはなりません。

##### ・ 個人情報の保護

研究の必要上、個人情報を使用又は保管する場合には、それが遺漏することのないよう厳格に管理し、研究結果の公表に際しては、個人名が特定されることのないよう最大限配慮しなくてはなりません。

##### ・ 著作権・知的所有権の尊重

他者の意見や研究成果について、ルールに則った引用をせずに、さも自分のもののように述べることは盗用にあたります。レポート作成であっても無断で文章や図表などをコピー&ペーストすることは許されません。

このような研究倫理上の問題が生じた場合、論文の公開や取り消しなどの措置が行われることもあります。学生が学習の過程で行う様々な研究活動において、こうした諸原則を意識して、できる限りの注意を払い、必要に応じて事前に教員に相談し、許可を得るようにしてください。

また、本学では剽窃チェックソフト「iThenticate（アイセンティック）」を導入しています。本大学院では、同ソフトを使用した指導教員による剽窃チェックについて、博士論文、修士論文その他の学術論文提出時は必須とします。

## Ⅱ. 学業に関する諸事項

---

また、「iThenticate」は大学院生も利用可能です。利用の際は以下の窓口で「iThenticate 利用申請書」を入手し、必要事項を記入のうえ提出してください。

所属	申請課室
名古屋校舎所属大学院生	名古屋研究支援課
豊橋校舎所属大学院生	豊橋研究支援課

申請書の提出後、事務局から iThenticate に登録申請します。申請書の申請後原則 3 稼働日以内に、[noreply@ithenticate.com](mailto:noreply@ithenticate.com) から申請者の大学 E メールアドレス宛に、①ID、②初回ログイン用の仮パスワード、③iThenticate ログイン画面の URL、事務局から④操作マニュアルが届きます。

### 8. 研究活動に対する経済的支援

本学では、大学院生の研究活動に対する経済的支援として、下記のような研究奨励制度を設けています。詳細は、「大学院学生研究奨励金に関する規程」(P. 128)、「大学院学生及び研究生に対する研究助成に関する規程」(P. 129)等を参照してください。

- (1) 研究奨励金
- (2) 論文助成費
- (3) 学会参加費用
- (4) 論文等複写費用
- (5) 愛知論叢刊行費
- (6) 研究生の図書、文献購入費
- (7) その他、大学院委員会が特に研究助成として認めたもの

## Ⅲ. 学籍

### 1. 修業年限（在学期間）

- ① 修業年限は、修士課程は2年、博士後期課程は3年です。なお、修士課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することはできません。
- ② 優れた業績又は研究業績をあげた場合の修業年限については、学則第29条、第30条（P. 80）を参照してください。

### 2. 在学期間延長願

- ① 修士課程に2年間、博士後期課程に3年間在学し、学位論文作成等のために在学期間の延長を希望する場合は、「在学期間延長願」を指導教員の承認を得て提出してください。
- ② 修士課程に4年及び博士後期課程に6年在学した場合は、この願い出を提出できません。

### 3. 休学・復学

- ① 病気、その他やむを得ない事由により引き続き2カ月以上修学できないときは休学することができます。
- ② 休学の期間は半年又は1年を単位とします。  
1年休学 4月1日～翌年3月31日  
半年休学 〈春学期〉4月1日～9月15日  
〈秋学期〉9月16日～翌年3月31日
- ③ 休学期間は、在学期間に算入されません。
- ④ 休学期間は、通算して修士課程は2年、博士後期課程は3年を超えることはできません。
- ⑤ 休学した場合、当該年度に履修登録した通年科目の単位は無効となります。
- ⑥ 休学が許可された場合、休学期間中は在籍料を納入することになります。  
在籍料 1年休学 100,000円  
半年休学 50,000円
- ⑦ 休学を希望する場合は、「休学願」及び休学事由を明らかにした書類を提出し、学長の許可を得なければなりません。また、病気による休学の場合は、必ず医師の診断書を添付してください。
- ⑧ 休学願の提出期限は、1年休学及び春学期休学の場合は春学期の授業開始後1カ月以内、秋学期休学の場合は秋学期の授業開始後1カ月以内です。
- ⑨ 休学期間満了に伴い復学となります。引き続き休学を希望する場合は改めて休学の手続きが必要です。
- ⑩ 休学期間中であっても休学事由が消滅したときは、「復学願」を提出し許可を得た上で復学することができます。なお、休学事由が病気の場合は、医師の診断書を添付してください。

### 4. 退学

- ① 病気やその他やむを得ない事由により退学しようとするときは、「退学願」を提出しなければなりません。
- ② 「退学願」は、保証人連署のうえ、必ず学生証を添付してください。なお、事由が病気の場合は、医師の診断書を添付してください。

## Ⅲ. 学籍

---

### 5. 再入学

- ① 退学し、再度入学を希望する場合は、再入学の手続を行わなければなりません。
- ② 再入学の手続は、退学後2年以内に「再入学願」を提出することによって行います（博士後期課程満期退学者の扱いは、「大学院博士後期課程の再入学の取扱に関する規程」〈P.111〉を参照）。
- ③ 再入学するためには、学費等納入規程に定められた学費のほかに再入学料が必要となります。

### 6. 除籍

- ① 学費等を指定期日までに納入しない場合は、学則第47条第1号（P.83）により、以下の日付で除籍されます。  
○除籍日：第1期分 4月1日 第2期分 9月16日
- ② 修士に4年、博士後期課程に6年在学し、なお所定の単位を修得できない場合は、学則第47条第2号により最終年次の3月31日付にて除籍されます。
- ③ 休学期間の限度を超え、なお就学できない場合は、学則第47条第3号（P.83）により除籍されます。
- ④ 修学不能と認められ、学則第46条（P.83）に定める退学の手続を取らない場合は、学則第47条第4号により除籍されます。
- ⑤ 死亡又は長期間にわたって行方不明（修学の意味が確認できない）の場合は、学則第47条第5号（P.83）により除籍されます。

### 7. 復籍

- ① 学費等の未納により除籍された学生が、引き続き学業を継続したい場合は、「復籍願」を提出しなければなりません。
- ② 「復籍願」の手続は、除籍日より3カ月以内に「復籍願」を提出することによって行います。
- ③ 復籍するためには、所定の学費等のほかに復籍料が必要となります。

### 8. 留学

- ① 外国協定校への留学、あるいは外国の大学院もしくはこれに相当する機関において、6カ月以上にわたり研究に従事し、又は正規の授業を受けることを希望する場合は、留学の手続が必要となります。
- ② 留学を志願する場合は、「留学願」及び「その他必要書類」を提出してください。
- ③ 留学が許可されるためには、出願時に半年以上在学していなければなりません。
- ④ 留学期間は2年が限度となります。
- ⑤ 留学期間は1年を限度として修業年限に算入されます。
- ⑥ 留学先大学院で修得した単位は、10単位を限度として本学で修得したものとして認定を受けることができます。
- ⑦ 留学期間中の学費等は、「愛知大学学費等納入規程」第4条の2（P.104）によります。
- ⑧ 交換留学生として協定校へ留学する場合、留学前に本学に学費等を全額納入した学生は、派遣大学の学費が免除になり、併せて本学から奨学金が給付される（「学生の外国留学に関する奨励金規程」〈P.138〉、又は「大学院中国研究科デュアルディグリー・プログラムスカラシップ規程」〈P.139〉）制度があります。

### Ⅲ. 学籍

---

※大学院独自の協定校には、社会科学院研究生院(中国)及びブレーメン大学世界経済国際経営研究所(ドイツ)があります。詳細は、大学院事務課・豊橋教務課にて確認してください。

## IV. 学生生活上の諸事項

### 1. 事務局（大学院事務課、豊橋教務課）からの通知連絡

各種の通知連絡は、すべてポータルサイト等で行います。未読の場合には、後日支障をきたすこともありますので、常に情報を確認してください。

なお、通知連絡に関することや授業欠席等による電話連絡には一切応じられません。問合せや申請等については、以下の窓口開室時間内に大学院事務課・豊橋教務課へ訪問してください。

### 2. 窓口開室時間

大学院事務課・豊橋教務課の窓口開室時間は次のとおりです。

	午 前	午 後
通常授業期間 授業予備日/補講日 定期試験期間	9 : 00～12 : 00	12 : 30～13 : 00※ 13 : 00～17 : 00
上記以外の期間	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00
土・日曜日 祝日（授業日を除く） その他大学の休業日	閉 室	

※12:30～13:00 は、提出書類の受理等最小限の事務のみ取扱います。

### 3. 学費等の納入

#### ① 納入期日

- 学費等は、学則第 53 条 (P. 84) 及び「愛知大学学費等納入規程」〈P. 104〉の定めるところにより、毎年所定の期日までに納入しなければなりません（納入額等詳細については、「学費等納入規程」を参照）。納入期日は、次のとおりです（期日までに納入しない場合には除籍となるため、充分注意してください）。

納 入 期 日	春学期分……… 4 月 15 日 秋学期分……… 9 月 15 日
---------	--------------------------------------

- 学位論文提出のためのみに在学する場合の学費  
修士課程もしくは博士後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得した後、学位論文提出のために在学しようとする学生は、「学費等納入規程」附則の規定によります。

#### ② 納入方法

- 学費等の納入方法は、全て金融機関からの振込によります（振込用紙は、大学から送付される振込用紙を必ず使用ください）。
- 振込の手続きは、いずれの金融機関でも可能ですが、納入期限内に大学に入金通知が届くよう早めに手続きをしてください。
- 本学では領収証を発行しないため、金融機関から交付された払込票を必ず保管しておいてください。
- やむを得ない事由で所定の期日までに学費等を納入できない場合は、事前に大学院事務課・豊橋学生課へ相談してください。

## IV. 学生生活上の諸事項

### 4. 学籍番号

- ① 学籍番号は、在籍中変更しません。
- ② 学籍番号は、次のように構成されています。

〈2026年度入学生の場合〉

研究科	専攻	課程	入学年度	課程記号	研究科記号	固有番号	校舎
法学	法学	博士	26	D	J	1101～	名古屋
経済学	経済学	修士	26	M	E	0301～	
		博士	26	D	E	1301～	
経営学	経営学	修士	26	M	M	0401～	
		博士	26	D	M	1401～	
中国	中国研究	修士	26	M	C	0501～	
		博士	26	D	C	1501～	
国際コミュニケーション	国際コミュニケーション	修士	26	M	K	0901～	
文学	日本文化	修士	26	M	L	0601～	豊橋
		博士	26	D	L	1601～	
	地域社会システム	修士	26	M	L	0701～	
		博士	26	D	L	1701～	
	欧米文化	修士	26	M	L	0801～	
		博士	26	D	L	2001～	

### 5. 学生証（身分証明書）

- ① 学生証は、本大学院の学生であることを証明するものであり、教職員の求めに応じ提示できるよう常に携帯しておくようにしてください。
- ② 有効期限は修士課程2年、博士後期課程3年です。
- ③ 学生証を紛失又は盗難にあった場合には、直ちに大学院事務課・豊橋学生課に届け出て、再発行の手続（再発行手数料が必要）をしてください。

### 6. 住所等の変更

次の事項に変更が生じた場合は、所定用紙により大学院事務課・豊橋学生課に変更の届出をしなければなりません。

事項	摘要
住所変更（保証人住所を含む）	学生証現住所欄の訂正も必要
身上異動届	改姓、改名、本籍変更、保証人変更等の場合

## IV. 学生生活上の諸事項

### 7. 証明書の発行

- ① 大学で発行する主たる証明書は、次のとおりです。
- ② 証明書を必要とする場合は、証明書自動発行機で受領証を発行し、証明書交付願を添付して、大学院事務課・豊橋教務課に申請してください。

〈主な証明書一覧〉

証明書の種類	手数料	申込窓口	交付・提出等※
学生証再発行（身分証明書）	¥1,000	大学院事務課 豊橋学生課	申込日の3日後
学生割引証（学割）		証明書自動発行機	申込当日
通学証明書		大学院事務課 豊橋学生課	〃
在学証明書	¥200	証明書自動発行機	〃
健康診断書	¥200	証明書自動発行機	〃
英文成績証明書 英文修了（見込）証明書	各¥500	大学院事務課 豊橋教務課	1週間程度
成績（単位修得）証明書	¥200		〈在学中〉 申込日を含め3日後
修了見込証明書	¥200		〈修了後〉 申込当日
修了（学位）証明書	¥200		1週間程度
退学（在学期間）証明書	¥200		（税理士等の資格試験 関係用）1週間程度
指導教授証明書	¥1,000		

※発行期間は土・日曜日、祝日、その他大学の休業日を除く

- ③ 通学定期券の購入  
学生証の裏面に貼付する「在籍確認シール」に所定の事項を記入のうえ、定期券発行所等で購入してください。なお、通学定期券購入の際に、「通学証明書」の交付が求められた場合は、大学院事務課・豊橋学生課に相談してください。
- ④ 学生割引証（学校学生生徒旅客運賃割引証）
  - ・ 発行の趣旨は、「修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与する」であり、正しく有効に使用ください。
  - ・ 乗車船区間が片道100kmを超える場合に、普通運賃が2割引となります。申込みは1回につき4枚まで、年間で12枚までとなります。また、有効期間は発行日より3カ月です。
- ⑤ 修了後の証明書発行については、①直接発行窓口へ申請、②オンラインによる申請（愛知大学公式ホームページ上の「愛知大学証明書オンライン申込システム」から申請）、③郵送による申請（証明書交付願に必要事項を記載し、返信用封筒（切手貼付）、手数料（切手）、本人の身分を証明するもの（運転免許証、健康保険証のコピー等・発行時に返却）を同封すること。）のいずれかで申請ください。詳細は、本学ホームページ（卒業生の方＞各種証明書案内（卒業生用））へアクセスし参照してください。

## Ⅳ. 学生生活上の諸事項

### 8. 学生共同研究室（研究スペース）の使用

学生の研究施設として、学生共同研究室（研究スペース）を設けています。使用に際しては、次の「注意事項」を留意のうえ利用してください。

#### 【注意事項】

- ① 共同研究室（研究スペース）の使用にあたって
  - ・所属共同研究室（研究スペース）以外には、無断で入室しないこと
  - ・共同研究室（研究スペース）では、他の学生に迷惑をかけないようにすること（雑談、来客等の対応は、公共のスペースで行うこと）
  - ・机の上は常に整理し、貴重品や貸出図書は各自責任をもって管理すること
  - ・共同研究室の清掃は各自で行い、廃棄物は所定の場所に廃棄すること
- ② ロッカー使用について
  - ・ロッカーの鍵は、年度初めに大学院事務課・豊橋教務課より貸し出す
  - ・ロッカーの鍵の取扱いについては、借用願の注意事項を守ること
- ③ 備品について  
各共同研究室の備品は、研究室備品台帳に記載されているので、大学院事務課・豊橋教務課の許可なしで移動させないこと

### 9. 教室等の借用

- ① 研究発表等の目的で教室の使用を希望する場合は、事前に大学院事務課・豊橋教務課に申請してください。
- ② 運動施設や用具の借用を希望する場合は、体育研究室（名古屋校舎・豊橋校舎）に申請してください。

### 10. 掲示物の掲出について

- ① 研究発表等の掲示をする場合は、大学院事務課・豊橋教務課に届け出てください。
- ② 掲示物は、必要期間が終わり次第責任をもって撤収してください。

### 11. 拾得物、紛失物、盗難の届出

学内で拾得物の発見、又は紛失、盗難等があった場合は、速やかに大学院事務課・豊橋学生課に届け出てください。

### 12. 大学院学生用図書の購入

- ① 大学院生が研究を進めるために必要な図書や資料を収集することを目的に、大学図書館の予算に大学院生用図書購入費が設けられています。
- ② 申込み要領は、次のとおりです。
  - ・希望図書の申込みは、個人又は専攻単位のいずれでもよい。
  - ・所定の用紙に記入し、指導教員又は担当教員の承認を得て、図書館に申込みこと。
  - ・原則として未収蔵の図書を予算の範囲内で購入できる。
  - ・購入した図書や文献は、図書館の書架（庫）に収蔵するため、他の図書と同様貸出を受け利用することになる。

## IV. 学生生活上の諸事項

### 13. 合理的配慮の提供

愛知大学における障害のある学生への支援に関するガイドラインにもとづき、対象者からの申請により合理的配慮の提供を実施します。

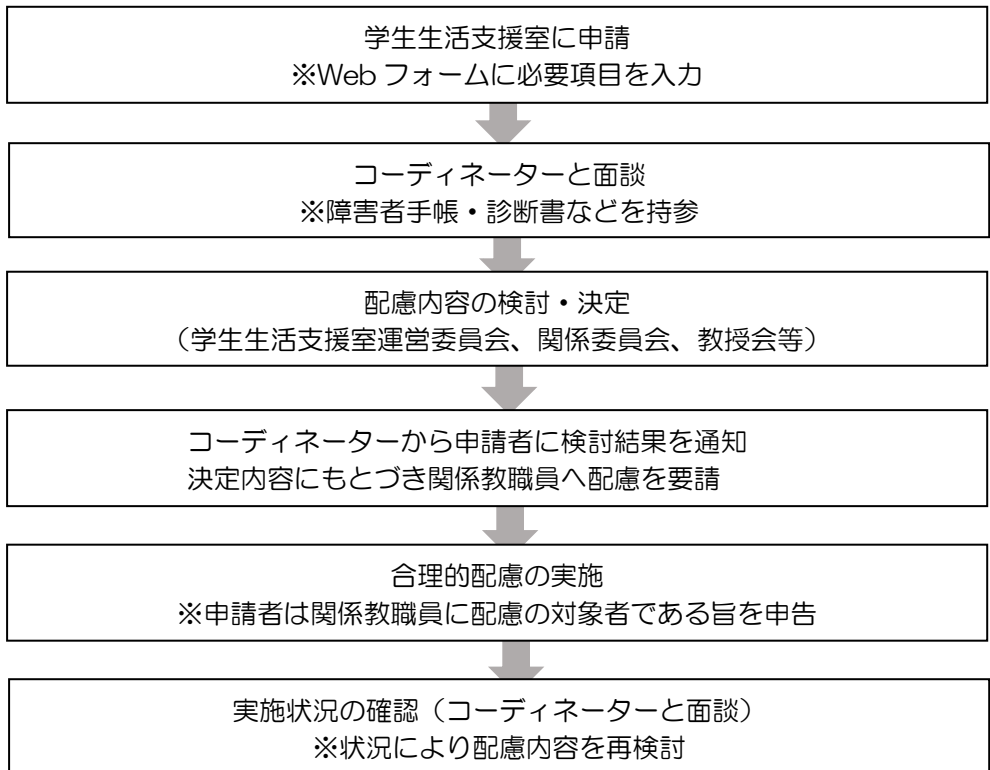
合理的配慮とは、障害のある方が大学生活を送る上で生じる障壁をなくするために必要な変更および調整であり、その実施にあたって過度な負担がない範囲で特定の場面において個別に必要とされるものです。

障害のために通常の方法では学修等が困難な場合、申請者（支援を必要とする人）と大学とが個別の事案ごとに検討を行い、対話を通して配慮内容を決定します。

合理的配慮は、障害者手帳を持っている人だけではなく、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、社会的制度や慣行等により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限をうける状態にある場合を対象とします。

合理的配慮を希望する場合は、次ページに記載されたWebフォーム（QRコード）より申請してください。

#### 合理的配慮の申請から実施までの手順



## Ⅳ. 学生生活上の諸事項

### 合理的配慮の申請URL

〈名古屋・車道校舎〉 <https://forms.office.com/r/WYMQH6CCH5>



〈豊橋校舎〉 <https://forms.office.com/r/Y4FAdAb7ds>



### 14. 就職活動のサポート

- ① 本学にはキャリア支援課が設置されており、学生に対する就職活動のサポートを行っています。大学院修了後に就職を希望する学生は、キャリア支援課ホームページから「求人検索 NAVI」に登録し、キャリア支援ガイダンス等のキャリア支援イベントに参加するとよいでしょう。
- ② 「求人検索 NAVI」には、大学院修了見込者に対する求人も掲載されており、随時確認し、希望する求人があった場合は、求人票に基づき適宜応募手続きを行ってください。また、キャリア支援課は、就職活動に関する情報や資料を備えるだけでなく、就職活動の相談にも対応していることから、積極的に活用するとよいでしょう。
- ③ 研究職や大学教員を希望する場合は、常に教育研究業績をあげることは当然ながら、積極的に他大学等の教員採用公募に応募することも必要です。国立研究開発法人科学技術振興機構が提供する「JREC-IN Portal」において、研究職や大学教員等の採用情報が広く掲載されています。

### 15. ハラスメント防止ガイドライン

愛知大学は、ハラスメントを防止し、学生・教職員 1 人ひとりの人権が尊重され、誰もが安心できる就学就労環境を築くために、「ハラスメント防止ガイドライン」を以下のとおり定めます。

#### 1 ハラスメントに関する基本方針

人権は、人としての尊厳に基づいて、だれもが生まれながらにして持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が、個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

この基本的人権は日本国憲法で保障されており、人はすべて平等で人種、民族、国籍、年齢、性別、社会的出自、身分、職業、宗教、障害、身体的特徴、性的志向、性自認などの属性、あるいは、広く人格に関する言動等によって、相手に不利益や不快感を与え、その尊厳を傷つけることがあってはなりません。

当然、愛知大学（以下「本学」という。）においてもすべての人の人権が守られなければならない、性差別でもあるセクシュアル・ハラスメントの他、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなどのハラスメントは、人権を守る立場から許してはならない問題です。

本学では、本ガイドラインによって、ハラスメントの定義を明らかにし、ハラスメント防止人権委員会を設置します。同委員会は、研修や教育による周知・啓発を通じた関係者の意識改革に基づいてハラスメントの防止に努めるとともに、相談者（訴えた者）、訴えられた者及び関係者のプライバシーに配慮しながら苦情の受付や相談を行って、被害者の救済に当たります。

## IV. 学生生活上の諸事項

本学は、教職員と学生で構成されており、それらの構成員のさまざまな関係でハラスメントは起こりうると考えられます。大学生活のあらゆる場面で、構成員のだれもが、仕事、勉学、生活の自由と権利をハラスメントによって妨げられてはならず、だれもがハラスメントを防止する義務があります。

### 2 セクシュアル・ハラスメントの定義

セクシュアル・ハラスメントとは、性的嫌がらせを意味します。相手の意に反する性的な言動によって、相手に不利益を与えたり、また、性的言動により相手に不快な思いをさせたり、能力の発揮に重大な影響を与えたりすることです。

大学におけるセクシュアル・ハラスメントは、教職員と学生、教職員・学生相互間で起こりうることで、異性間だけでなく同性間でも起こりえます。一般的には強い立場にある者が弱い立場にある者に対して、地位や立場を利用して、性的に不快な言動をとるケースが見られます。

基本的には、①教育、研究、雇用等大学内での就学就労の条件として性的な要求をしたり、性的な言動を甘受させる場合、②性的な言動を拒否することや甘受することが、個人の成績評価や業績評価、勤務評価、昇進昇給等に利用される場合、及び③性的な言動が個人の就学就労を阻害し、不快感を与え、教育研究環境や就労環境を害する場合を指します。

しかし、セクシュアル・ハラスメントには、性的な冗談やからかいから身体的接触や性的関係の強要に至るまで、多様な形態を含んでおり、その言動がセクシュアル・ハラスメントに相当するかどうか認識しにくいものもあり、同じ行為でもその場の状況や個人の感じ方の違いなどによって判断がむずかしいケースがあります。

具体的には、「執拗なデートへの誘い」「相手をしつこくじっと見つめる」「わいせつな写真や絵を見せる」「相手の意に反し髪や肩に触れる」「性的ジョークやからかい」「性的な経験を話したり尋ねたりする」「性的な噂を流す」「『男のくせに……女のくせに……』』という等が該当します。

### 3 アカデミック・ハラスメントの定義

アカデミック・ハラスメントとは、権威的又は優位的地位にある者が、その意識の有無を問わず、優位な地位や職務権限を利用、又は逸脱し、その指導等を受ける者の人格を傷つけ、不当な不利益や精神的又は身体的苦痛を与える、又は修学・研究意欲、教育研究環境を不当に阻害する結果をもたらす教育上不適切かつ威圧的な言動、指導又は処遇をすることを言い、人権侵害にあたります。基本的には、①教員又はこれに準ずる者が、その優位な地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して正当な理由なく、教育研究上若しくは修学上の不利益を与える行為、又は利益を与えることを代償として、相手の意に反する要求又は圧力を与える行為、②教員又はこれに準ずる者が、不適切な言動又は差別的な取扱いにより、教育研究上若しくは修学上の環境を不当に悪化させる行為を指し、具体的には、以下のような行為等が該当します。

- (1) 「正当な理由なく、本人の希望に反する研究テーマを与える、研究テーマを強要する」「他の研究教育組織への異動を強要する」等、指導等を受ける者の選択権を侵害する、又は「正当な理由なく、論文の書き直し等を命じるなどの嫌がらせをする」「正当な理由なく、研究に必要な機器、文献、図書等を使わせない、買わない等の方法で、研究の遂行を妨害する」等、研究活動に際し妨害行為を働く、あるいは相手の研究成果を詐取する等、研究の場における正当な研究活動の権利を侵害すること等により相手に不当な不利益や精神的又は身体的苦痛を与える又はその指導等を受ける者の研究意欲、研究環境を不当に悪化させる行為
- (2) 「放任主義をうたい、ゼミナールを開催せず、必要な研究指導やアドバイスをしない」等、教育の場において、教育指導など必要な職務を意図的に行わない、「嫌いなタイプ、意見が合わない学生に対して指導を拒否する」等、指導上の差別的な取扱い、又は「他の学位取得者と 同

## IV. 学生生活上の諸事項

等の成果を挙げているにも関わらず、正当な理由も無く学位を与えない」等、学位、単位認定において不公正な執行をすること等により相手に不当な不利益や精神的又は身体的苦痛を与える又はその指導等を受ける者の修学意欲、教育環境を不当に悪化させる行為

- (3) 『『お前は馬鹿だ』など、教育上指導と直接結びつかない発言で、相手を傷つける』等、人格を傷つける言動、又は「兼業兼職やアルバイトの全面禁止」など不当な規則を作り、強制する」「教授の学会発表の準備を、共著者では無い学生などに強要する」「正当な理由なく、ゼミナール等に出席させない」「虚偽の噂を流したり、怪文書を配る」等、暴力的な言動や権力の濫用、誹謗中傷等により、相手に不当な不利益や精神的又は身体的苦痛を与える又はその指導等を受ける者の修学・研究意欲、教育研究環境を不当に悪化させる行為

### 4 パワー・ハラスメントの定義

パワー・ハラスメントとは、職務上優位的地位にある者が、その意識の有無を問わず、その優位な地位や職務権限を利用、又は逸脱し、その部下や同僚の人格を傷つけ、不当な不利益や精神的又は身体的苦痛を与える、又は就労意欲及び就労環境を不当に阻害する結果をもたらす不適切かつ威圧的な言動、指導又は処遇をすることを言い、人権侵害にあたります。

基本的には、①本学の構成員が、その優位な地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して正当な理由なく、就業上の不利益を与える行為、又は利益を与えることを代償として、相手の意に反する要求又は圧力を与える行為、②本学の構成員が、正当な理由なくその地位又は職務権限を利用し、不適切な言動又は差別的な取扱いにより、相手又は周囲の人に不当な不利益や精神的又は身体的な苦痛を与え、その就労環境を不当に悪化させる行為を指します。

しかし、パワー・ハラスメントには、本来上下関係の存在する中で起こるため、その言動がパワー・ハラスメントに相当するかどうか認識しにくいものもあり、同じ行為でもその場の状況や個人の感じ方の違いにより判断が困難な場合もあります。具体的には、以下のような行為等が該当します。

- (1) 「上司の引越しの手伝いやゴルフ場への送迎など、職務に関係のない役務への従事を強要する」「特定の職員ばかりに、過剰な職務を強要する」等、職場の内外において、職場の上下関係、雇用形態の違いを背景にして、相手に理不尽な要求をしたり、役務を強要したりする行為
- (2) 『『お前はダメだ。』『こんなこともできないのか。』など、就業指導上不必要な発言で、相手を傷つける』『解雇される正当な理由なく、『お前なんかいつでもクビにできるぞ』などの言動で半ば強制的に従わせようとする』『同僚等が大勢いる前で、大声で怒鳴ったり、ゴミ箱を蹴ったり、机をたたいたり等して相手の人格を傷つけ、いたずらに就労環境を混乱させる』『過剰な仕事を与えておいて、それが達成できないと、大きな声で罵ったり、それを理由に低く評価したりする』『契約職員だから』『臨時職員だから』など、雇用形態の違いを理由に、相手の人格を傷つける』等、職場の上下関係、雇用形態の違いを背景にして、人格を傷つける言動、又は暴力的な言動や権力の濫用等の方法で、相手又は周囲の人に不当な不利益や精神的又は身体的な苦痛を与え、その就労環境を不当に悪化させる行為

### 5 アルコール・ハラスメントの定義

アルコール・ハラスメントとは、相手の望まない飲酒に関する言動であり、行為者が意図したか否かに関わらず、それによって相手に何らかの不利益又は不快感を与えたりすることです。

アルコール・ハラスメントは地位の上下関係や、所属意識などを利用して行われたり、就労上、就学上の様々な人の交流の中で生じたりします。

周りに飲酒の強要をすることは個人の人権を侵害する行為であるとともに、心身の健康に害を及ぼし、死に至らしめる恐れのある危険な行為です。

基本的には、(1)飲酒の強要、(2)イッキ飲ませ、(3)酔いつぶし、(4)飲めない人への配慮を欠く

## IV. 学生生活上の諸事項

こと、(5)20歳未満の者の飲酒等の行為が該当します。

加えて、酔った上での迷惑行為（暴言・暴力、その他のひんしゆく行為等）も免責されるものではなく、アルコール・ハラスメントと判断される場合があります。

具体的には、以下のような行為等が該当します。

### (1) 飲酒の強要

相手が望んでもいないにもかかわらず、上下関係の伝統やしきたり、通過儀礼などといった形で心理的な圧力をかけ、暗黙のうちに、またはっきりとした言動（挑発、侮辱、はやしたて、不利益をほのめかすなど）によって飲まざるを得ない状況に追い込む行為を指します。

### (2) イッキ飲ませ

飲酒の強要の一つですが、相手が望んでもいないにもかかわらず、場を盛り上げるためにイッキ飲み（一息で飲み干すこと）や早飲み競争・罰ゲームなどをさせる行為を指します。

### (3) 酔いつぶし

あらかじめ酔いつぶすための用意（吐くための袋やバケツ、つぶれ部屋、運び人など）をして飲み会を行う、逃げられない状況（複数名で取り囲む、ゲームに勝つまで飲ませる、靴や携帯品を取り上げる）を設定して、何度も飲ませる、又は大量若しくは度の高いアルコールを早飲みさせる等の行為を指します。なお、酔いつぶしは、相手を急性アルコール中毒に陥らせ、生命の危険にさらす傷害行為にもあたります。

### (4) 飲めない人への配慮を欠くこと

本人の体質や健康状態、意向を無視して、しつこく飲み会に誘う又は飲酒をすすめる、アルコールではないと偽って飲酒させる、飲めないことを侮辱する、また、飲めないことを理由に仕事を外したり、仕事上の嫌がらせをしたりする等の行為が該当します。なお、会席にアルコール以外の飲み物を用意しない行為もこれに該当します。

### (5) 20歳未満の者の飲酒

上級生や教職員は保護監督者として20歳未満の者の飲酒を制止する義務があるにもかかわらず、20歳未満であると知りつつ飲酒を強要する、20歳未満の者の飲酒を知りつつ制止しない等の行為が該当します。

## 6 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの定義

妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは、妊娠、出産したことや育児休業、介護休業等を利用することを理由に、不適切な言動又は差別的な取扱いを行うなどにより、相手に不快感や就業上の不利益を与えることです。

就労だけではなく就学の場合においても、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントは、相手の就学環境を害するばかりではなく、所属する他の人々の環境を悪化させ、意欲を低下させるもので、個人や組織に大きな損害を与えます。

また、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する否定的な言動が、ハラスメントの発生の原因や背景になることがあります。具体的には、以下のような行為等が該当します。

(1) 育児休業の取得について上司に相談したところ、「男のくせに育児休業をとるなんてあり得ない」と言われ、取得をあきらめざるを得ない状況になっている。

(2) 介護休業について請求する旨を周囲に伝えたところ、同僚から「自分なら請求しない。あなたもそうすべき」と言われた。「でも自分は請求したい」と再度伝えたが、再度同様の発言をされ、取得をあきらめざるを得ない状況に追い込まれた。

(3) 上司・同僚に「自分だけ短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。迷惑だ」と繰り返し

## Ⅳ. 学生生活上の諸事項

---

し又は継続的に言われ、苦痛に感じている。

(4) 上司に妊娠を報告したところ「他の人を雇うので辞めてもらうしかない」と言われた。

(5) 上司・同僚に「妊娠するなら忙しい時期を避けるべきだった」と繰り返し又は継続的に言われ、苦痛に感じている。

### 7 その他のハラスメント

その他にも年齢、出身、心身の障害、疾病、容姿、性格、国籍、信仰等の個人的な属性を理由に、不適切な言動又は差別的な取扱いを行うなどにより、相手に不快感や不利益を与える行為などがハラスメントに該当します。

### 8 ハラスメントの防止

ハラスメントは、本学の構成員である教職員及び学生の相互の人格の尊重と良識ある生活態度によって防止されるものです。

私たちはだれでもハラスメントを受ける可能性があると同時に、だれでもハラスメントを起こしうる可能性もあります。無意識のうちに相手を不快な思いにさせたり、相手の心をひどく傷つけていることも多く、日頃から相手の気持ちを気遣うように心がけ、お互いに意識を高めてゆかなくてはなりません。

しかし、もしそうした行為が発生して被害を受けた場合、あるいはそうした行為を目撃した場合には、被害者や目撃者は毅然とした態度で意思の表明をすることが大切です。あいまいな態度でいると問題を深刻にしていけますので、決してひとりで悩んだり、泣き寝入りしたりせず、相談窓口等に申し出ることが問題解決につながります。

また、ハラスメントを受けないために、また起こさないために、定期的な教育や研修を通して周知・啓発に努め、全学的に取り組む姿勢が求められます。

### 9 本ガイドラインの対象と適用範囲

本ガイドラインは、本学の構成員である教員、職員及び学生が対象となります。

本学の専任教員、非常勤講師等の教員、専任職員及びその他の職員、大学院生、学部学生、短期大学部学生、外国人留学生、科目等履修生、オープンカレッジ受講生等本学の教育研究に係わるすべての者に適用されます。

相談者（訴えた者）又は訴えられた者が本学の教員、職員、学生等であり、就学・就労上の関係を利用してなされたハラスメント行為であれば、キャンパスの内外を問わず、本ガイドラインが適用されます。

キャンパス内の出入り業者や委託会社社員、他大学学生等、本学の構成員以外の者については、本ガイドラインの趣旨への理解と協力を強く求めるものとします。

### 10 ハラスメント防止人権委員会への申立て

相談者（訴えた者）は、ハラスメント防止人権委員会（以下「人権委員会」という。）に対して、3つの申立てを行うことができます。「3つの申立て」には、（1）行為中止、（2）救済（ゼミ及びクラスの変更、配置替えなど）、（3）処分等措置があります。

#### (1) 行為中止

ハラスメント行為は、行為者の思い込みで継続したり、エスカレートする傾向にあります。ハラスメントを受けた側は、その結果、ますます不快になり、時には恐怖感を覚え、授業を受けられなくなったり、職場に出られなくなったりします。このような場合、相手に出来るだけ早く気付かせることが大切です。人権委員会委員長（以下「人権委員長」という。）は、相談者（訴えた者）からの行為中止の申立てを受け、訴えられた者にその行為が事実であったか確認するか、又は第三者委員会による事実関係の確認が必要であると判断した場合、第三者委員会にその調査を依頼しま

## IV. 学生生活上の諸事項

す。人権委員長は、その結果に基づき訴えられた者又はその者の所属する組織に対しその行為を中止するよう対処した後、人権委員会に報告します。

### (2) 救済（ゼミ及びクラスの変更、配置替えなど）

人権委員長は、相談者（訴えた者）からの救済（ゼミ及びクラスの変更、配置替えなど）の申立てを受け、学部長等と相談者（訴えた者）で協議し、必要な救済策を実施した後、人権委員会に報告します。

### (3) 処分等措置

「処分等措置」は、相談者（訴えた者）が本学に対して訴えられた者に不利益取扱いの撤回、懲戒処分などの具体的措置をとるよう求める手続のことです。人権委員長は、相談者（訴えた者）からの処分等措置の申立てを受け、当該事案の事実関係を調査するために、第三者委員会に事実関係調査を依頼するとともに、訴えられた者に対し事実関係調査開始を通告します。人権委員長は、調査報告書が提出され次第、人権委員会を開催し、報告内容及び処分の可否や必要な救済策について審議決定し、その結果を学長に報告します。ただし、訴えられた者の具体的な処分については、人権委員会からの報告をもとに、処分権限を有する機関が決定します。

### 11 ハラスメントへの対応

本学は、ハラスメントの防止、救済のために相談窓口を設置し、以下の手順に沿って迅速かつ適切な対応をします。その際、相談者（訴えた者）、訴えられた者及び関係者のプライバシーを厳守するとともに、相談又は申立てに対する不利益な取り扱いを禁止し、加害の再発及び二次被害・二次加害が発生しないように努めます。

#### 【相談員・相談窓口】

ハラスメントの被害を受けたと思う学生や教職員及び被害を目撃した者は、相談員・相談窓口、コーディネーターにいつでも申し出ることができます。

相談員・相談窓口は以下のとおりです。

(学内)

相談員 教員9名、職員5名

相談窓口 学生相談室、保健室

(学外)

相談窓口 心理カウンセラー

コーディネーター 弁護士

- (1) 学内の相談員・相談窓口では、相談者（訴えた者）からハラスメントに関する申立てがあった場合は受付のみ行い、直ちにコーディネーターへ報告します。
- (2) 学外の相談窓口では、相談者（訴えた者）のカウンセリング等を行い、相談者（訴えた者）が人権委員会への申立てを希望した事案を人権委員長へ報告します。
- (3) コーディネーターは、相談者（訴えた者）の話を聞き、相談者（訴えた者）が人権委員会への申立てを希望した事案を人権委員長に報告します。

#### 【第三者委員会】

第三者委員会は、人権委員長より訴えられた者に対して事実関係調査の開始を通告した後、相談者（訴えた者）、訴えられた者及び関係者への事情聴取を含めて、事実関係を調査し、人権委員長に調査報告書を提出します。

### 12 本学の対応についての報告・公表

人権委員長は、処分等措置を行った場合、その内容について速やかに相談者（訴えた者）及び訴えられた者に報告します。

## IV. 学生生活上の諸事項

本学は、訴えられた者を処分した場合、相談者（訴えた者）の同意を得たうえで、経過と措置について学内に公表します。また、学内の構成員に対し、相談者（訴えた者）の同意を得、相談者（訴えた者）、訴えられた者及び関係者のプライバシーを配慮したうえで、経過と措置の内容及び再発防止のための施策を説明します。

13 相談・申立てに対する不利益な取り扱いの禁止、加害行為の再発及び二次被害・二次加害の発生の防止について

相談・申立てに対する不利益な取り扱いの禁止、加害行為の再発及び二次被害・二次加害の発生の防止のため、次の事項を行ってはいけません。

- (1) ハラスメントの加害を訴えられた者は、その訴えを理由として、相談者（訴えた者）に対して接触したり、嫌がらせや報復等の不利益な取り扱いをしてはいけません。
- (2) 相談者（訴えた者）からの申立ての事実関係が確認され、訴えられた者のハラスメント行為があったと認定された場合、訴えられた者は事実を受け止め、反省し、二度と同じ過ちをしないようにしなければなりません。
- (3) 周りの友人、同僚等の第三者は、ハラスメントの相談や相談者（訴えた者）等に対して、伝聞で噂を広げたり、嫌がらせ、修学上や研究、雇用上の不利益となるような言動をしてはいけません。本学は、問題解決の手続きを申立てた者が、その行動を非難されたり、被害を否定されたり、事実が矮小化されることによって、さらに苦痛を味わうこととなり、それに伴う心身への影響、日常生活上の支障ははかり知れないものになることから、行為が確認された場合は、学内規程等に基づき厳重に対処します。

14 虚偽の申立て等の禁止

ハラスメントの相談・申立て・事情聴取等に際して、故意に虚偽の申立てや証言を行ってはいけません。行為が確認された場合は、学内規程等に基づき厳重に対処します。

15 再発防止措置の実施

ハラスメントの再発防止のため、4月、9月及び事実確認の有無に関わらずハラスメント事案が生じた場合に、ハラスメント防止に関する文書及びパンフレット等を配布し、周知・啓発します。

16 ガイドラインの改廃

このガイドラインの改廃は、人権委員会の議を経て、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の承認を得なければならない。

附 則（制定）

この規程は、2000年4月1日から施行する。

— 略 —

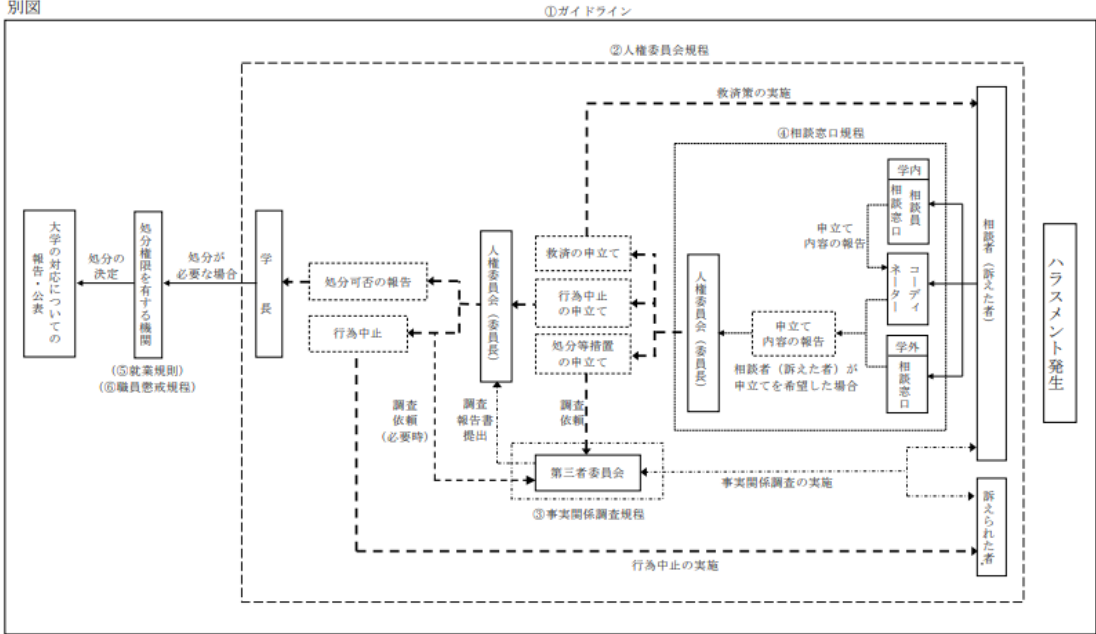
附 則（ガバナンス体制の見直し及びガイドラインの改廃手続きの明確化に伴う改正）

このガイドラインは、2025年4月1日から施行する。

— 略 —

# IV. 学生生活上の諸事項

別図



## V. 授業科目・担当者及び履修方法

### 1. 法学研究科

#### (1) 法学専攻（博士後期課程）

授 業 科 目	単位数	担 当 者	備 考
法 学 特 殊 研 究 I	4	○ 大 川 四 郎 (法制史) ○ 小 林 真 紀 (外国法・フランス法)	
法 学 特 殊 研 究 II	4	○ 大 野 友 也 (憲法) ○ 春 日 修 (行政法) ○ 長 峯 信 彦 (憲法)	
法 学 特 殊 研 究 III	4	○ 岩 間 康 夫 (刑法) ○ 小 島 透 (刑法)	
法 学 特 殊 研 究 IV	4	石 口 修 (民法) ○ 木 村 義 和 (民法) ○ 久 須 本 か お り (民法) ○ 田 代 雅 彦 (民事訴訟法) ○ 立 石 直 子 (民法・家族法) ○ 吉 垣 実 (民事訴訟法)	
法 学 特 殊 研 究 V	4	○ 上 田 純 子 (商法) ○ 広 瀬 裕 樹 (商法) ○ 李 秀 宓 (商法)	
法 学 特 殊 研 究 VI	4	○ 田 中 清 久 (国際法)	
法 学 特 殊 研 究 VII	4	○ 岡 田 健 太 郎 (政治学)	
研 究 演 習	4	担 当 教 員 は ○ 印 の 教 員	

#### 履修方法

1. 学生は3年以上在学し、「専修科目」の特殊研究4単位及び研究演習4単位を修得しなければならない。
2. 研究演習4単位は、2年次に履修する。
3. 優れた研究業績をあげた者については、本大学院博士課程に3年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学し、専修科目のうち4単位を修得すれば足りるものとする。
4. 法科大学院を修了した者については、本大学博士課程に2年以上在学すれば足りるものとする。ただし、優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学し、専修科目のうち4単位を修得すれば足りるものとする。

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

### 2. 経済学研究科

#### (1) 経済学専攻（修士課程）

授 業 科 目		単位数	担 当 者	備 考
経 済 分 析 コ ー ス	理 論 経 済 学 研 究 I	2	○ 蓮 井 康 平	
	理 論 経 済 学 研 究 II	2	○ 蓮 井 康 平	
	理 論 経 済 学 研 究 III	2	○ 小 林 弥 生	
	理 論 経 済 学 研 究 IV	2	○ 小 林 弥 生	
	計 量 経 済 学 研 究 I	2	○ 打 田 委 千 弘	
	計 量 経 済 学 研 究 II	2	○ 打 田 委 千 弘	
	実 証 経 済 分 析 研 究 I	2		本年度不開講
	実 証 経 済 分 析 研 究 II	2		本年度不開講
	数 理 統 計 学 研 究 I	2	○ 井 口 泰 秀	
	数 理 統 計 学 研 究 II	2	○ 井 口 泰 秀	
	数 理 経 済 学 研 究 I	2	○ 竹 田 陽 介	
	数 理 経 済 学 研 究 II	2	○ 竹 田 陽 介	
	情 報 処 理 論 研 究 I	2	○ 阿 部 武 彦	
	情 報 処 理 論 研 究 II	2	○ 阿 部 武 彦	
	経 済 原 論 研 究 I	2		本年度不開講
	経 済 原 論 研 究 II	2		本年度不開講
	社 会 思 想 史 研 究 I	2		本年度不開講
	社 会 思 想 史 研 究 II	2		本年度不開講
	経 済 学 史 研 究 I	2		本年度不開講
	経 済 学 史 研 究 II	2		本年度不開講
近 代 経 済 思 想 史 研 究	2		本年度不開講	
制 度 経 済 学 研 究	2		本年度不開講	
演 習	8	担当教員は○印の教員		
政 策 ・ 地 域 コ ー ス	地 域 経 済 論 研 究 I	2		本年度不開講
	地 域 経 済 論 研 究 II	2		本年度不開講
	日 本 経 済 史 研 究 I	2	○ 早 川 大 介	
	日 本 経 済 史 研 究 II	2	○ 早 川 大 介	
	比 較 経 済 体 制 論 研 究 I	2		本年度不開講
	比 較 経 済 体 制 論 研 究 II	2		本年度不開講
	環 境 経 済 学 研 究 I	2	○ 村 上 一 真	
	環 境 経 済 学 研 究 II	2	○ 村 上 一 真	
	農 業 経 済 論 研 究 I	2		本年度不開講
	農 業 経 済 論 研 究 II	2		本年度不開講
	中 小 企 業 論 研 究 I	2		本年度不開講
	中 小 企 業 論 研 究 II	2		本年度不開講
財 政 学 研 究 I	2	○ 小 西 邦 彦		

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

授 業 科 目		単位数	担 当 者	備 考
政策・地域コース	財 政 学 研 究 II	2	○ 小 西 邦 彦	
	地 方 財 政 論 研 究 I	2		本年度不開講
	地 方 財 政 論 研 究 II	2		本年度不開講
	社 会 政 策 研 究 I	2		本年度不開講
	社 会 政 策 研 究 II	2		本年度不開講
	社 会 保 障 論 研 究 I	2	○ 水 野 有 香	
	社 会 保 障 論 研 究 II	2	○ 水 野 有 香	
	経 済 政 策 論 研 究 I	2	○ 國 崎 稔	
	経 済 政 策 論 研 究 II	2	○ 國 崎 稔	
	法 人 税 法 研 究	4	松 田 和 久	
	租 税 法 研 究	2	鎌 倉 友 一	
	消 費 税 法 研 究	2	松 田 和 久	
	所 得 税 法 研 究	2	鎌 倉 友 一	
	金 融 政 策 論 研 究 I	2		本年度不開講
	金 融 政 策 論 研 究 II	2		本年度不開講
	公 共 経 済 学 研 究 I	2	○ 生 原 匠	
	公 共 経 済 学 研 究 II	2	○ 生 原 匠	
	日 本 経 済 論 研 究 I	2		本年度不開講
	日 本 経 済 論 研 究 II	2		本年度不開講
	演 習	8	担当教員は○印の教員	
世界経済コース	国 際 経 済 論 研 究 I	2	○ 栗 原 裕	
	国 際 経 済 論 研 究 II	2	○ 栗 原 裕	
	国 際 金 融 論 研 究 I	2	○ 沈 徹	
	国 際 金 融 論 研 究 II	2	○ 沈 徹	
	現 代 ア ジ ア 地 域 経 済 研 究 I	2	○ 佐 藤 元 彦	
	現 代 ア ジ ア 地 域 経 済 研 究 II	2	○ 佐 藤 元 彦	
	世 界 経 済 論 研 究 I	2	○ 田 端 克 至	
	世 界 経 済 論 研 究 II	2	○ 田 端 克 至	
	ヨ ー ロ ッ パ 経 済 研 究	2		本年度不開講
	西 洋 経 済 史 研 究 I	2		本年度不開講
	西 洋 経 済 史 研 究 II	2		本年度不開講
	ア メ リ カ 経 済 史 研 究	2		本年度不開講
	現 代 ア メ リ カ 経 済 研 究	2		本年度不開講
	中 国 経 済 史 研 究	2		本年度不開講
	現 代 中 国 経 済 研 究 I	2		本年度不開講
現 代 中 国 経 済 研 究 II	2		本年度不開講	

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

授 業 科 目		単位数	担 当 者	備 考
コ ー ス 世 界 経 済	国 際 も の づ く り 研 究 I	2	○ 李 泰 王	
	国 際 も の づ く り 研 究 II	2	○ 李 泰 王	
	演 習	8	担当教員は○印の教員	
共 通 科 目	経 済 学 特 別 講 義	2		本年度不開講
	外 国 文 献 研 究	2		本年度不開講
	も の づ く り 特 別 講 義	2		本年度不開講
	政 治 と 経 済 特 別 講 義	2		本年度不開講
	歴 史 と 経 済 特 別 講 義	2		本年度不開講
	社 会 と 経 済 特 別 講 義	2		本年度不開講
	科 学 と 経 済 特 別 講 義	2		本年度不開講

### 1. コースの選択

経済学研究科の学生は、同研究科に設けられた3つのコース（経済分析コース、政策・地域コース、世界経済コース）のいずれかを選択し、4月の同研究科オリエンテーションの日から履修登録の締め切り日までに、大学院事務課に届け出るものとする。なお、原則として、入学試験出願時に、指定したコースを選択するものとする。

### 2. 指導教員の決定

経済学研究科の学生は、自分の希望するコースにおいて演習を担当する教員の一人を指導教員とし、授業科目の選択、研究一般、および、修士論文の執筆などの指導を受ける。

入学試験の時点で、指導教員を明記しなかった学生は、4月の同研究科オリエンテーションの日から履修登録締め日までに、希望コースに属する教員との協議のうえ、指導教員を決定し、大学院事務課に届け出るものとする。各コースの教員は、その協議を行う義務がある。

### 3. 履修方法

- (1) 学生は、2年間在学し、32単位以上を修得しなければならない。
- (2) 学生は、設置された3つのコースのうちの一つを主専攻とし、いま一つを副専攻として選択する。
- (3) 学生は、その主専攻のコースに設置された授業科目から、16単位以上を修得しなければならない。そのうち、12単位（講義4単位、演習8単位）を専修科目とする。
- (4) 学生は、その副専攻のコースに設置された授業科目から、8単位以上を修得しなければならない。
- (5) 演習は8単位を必修とし、毎年4単位、2年にわたって履修する。
- (6) 他研究科の授業科目の中から8単位以内を科目選択し、履修することができる。この場合は、当該授業科目の担当教員の承認を得なければならない。
- (7) 優れた業績をあげた者については、1年以上在学し、専修科目8単位を含めて32単位以上修得すれば足りるものとする。

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

### (2) 経済学専攻（博士後期課程）

授 業 科 目	単位数	担 当 者	備 考
理論経済学特殊研究Ⅰ（１）	4		本年度不開講
理論経済学特殊研究Ⅰ（２）	4		本年度不開講
理論経済学特殊研究Ⅱ	4		本年度不開講
実証経済分析特殊研究	4		本年度不開講
アメリカ経済史特殊研究	4		本年度不開講
現代アジア地域経済特殊研究	4	○ 佐藤 元彦	
経済政策論特殊研究	4	○ 國崎 稔	
農業政策論特殊研究	4		本年度不開講
計量経済学特殊研究	4	○ 打田 委千弘	
公共経済学特殊研究	4		本年度不開講
国際経済論特殊研究	4	○ 栗原 裕	
世界経済論特殊研究	4	○ 田端 克至	
経済学史特殊研究Ⅰ	4		本年度不開講
経済学史特殊研究Ⅱ	4		本年度不開講
社会主義経済論特殊研究	4		本年度不開講
中国経済論特殊研究	4		本年度不開講
環境経済学特殊研究	4	○ 村上 一真	
日本経済史特殊研究Ⅰ	4	○ 早川 大介	
日本経済史特殊研究Ⅱ	4		本年度不開講
韓国経済特殊研究	4	○ 李 泰王	
中小企業論特殊研究	4		本年度不開講
西洋経済史特殊研究	4		本年度不開講
日本経済論特殊研究	4		本年度不開講
地域経済論特殊研究	4		本年度不開講
国際金融論特殊研究	4	沈 徹	
金融政策論特殊研究	4		本年度不開講
財政学特殊研究	4		本年度不開講
数理統計学特殊研究	4	○ 井口 泰秀	
数理経済学特殊研究	4	○ 竹田 陽介	
情報処理論特殊研究	4	○ 阿部 武彦	
社会政策論特殊研究	4	○ 水野 有香	
社会思想史特殊研究	4		本年度不開講
研 究 演 習	4	担当教員は○印の教員	

#### 履修方法

1. 学生は3年以上在学し、「専修科目」8単位（特殊研究4単位、研究演習4単位）を含めて8単位以上を修得しなければならない。
2. 研究演習4単位は、2年次に履修する。
3. 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

4. 優れた研究業績をあげた者については、本大学院博士課程に3年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学し、専修科目のうち4単位を修得すれば足りるものとする。

### 3. 経営学研究科

#### (1) 経営学専攻（修士課程）

	授 業 科 目	単位数	担 当 者	備 考
経営学 コース	経営学研究方法論特殊講義	2		本年度不開講
	経営学原理特殊講義	4		本年度不開講
	経営史特殊講義	4		本年度不開講
	企業論特殊講義	4		本年度不開講
	アジア企業論特殊講義	4	○ 田 中 英 式	
	国際経営論特殊講義	4		本年度不開講
	経営組織論特殊講義	4	○ 本 多 毅	
	ビジネスモデル特殊講義	4	○ 矢 澤 利 弘	
	マネジメント理論特殊講義	4	○ 大 北 健 一	
	ファイナンス理論特殊講義	4	○ 一 木 毅 文	
	労務管理論特殊講義	4	○ 山 本 大 造	
	生産管理論特殊講義	4		本年度不開講
	マーケティング論特殊講義	4	○ 太 田 幸 治	
	経営立地論特殊講義	4		本年度不開講
	地域社会学特殊講義	4		本年度不開講
	オペレーションズ・リサーチ特殊講義	4		本年度不開講
	マネジメントサイエンス特殊講義	4		本年度不開講
	情報処理論特殊講義	4	○ 岩 田 員 典	
	確率モデル特殊講義	4	木 村 充 位	
	統計解析特殊講義	4	齋 藤 毅	
	情報数理特殊講義	4	毛 利 元 昭	
	環境情報解析特殊講義	4	鈴 木 臣	
	経営情報システム論特殊講義	4		本年度不開講
	未来情報特殊講義	4		本年度不開講
	流通論特殊講義	4	○ 為 廣 吉 弘	
	国際マーケティング論特殊講義	4	土 屋 仁 志	
	金融論特殊講義	4	○ 富 村 圭	
	交通論特殊講義	4		本年度不開講
	消費者行動論特殊講義	4		本年度不開講
	広告論（マーケティングコミュニケーション）特殊講義	2		本年度不開講
	サービス産業論特殊講義	2		本年度不開講
	中国経営経済論特殊講義	4		本年度不開講
経営情報と地理情報科学（GIS）特殊講義	4		本年度不開講	
演 習	8	担当教員は○印の教員		

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

授 業 科 目		単位数	担 当 者	備 考
会計学・税法コース	財務会計論特殊講義	4	○ 水野孝彦	
	簿記論特殊講義	4		本年度不開講
	会計基準特殊講義	4	○ 粥川和枝	
	連結財務諸表特殊講義	2		本年度不開講
	国際会計特殊講義	2		本年度不開講
	管理会計論特殊講義	4	○ 望月恒男	
	原価計算特殊講義	4	齋藤誠	
	経営分析特殊講義	4	○ 富増和彦	
	監査論特殊講義	4	○ 栗濱竜一郎	
	会計・監査制度特殊講義	2		本年度不開講
	システム監査論特殊講義	4		本年度不開講
	税務会計論特殊講義	4		本年度不開講
	社会関連会計論特殊講義	4		本年度不開講
	法人税法特殊講義	4	○ 松田和久	
	租税法特殊講義	2	○ 鎌倉友一	
	消費税法特殊講義	2	○ 松田和久	
	所得税法特殊講義	2	○ 鎌倉友一	
	相続税法特殊講義	2	○ 松田和久	
	会社法特殊講義	4	○ 大槻隆	
	商法総則・商行為特殊講義	2		本年度不開講
民法特殊講義	4	○ 大槻隆		
金融商品取引法特殊講義	2		本年度不開講	
演習	8	担当教員は○印の教員		
共通科目	経営学特別講義	4		本年度不開講
	外国文献研究（英）	4	本多毅	
	外国文献研究（独）	4		本年度不開講
	外国文献研究（仏）	4		本年度不開講
	外国文献研究（中）	4		本年度不開講

### 履修方法

1. 学生は2年以上在学し、32単位以上を修得しなければならない。
2. 選択したコースに設置された授業科目の中から、20単位以上を修得しなければならない。そのうち専修科目12単位（講義4単位、演習8単位）を選定し、修得しなければならない。さらに、20単位以外については授業科目の中から、12単位以上を修得しなければならない。
3. 学生は、専修科目を担当する教員を「指導教員」とし、授業科目の選択や研究一般についての指導を受ける。
4. 演習は8単位を必修とし、毎年4単位、2年にわたって履修する。
5. 複数の外国文献研究を履修しても、修了必要単位としては4単位しか認められない。
6. 修得すべき単位は次のとおり。

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

専修科目 12 単位（講義 4 単位、演習 8 単位）

選択科目 20 単位（講義 20 単位）

選択科目のうち 8 単位については、他研究科の授業科目の中から選択履修することができる。この場合は、当該授業科目の担当教員の承認を得なければならない。

7. 優れた業績をあげた者については、1 年以上在学し、専修科目 8 単位を含め 32 単位以上修得すれば足りるものとする。
8. 単位互換に関する協定校での授業科目の履修について  
イ 研究上必要な場合、次の大学院研究科の設置科目について、10 単位まで履修することができる。

愛知学院大学大学院 商学研究科・経営学研究科

中京大学大学院 経営学研究科

南山大学大学院 社会科学研究科（経営学専攻）

名城大学大学院 経営学研究科

ロ 詳細については、指導教員と相談の上、大学院事務課まで照会のこと。

### (2) 経営学専攻（博士後期課程）

授 業 科 目	単位数	担 当 者	備 考
マネジメント理論特殊研究	4	○ 大 北 健 一	
ファイナンス理論特殊研究	4	一 木 毅 文	
労務管理論特殊研究	4	山 本 大 造	
ビジネスモデル特殊研究	4	○ 矢 澤 利 弘	
経営立地論特殊研究	4		本年度不開講
オペレーションズ・リサーチ特殊研究	4		本年度不開講
情報数理特殊研究	4	○ 岩 田 員 典	
未 来 特 殊 研 究	4		本年度不開講
消費者行動論特殊研究	4		本年度不開講
流通論特殊研究	4	為 廣 吉 弘	
中国経営経済論特殊研究	4		本年度不開講
アジア企業論特殊研究	4	○ 田 中 英 式	
経営情報と地理情報科学 (GIS) 特殊研究	4		本年度不開講
財務会計論特殊研究	4		本年度不開講
社会関連会計論特殊研究	4	○ 富 増 和 彦	
管理会計論特殊研究	4	○ 望 月 恒 男	
監 査 論 特 殊 研 究	4	○ 栗 濱 竜 一 郎	
研 究 演 習	4	担当教員は○印の教員	

### 履修方法

1. 学生は 3 年以上在学し、「専修科目」の特殊研究 4 単位及び研究演習 4 単位を修得しなければならない。
2. 研究演習 4 単位は、2 年次に履修する。
3. 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。
4. 優れた研究業績をあげた者については、本大学院博士課程に 3 年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学し、専修科目のうち 4 単位を修得すれば足りるものとする。

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

### 4. 中国研究科

#### (1) 中国研究専攻（修士課程）

授 業 科 目		単位数	担 当 者	備 考
必 修	中 国 学 総 論 a	2	大 澤 肇	
	中 国 学 総 論 b	2	日 野 みどり	
	中国 研究 方法 論 a	2	加 治 宏 基	
	中国 研究 方法 論 b	2	木 島 史 雄	
中 国 文 化 系	中国 語 学 研 究 I a	2		本年度不開講
	中国 語 学 研 究 I b	2		本年度不開講
	中国 語 学 研 究 II a	2	○ 薛 鳴	
	中国 語 学 研 究 II b	2	○ 薛 鳴	
	中国 語 学 研 究 III a	2	井 上 優	集 中 講 義
	中国 語 学 研 究 III b	2		本年度不開講
	中国 語 学 研 究 IV a	2	○ 塩 山 正 純	
	中国 語 学 研 究 IV b	2	○ 塩 山 正 純	
	中国 語 学 研 究 V a	2	○ 臼 田 真 佐 子	
	中国 語 学 研 究 V b	2	○ 臼 田 真 佐 子	
	中国 文 学 研 究 I a	2		本年度不開講
	中国 文 学 研 究 I b	2		本年度不開講
	中国 文 学 研 究 II a	2		本年度不開講
	中国 文 学 研 究 II b	2		本年度不開講
	中国 文 学 研 究 III a	2	○ 黄 英 哲	
	中国 文 学 研 究 III b	2	○ 黄 英 哲	
	中国 文 学 研 究 IV a	2	野 村 鮎 子	
	中国 文 学 研 究 IV b	2	野 村 鮎 子	
	中国 思 想 研 究 I a	2	○ 木 島 史 雄	
	中国 思 想 研 究 I b	2	○ 木 島 史 雄	
	中国 思 想 研 究 II a	2	緒 形 康	
	中国 思 想 研 究 II b	2	緒 形 康	
	中国 文 化 史 研 究 a	2	日 野 みどり	
	中国 文 化 史 研 究 b	2	日 野 みどり	
	中国 民 俗 学 研 究 a	2		本年度不開講
	中国 民 俗 学 研 究 b	2		本年度不開講
	中国 文 化 人 類 学 研 究 I a	2	○ 田 村 和 彦	
	中国 文 化 人 類 学 研 究 I b	2	○ 田 村 和 彦	
	中国 文 化 人 類 学 研 究 II a	2	周 星	
	中国 文 化 人 類 学 研 究 II b	2	周 星	
中国 政 治 史 研 究 a	2		本年度不開講	
中国 政 治 史 研 究 b	2		本年度不開講	

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

授 業 科 目		単位数	担 当 者	備 考
中 国 文 化 系	中国社会経済史研究 a	2	○ 長井 千秋	
	中国社会経済史研究 b	2	○ 長井 千秋	
	日中関係史研究 I a	2	○ 李 曉 東	
	日中関係史研究 I b	2	○ 李 曉 東	
	日中関係史研究 II a	2	○ 大澤 肇	
	日中関係史研究 II b	2	○ 大澤 肇	
	中国近隣諸国史研究 a	2		本年度不開講
	中国近隣諸国史研究 b	2		本年度不開講
中 国 社 会 系	中国経済研究 I a	2		本年度不開講
	中国経済研究 I b	2		本年度不開講
	中国経済研究 II a	2	○ 金 湛	
	中国経済研究 II b	2	○ 金 湛	
	中国経済研究 III a	2	○ 李 春 利	
	中国経済研究 III b	2	○ 李 春 利	
	中国経済研究 IV a	2	阿部 宏忠	
	中国経済研究 IV b	2	阿部 宏忠	
	中国経済研究 V a	2		本年度不開講
	中国経済研究 V b	2		本年度不開講
	中国経済研究 VI a	2		本年度不開講
	中国経済研究 VI b	2		本年度不開講
	中国経済研究 VII a	2		本年度不開講
	中国経済研究 VII b	2		本年度不開講
	中国政法研究 I a	2	松井 直之	
	中国政法研究 I b	2	松井 直之	
	中国政法研究 II a	2	宇田川 幸則	
	中国政法研究 II b	2	宇田川 幸則	
	中国政法研究 III a	2	鈴木 隆	
	中国政法研究 III b	2		本年度不開講
	中国現代政治研究 a	2	○ 加治 宏基	
	中国現代政治研究 b	2	○ 加治 宏基	
	日中関係研究 a	2	清水 麗	
	日中関係研究 b	2	清水 麗	集中講義
	平和学 研究 a	2	○ 河辺 一郎	
	平和学 研究 b	2	○ 河辺 一郎	
	国際関係研究 I a	2		本年度不開講
	国際関係研究 I b	2		本年度不開講
	国際関係研究 II a	2		本年度不開講
	国際関係研究 II b	2		本年度不開講
国際関係研究 III a	2		本年度不開講	

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

授 業 科 目		単位数	担 当 者	備 考
中 国 社 会	国 際 関 係 研 究 III b	2		本年度不開講
	中 国 社 会 学 研 究 I a	2	○ 唐 燕 霞	
	中 国 社 会 学 研 究 I b	2	○ 唐 燕 霞	
	中 国 社 会 学 研 究 II a	2		本年度不開講
	中 国 社 会 学 研 究 II b	2		本年度不開講
そ の 他	フ ィ ー ル ド ワ ー ク 方 法 論 a	2	辻 村 大 生	
	フ ィ ー ル ド ワ ー ク 方 法 論 b	2	辻 村 大 生	
	フ ィ ー ル ド ワ ー ク a	2		
	フ ィ ー ル ド ワ ー ク b	2		
	中 国 特 殊 講 義 a	2	橋 本 悟	
	中 国 特 殊 講 義 b	2		本年度不開講
演 習	演 習 a	4	担当教員は○印の教員	
	演 習 b	4		

### 履修方法

1. 学生は2年以上在学し、32単位以上を修得しなければならない。
2. 必修科目について  
「中国学総論 a・b」、「中国研究方法論 a・b」のうちいずれか一方（4単位）を修得しなければならない。
3. 専修科目・指導教員について
  - ① 演習のある授業科目のうちから、一授業科目（講義4単位、演習8単位）を選定し、これをその学生の「専修科目」とする。
  - ② 学生は、専修科目を担当する教員を「指導教員」とし、授業科目の選択や研究一般について指導を受ける。
  - ③ 演習は毎年4単位（a及びbを各2単位）、2年にわたり履修する。
4. 選択科目
  - ① 授業科目のうちから8科目16単位を修得しなければならない。
  - ② 選択科目のうち4科目8単位については、他研究科の授業科目の中から選択履修することができる。この場合は、当該授業科目の担当教員の承認を得なければならない。
5. 修得単位  
修得すべき単位は次のとおり。  
必修科目 4単位（中国学総論 a・b、中国研究方法論 a・bのうちいずれか）  
専修科目 12単位（講義4単位、演習8単位）  
選択科目 16単位
6. 複数の中国特殊講義を履修しても、修了必要単位としては4単位しか認められない。
7. 優れた業績をあげた者については、1年以上在学し、専修科目8単位を含め32単位以上修得すれば足りるものとする。

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

### (2) 中国研究専攻（博士後期課程）

授 業 科 目		単位数	担 当 者	備 考
基 幹	現代中国学特殊研究Ⅰ	2		本年度不開講
	現代中国学特殊研究Ⅱ	2		本年度不開講
	現代中国論特殊研究	2		本年度不開講
中 国 文 化	中国文化特殊研究Ⅰ	2	野 村 鮎 子	
	中国文化特殊研究Ⅱ	2	周 星	
	中国文化特殊研究Ⅲ	2	木 島 史 雄	
	中国文化特殊研究Ⅳ	2	○ 塩 山 正 純	
	中国文化特殊研究Ⅴ	2	薛 鳴	
	中国文化特殊研究Ⅵ	2	川 村 亜 樹	
	中国文化特殊研究Ⅶ	2	○ 黄 英 哲	
	中国文化特殊研究Ⅷ	2		本年度不開講
	中国文化特殊研究Ⅸ	2		本年度不開講
	中国近隣諸国史特殊研究	2		本年度不開講
中 国 政 法	中国政法特殊研究Ⅰ	2	鈴 木 隆	
	中国政法特殊研究Ⅱ	2	李 秀 宓	
	中国政法特殊研究Ⅲ	2	○ 松 井 直 之	
	中国政法特殊研究Ⅳ	2	于 鉄 軍	
	中国政法特殊研究Ⅴ	2	○ 加 治 宏 基	
中 国 経 済	中国経済特殊研究Ⅰ	2		本年度不開講
	中国経済特殊研究Ⅱ	2		本年度不開講
	中国経済特殊研究Ⅲ	2		本年度不開講
	中国経済特殊研究Ⅳ	2	佐 藤 元 彦	
	中国経済特殊研究Ⅴ	2		本年度不開講
	中国経済特殊研究Ⅵ	2		本年度不開講
	中国経済特殊研究Ⅶ	2		本年度不開講
	中国経済特殊研究Ⅷ	2	○ 李 春 利	
	中国経済特殊研究Ⅸ	2		本年度不開講
中 国 歴 史	中国歴史特殊研究Ⅰ		楊 瑞 松	
	中国歴史特殊研究Ⅱ		李 曉 東	
	中国歴史特殊研究Ⅲ		緒 形 康	
	中国歴史特殊研究Ⅳ		韓 東 育	
日 中 関 係	日中関係特殊研究Ⅰ	2		本年度不開講
	日中関係特殊研究Ⅱ	2		本年度不開講
	日中関係特殊研究Ⅲ	2		本年度不開講
	日中関係特殊研究Ⅳ	2		本年度不開講
中 国 環 境	中国環境特殊研究Ⅰ	2		本年度不開講
	中国環境特殊研究Ⅱ	2		本年度不開講
	中国環境特殊研究Ⅲ	2		本年度不開講

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

授	業	科	目	単位数	担	当	者	備	考							
	中国	環境	特殊	研究	IV	2			本年度不開講							
中国	社会	特殊	研究	I	2	○	唐	燕	霞							
							馬	然								
									本年度不開講							
									本年度不開講							
そ の 他		研究	特	論	I	2	橋	本	悟							
							劉	国	深							
									本年度不開講							
							中国	現	地	研究	2			フィールドワーク		
							日本	の	中国	研究	I	1	和	田	貴	子
							日本	の	中国	研究	II	1	和	田	貴	子
	研究	演	習	2		担当教員は○印の教員										

### 履修方法

1. 博士後期課程においては、12単位を修得しなければならない。
2. 授業科目の中から、専修科目2単位及び演習指導2単位を修得しなければならない。
3. 専修科目2単位及び演習指導2単位以外については、授業科目の中から指導教員の指導により8単位を修得しなければならない。ただし、優れた研究業績をあげた者については、本大学院博士課程に3年（修士課程における在学期間を含む）以上在学し、専修科目2単位及び演習指導2単位を修得すれば足りるものとする。

### (3) デュアルディグリー・プログラム（博士後期課程、修士課程）

#### ① デュアルディグリー・プログラム（分拠点大学との二重学位制度）の概要

中国研究科に入学した学生のうち、本学と分拠点大学（中国人民大学、南開大学又は東呉大学）との二重学位の授与を希望する学生は、入学後、別途実施される分拠点大学の入学試験を受験する。

また、中国分拠点大学（中国人民大学又は南開大学）の合格者は、「デュアルディグリー・プログラム」参加学生として在学期間中に RMCS（遠隔多方向コミュニケーションシステム）による国際遠隔授業や、両大学の指導教員から論文指導を受ける。また、博士後期課程においては2年次の1年間、修士課程においては1年次9月から1年半の中国留学期間中に中国分拠点大学の必修科目の履修及び中国分拠点の指導教員からの研究指導を受ける（各課程とも参加学生としての資格に制限がある）。

東呉大学の合格者は、博士後期課程2年次における1年間の台湾留学期間中に同大学の必修科目の履修及び指導教員からの研究指導を受ける。

その後、分拠点大学への留学後、両大学の博士学位申請論文が合格することにより、両大学から学位が授与される。

また、同研究科博士後期課程では、海外協定校を中心に世界最高レベルの中国研究者を ICCS<sup>1</sup>訪問教授として招聘しており、その研究成果を授業で受けることができる。

<sup>1</sup> ICCS：国際中国学研究所（設立：2002年）

ICCSは、現代中国に関する国際的研究機関をめざし、中国研究科博士後期課程を核に開設された。本研究所の研究教育活動は、文部科学省の「21世紀COEプログラム（2002～2007）」に採択されるなど、高い評価を得ている。

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

### ② デュアルディグリー・プログラム履修に関する注意事項

#### a. 修士課程

本学の学位取得のためには、「(1) 中国研究専攻(修士課程)」(P. 55)にある履修方法にしたがい履修する。分拠点大学の学位取得については、派遣大学の履修規程にしたがい履修する。また、一部の授業科目は、遠隔授業を利用して、本学と分拠点大学(中国人民大学、南開大学、東呉大学)双方の授業科目を履修していく(詳細については、下図を参照のこと)。

なお、このプログラムは**最短でも3年間の修学が必要**となる。

※修士課程においては、中国分拠点大学(中国人民大学、南開大学)から本学への留学生を受け入れない。

愛知大学→人民大学または南開大学への留学モデル(最短修業年限で修了する場合)

愛知大学		中国分拠点大学	
1年春	授業・専修科目、演習 a		
1年秋	専修科目※、演習 b※	1年秋	分拠点大学の授業
2年春	指導教員の研究指導※	1年春	分拠点大学の授業
2年秋	指導教員の研究指導※	2年秋	分拠点大学の授業
3年春	授業科目、演習 a	2年春	分拠点大学指導教員の研究指導※
3年秋	演習 b、修士論文提出、学位授与	3年秋	分拠点大学指導教員の研究指導※
		3年春	修士論文提出、学位授与

※遠隔講義を利用して実施する。

愛知大学→東呉大学への留学モデル(最短修業年限で修了する場合)

愛知大学		東呉大学	
1年春	授業・専修科目、演習 a		
1年秋	指導教員の研究指導※	1年秋	東呉大学の授業
2年春	指導教員の研究指導※	1年春	東呉大学の授業
2年秋	授業・専修科目、演習 b	2年秋	東呉大学指導教員の研究指導※
3年春	授業科目、演習 a	2年春	東呉大学指導教員の研究指導※
3年秋	演習 b、修士論文または特定課題の研究成果提出、学位授与	3年秋	東呉大学指導教員の研究指導※
		3年春	修士論文提出、学位授与

※遠隔講義を利用して実施する。

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

### b. 博士後期課程

本学の学位取得のためには、「(2)中国研究専攻(博士後期課程)」(P. 58)の履修方法にしたがい履修する。分拠点大学(中国人民大学、南開大学及び台湾東呉大学)の学位取得については、派遣大学の履修規程にしたがい履修する。また、**本学学生は、本学の学位を授与されたうえで、分拠点大学の学位授与申請をしなければならない。**

分拠点大学→愛知大学への留学モデル(最短修業年限で修了する場合)

分拠点大学		愛知大学	
1年秋	授業・専修科目、研究演習		
1年春	授業・専修科目、研究演習	1年春	※授業・専修科目
2年秋	※授業・専修科目、研究指導	1年秋	授業・専修科目、研究演習
2年春	※授業・専修科目、研究指導	2年春	授業・専修科目、研究演習
3年秋	研究指導、博士論文提出	2年秋	※授業・専修科目、研究指導
3年春	最終(口述)試験	3年春	※研究指導、博士論文提出
		3年秋	※最終(口述)試験

※遠隔講義を利用して実施する。

愛知大学→分拠点大学への留学モデル(最短修業年限で修了する場合)

愛知大学		分拠点大学	
1年春	授業・専修科目、研究演習		
1年秋	授業・専修科目※、研究演習	1年秋	授業・専修科目、研究演習
2年春	授業・専修科目※、研究指導	1年春	授業・専修科目、研究演習
2年秋	授業・専修科目、研究指導	2年秋	授業・専修科目※、研究演習
3年春	研究指導、博士論文提出	2年春	授業・専修科目※、研究指導
3年秋	最終(口述)試験	3年秋	研究指導※、博士論文提出
		3年春	最終(口述)試験

※遠隔講義を利用して実施する。

### ③ その他

分拠点大学(中国人民大学、南開大学及び東呉大学)からの「デュアルディグリー・プログラム」参加学生は、本学の学費等が免除される。また、中国分拠点大学(中国人民大学、南開大学)への「デュアルディグリー・プログラム」参加学生のうち修士課程1名、博士後期課程1名については、大学院中国研究科デュアルディグリー・プログラムスカラシップ奨学生として本学の授業料及び教育充実費年額相当額が給付される。詳細については、「大学院中国研究科デュアルディグリー・プログラムスカラシップ規程」(P. 139)及び「大学院中国研究科分拠点学生学費等減免規程」(P. 140)を参照のこと。

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

### 5. 国際コミュニケーション研究科

#### 国際コミュニケーション専攻（修士課程）

授 業 科 目		単位数	担 当 者	備 考
必修	国際コミュニケーション研究方法論	4	岩 田 晋 典	
			鈴 木 規 夫	
			塚 本 鋭 司	
			永 田 道 弘	
A 言 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 研 究 領 域	英 語 学 研 究 I a	2		本年度不開講
	英 語 学 研 究 I b	2		本年度不開講
	英 語 学 研 究 II a	2	○ 塚 本 倫 久	
	英 語 学 研 究 II b	2	○ 塚 本 倫 久	
	英 語 学 研 究 演 習 a	2	担当教員は○印の教員	
	英 語 学 研 究 演 習 b	2		
	英語コミュニケーション研究 I a	2	○ 鎌 倉 義 士	
	英語コミュニケーション研究 I b	2	○ 鎌 倉 義 士	
	英語コミュニケーション研究 II a	2	西 部 真 由 美	
	英語コミュニケーション研究 II b	2	西 部 真 由 美	
	英語コミュニケーション研究 III a	2	○ 川 端 朋 広	
	英語コミュニケーション研究 III b	2	○ 川 端 朋 広	
	英語コミュニケーション研究 IV a	2		本年度不開講
	英語コミュニケーション研究 IV b	2		本年度不開講
	英語コミュニケーション研究演習 a	2	担当教員は○印の教員	
	英語コミュニケーション研究演習 b	2		
	英 語 教 育 学 研 究 I a	2	磯 野 徹	
	英 語 教 育 学 研 究 I b	2	磯 野 徹	
	英 語 教 育 学 研 究 II a	2	○ 塚 本 鋭 司	
	英 語 教 育 学 研 究 II b	2	○ 塚 本 鋭 司	
	英 語 教 育 学 研 究 III a	2		本年度不開講
	英 語 教 育 学 研 究 III b	2		本年度不開講
	英 語 教 育 学 研 究 演 習 a	2	担当教員は○印の教員	
	英 語 教 育 学 研 究 演 習 b	2		
	英 語 圏 文 化 研 究 I a	2		本年度不開講
	英 語 圏 文 化 研 究 I b	2		本年度不開講
	英 語 圏 文 化 研 究 II a	2		本年度不開講
	英 語 圏 文 化 研 究 II b	2		本年度不開講
	英 語 圏 文 化 研 究 III	2		本年度不開講
	英 語 圏 文 化 研 究 演 習 a	2	担当教員は○印の教員	
	英 語 圏 文 化 研 究 演 習 b	2		
	言 語 文 化 研 究	2		本年度不開講
日 本 語 学 研 究 I a	2		本年度不開講	

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

授 業 科 目		単位数	担 当 者	備 考
A 言語コミュニケーション研究領域	日 本 語 学 研 究 I b	2		本年度不開講
	日 本 語 学 研 究 II a	2		本年度不開講
	日 本 語 学 研 究 II b	2		本年度不開講
	日 本 語 学 研 究 演 習 a	2	担当教員は○印の教員	
	日 本 語 学 研 究 演 習 b	2		
	日本語コミュニケーション研究 a	2	小 谷 博 光	集 中 講 義
	日本語コミュニケーション研究 b	2		本年度不開講
	日 本 語 教 育 学 研 究 a	2	○ 梅 田 康 子	
	日 本 語 教 育 学 研 究 b	2	○ 梅 田 康 子	
	日 本 語 教 育 学 研 究 演 習 a	2	担当教員は○印の教員	
	日 本 語 教 育 学 研 究 演 習 b	2		
	日 英 対 照 言 語 研 究 a	2		本年度不開講
	日 英 対 照 言 語 研 究 b	2		本年度不開講
	日 中 対 照 言 語 研 究 a	2	鄭 高 咏	
	日 中 対 照 言 語 研 究 b	2	鄭 高 咏	
	言語学特殊講義 a (一般言語学)	2	清 水 伸 子	
	言語学特殊講義 b (一般言語学)	2	清 水 伸 子	
	日 本 語 教 授 法 I	2	藤 田 裕 一 郎	
	日 本 語 教 授 法 II	2	藤 田 裕 一 郎	
	音 声 学 a	2		本年度不開講
音 声 学 b	2		本年度不開講	
日 本 語 論 文 技 術 a	1	永 井 真 平		
日 本 語 論 文 技 術 b	1	永 井 真 平		
B 国際関係研究領域	国 際 関 係 研 究 I a	2	○ 鈴 木 規 夫	
	国 際 関 係 研 究 I b	2	○ 鈴 木 規 夫	
	国 際 関 係 研 究 II a	2	○ 石 田 周	
	国 際 関 係 研 究 II b	2	○ 石 田 周	
	国 際 関 係 研 究 III a	2		本年度不開講
	国 際 関 係 研 究 III b	2		本年度不開講
	国 際 関 係 研 究 IV a	2	○ 飯 島 幸 子	
	国 際 関 係 研 究 IV b	2	○ 飯 島 幸 子	
	国 際 関 係 研 究 演 習 a	2	担当教員は○印の教員	
	国 際 関 係 研 究 演 習 b	2		
C 多文化間比較研究領域	多文化間比較研究 I a	2	○ 永 田 道 弘	
	多文化間比較研究 I b	2	○ 永 田 道 弘	
	多文化間比較研究 II a	2		本年度不開講
	多文化間比較研究 II b	2		本年度不開講
	多文化間比較研究 III a	2	○ 樋 口 恵	
	多文化間比較研究 III b	2	○ 樋 口 恵	
	多文化間比較研究 IV a	2	○ 地 村 み ゆ き	

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

授 業 科 目		単位数	担 当 者	備 考
C 多文化間比較研究領域	多文化間比較研究Ⅳ b	2	○ 地 村 み ゆ き	
	多文化間比較研究Ⅴ a	2		本年度不開講
	多文化間比較研究Ⅴ b	2		本年度不開講
	多文化間比較研究Ⅵ a	2	○ 岩 田 晋 典	
	多文化間比較研究Ⅵ b	2	○ 岩 田 晋 典	
	多文化間比較研究Ⅶ a	2	○ 朴 貞 蘭	
	多文化間比較研究Ⅶ b	2	○ 朴 貞 蘭	
	多文化間比較研究演習 a	2	担当教員は○印の教員	
	多文化間比較研究演習 b	2		
特 講 ・ そ の 他	国際コミュニケーション研究特講Ⅰ	2		本年度不開講
	国際コミュニケーション研究特講Ⅱ	2		本年度不開講
	国際コミュニケーション研究特講Ⅲ	2		本年度不開講
	フィールド・ワーク	2		本年度不開講

### 履修方法

1. 学生は2年以上在学し、以下の履修方法に従って32単位以上を修得しなければならない。

(1) 必修科目

国際コミュニケーション研究方法論（4単位）

(2) 専修科目、指導教員

① 演習のある授業科目のうちから、一授業科目（講義2科目）4単位、演習8単位（合計12単位）を選定し、これをその学生の「専修科目」とする。具体的には、講義は同一授業科目名のa、b各2単位を、演習は授業科目名と同じ演習名（日本語学研究演習を除く）のものを履修する。

② 演習は毎年4単位を、2年にわたって履修する。

③ 専修科目を担当する教員を「指導教員」とし、授業科目の選択や研究一般について指導を受ける。なお、研究上必要があるときは、別に定めるところにしたがって「副指導教員」を選ぶことができる。この場合には、「指導教員」を「主指導教員」とする。

(3) 選択必修科目

科目区分A、B及びCのうち、専修した区分以外の各区分の授業科目から、それぞれ1科目（合計2科目4単位）を履修する。

(4) 選択科目

全授業科目のうちから、12単位を履修する。ただし、8単位については、他研究科授業科目の中から選択履修することができる。この場合は当該授業科目の担当教員の承認を得なければならない。

2. 修得単位

修得すべき単位は次のとおり。

必修科目 4単位（国際コミュニケーション研究方法論）

専修科目 12単位（講義2科目4単位、演習8単位）

選択必修科目 4単位（講義2科目4単位）

選択科目 12単位（講義12単位）

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

### 6. 文学研究科

#### (1) 日本文化専攻（修士課程）

授 業 科 目	単位数	担 当 者	備 考
日本文化研究方法論Ⅰ	2	水野 智之	必修
日本文化研究方法論Ⅱ	2	権田 浩美	必修
日本古代社会文化研究Ⅰ	2	○ 廣瀬 憲雄	
日本古代社会文化研究Ⅱ	2	○ 廣瀬 憲雄	
日本中世社会文化研究Ⅰ	2	○ 山田 邦明	
日本中世社会文化研究Ⅱ	2	○ 山田 邦明	
日本近世社会文化研究Ⅰ	2	○ 神谷 智	
日本近世社会文化研究Ⅱ	2	○ 神谷 智	
日本近代社会文化研究Ⅰ	2	中元 崇智	
日本近代社会文化研究Ⅱ	2	中元 崇智	
日本文化史研究Ⅰ	2	河西 秀哉	
日本文化史研究Ⅱ	2	河西 秀哉	
日本古代文学研究Ⅰ	2		本年度不開講
日本古代文学研究Ⅱ	2		本年度不開講
日本中近世文学研究Ⅰ	2	○ 空井 伸一	
日本中近世文学研究Ⅱ	2	○ 空井 伸一	
日本近代文学研究Ⅰ a	2	谷 彰	
日本近代文学研究Ⅰ b	2	谷 彰	
日本近代文学研究Ⅱ a	2	○ 藤井 貴志	
日本近代文学研究Ⅱ b	2	○ 藤井 貴志	
日本現代文学研究Ⅰ	2		本年度不開講
日本現代文学研究Ⅱ	2		本年度不開講
日本語学研究Ⅰ	2	○ 堀江 薫	
日本語学研究Ⅱ	2	○ 堀江 薫	
日本語史研究Ⅰ	2	○ 漆谷 広樹	
日本語史研究Ⅱ	2	○ 漆谷 広樹	
日本古代語研究Ⅰ	2	和田 明美	
日本古代語研究Ⅱ	2	和田 明美	
日本古典資料研究Ⅰ	2		本年度不開講
日本古典資料研究Ⅱ	2		本年度不開講
歴史地域論研究Ⅰ	2		本年度不開講
歴史地域論研究Ⅱ	2		本年度不開講
地域文化論研究Ⅰ	2	檜村 愛子	
地域文化論研究Ⅱ	2	檜村 愛子	
ヨーロッパ史学研究Ⅰ	2	小野 賢一	

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

授 業 科 目	単位数	担 当 者	備 考
ヨーロッパ史学研究Ⅱ	2	小野 賢一	
演 習 Ⅰ	2	担当教員は○印の教員	
演 習 Ⅱ	2		
演 習 Ⅲ	2		
演 習 Ⅳ	2		

### 履修方法

1. 学生は2年以上在学し、32単位以上を修得しなければならない。
2. 必修科目  
日本文化研究方法論Ⅰ（2単位）、日本文化研究方法論Ⅱ（2単位）
3. 専修科目・指導教員
  - ① 演習のある授業科目のうちから、一授業科目（講義4単位、演習8単位）を選定し、これをその学生の「専修科目」とする。
  - ② 学生は、専修科目を担当する教員を「指導教員」とし、授業科目の選択や研究一般について指導を受ける。
  - ③ 演習は毎年4単位、2年にわたって履修する。
4. 選択科目  
授業科目のうちから8科目16単位以上を修得しなければならない。  
選択科目のうち4科目8単位については、他専攻又は他研究科の講義科目の中から選択履修することができる。この場合は、当該授業科目の担当教員の承認を得なければならない。
5. 修得単位  
修得すべき単位は次のとおり。  
必修科目 4単位（日本文化研究方法論Ⅰ、日本文化研究方法論Ⅱ）  
専修科目 12単位（講義4単位、演習8単位）  
選択科目 16単位（講義16単位）
6. 優れた業績をあげた者については、1年以上在学し、専修科目8単位を含め32単位以上修得すれば足りるものとする。

### (2) 日本文化専攻（博士後期課程）

授 業 科 目	単位数	担 当 者	備 考
日本文化特殊研究Ⅰ	4	○ 廣瀬 憲雄	
日本文化特殊研究Ⅱ	4	山田 邦明	
日本文化特殊研究Ⅲ	4	神谷 智	
日本文化特殊研究Ⅳ	4		本年度不開講
日本文化特殊研究Ⅴ	4	和田 明美	
日本文化特殊研究Ⅵ	4	○ 漆谷 広樹	
日本文化特殊研究Ⅶ	4	○ 藤井 貴志	
日本文化特殊研究Ⅷ	4	○ 堀江 薫	
研 究 演 習	4	担当教員は○印の教員	

### 履修方法

1. 博士後期課程においては、8単位以上を修得しなければならない。

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

2. 各専攻の授業科目の中から、各専攻にかかる専修科目の特殊研究4単位及び研究演習4単位を修得しなければならない。
3. 専修科目の特殊研究4単位以外については、授業科目の中から指導教員の指導により専修科目以外の特殊研究を修得することができる。
4. 優れた研究業績をあげた者については、本大学院博士課程に3年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学し、研究演習4単位を修得すれば足りるものとする。
5. 研究演習4単位は、2年次に履修する。

### (3) 地域社会システム専攻（修士課程）

授 業 科 目	単位数	担 当 者	備 考
地域社会システム研究方法論Ⅰ	2	植田 剛史	必修
地域社会システム研究方法論Ⅱ	2	岩崎 正弥	必修
人間行動論研究Ⅰ	2		本年度不開講
人間行動論研究Ⅱ	2		本年度不開講
生活行動論研究Ⅰ	2	○ 植田 剛史	
生活行動論研究Ⅱ	2	○ 植田 剛史	
社会行動論研究Ⅰ	2		本年度不開講
社会行動論研究Ⅱ	2		本年度不開講
地域社会生活論研究Ⅰ	2		本年度不開講
地域社会生活論研究Ⅱ	2		本年度不開講
歴史地域論研究Ⅰ	2		本年度不開講
歴史地域論研究Ⅱ	2		本年度不開講
地域生態論研究Ⅰ	2	森田 実	
地域生態論研究Ⅱ	2	森田 実	
地域環境論研究Ⅰ	2		本年度不開講
地域環境論研究Ⅱ	2		本年度不開講
地域社会資源論研究Ⅰ	2		本年度不開講
地域社会資源論研究Ⅱ	2		本年度不開講
地域政策論研究Ⅰ	2		本年度不開講
地域政策論研究Ⅱ	2		本年度不開講
地域計画論研究Ⅰ	2		本年度不開講
地域計画論研究Ⅱ	2		本年度不開講
地域経済・財政論研究Ⅰ	2	菊地 裕幸	
地域経済・財政論研究Ⅱ	2	菊地 裕幸	
地域社会形成論研究Ⅰ	2		本年度不開講
地域社会形成論研究Ⅱ	2		本年度不開講
都市社会論研究Ⅰ	2		本年度不開講
都市社会論研究Ⅱ	2		本年度不開講
地域システム論研究Ⅰ	2	鄭 智允	

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

授業科目	単位数	担当者	備考
地域システム論研究Ⅱ	2	鄭 智 允	
人文地域システム論研究Ⅰ	2	○ 鈴木 康弘	
人文地域システム論研究Ⅱ	2	○ 鈴木 康弘	
地域文化論研究Ⅰ	2	○ 檜村 愛子	
地域文化論研究Ⅱ	2	○ 檜村 愛子	
地域社会変動論研究Ⅰ	2	○ 岩崎 正弥	
地域社会変動論研究Ⅱ	2	○ 岩崎 正弥	
地理情報システム論研究Ⅰ	2	○ 近藤 暁夫	
地理情報システム論研究Ⅱ	2	○ 近藤 暁夫	
社会階層論研究Ⅰ	2	○ 田 靡 裕 祐	
社会階層論研究Ⅱ	2	○ 田 靡 裕 祐	
地域社会システム研究特論	2		本年度不開講
演 習 Ⅰ	2	担当教員は○印の教員	
演 習 Ⅱ	2		
演 習 Ⅲ	2		
演 習 Ⅳ	2		

### 履修方法

1. 学生は2年以上在学し、32単位以上を修得しなければならない。
2. 必修科目  
地域社会システム研究方法論Ⅰ（2単位）、地域社会システム研究方法論Ⅱ（2単位）
3. 専修科目・指導教員
  - ① 演習のある授業科目のうちから、一授業科目（講義4単位、演習8単位）を選定し、これをその学生の「専修科目」とする。
  - ② 学生は、専修科目を担当する教員を「指導教員」とし、授業科目の選択や研究一般について指導を受ける。
  - ③ 演習は毎年4単位、2年にわたって履修する。
4. 選択科目  
授業科目のうちから8科目16単位以上を修得しなければならない。  
選択科目のうち4科目8単位については、他専攻又は他研究科の講義科目の中から選択履修することができる。この場合は、当該授業科目の担当教員の承認を得なければならない。
5. 修得単位  
修得すべき単位は次のとおり。  
必修科目 4単位（地域社会システム研究方法論Ⅰ、地域社会システム研究方法論Ⅱ）  
専修科目 12単位（講義4単位、演習8単位）  
選択科目 16単位（講義16単位）
6. 優れた業績をあげた者については、1年以上在学し、専修科目8単位を含め32単位以上修得すれば足りるものとする。

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

### 7. 野外実習科目（フィールドワークを伴うもの）

授 業 科 目	担 当 者
地域社会生活論研究Ⅰ	本年度不開講
地域社会生活論研究Ⅱ	本年度不開講
地域社会形成論研究Ⅰ	本年度不開講
地域社会形成論研究Ⅱ	本年度不開講
地域システム論研究Ⅰ	鄭 智 允
地域システム論研究Ⅱ	鄭 智 允

### (4) 地域社会システム専攻（博士後期課程）

授 業 科 目	単位数	担 当 者	備 考
地域社会システム特殊研究Ⅰ	4		本年度不開講
地域社会システム特殊研究Ⅱ	4	近 藤 暁 夫	
地域社会システム特殊研究Ⅲ	4	○ 岩 崎 正 弥	
地域社会システム特殊研究Ⅳ	4	○ 鈴 木 康 弘	
地域社会システム特殊研究Ⅴ	4	○ 檜 村 愛 子	
地域社会システム特殊研究Ⅵ	4		本年度不開講
地域社会システム特殊研究Ⅶ	4		本年度不開講
地域社会システム特殊研究Ⅷ	4		本年度不開講
研 究 演 習	4	担当教員は○印の教員	

#### 履修方法

1. 博士後期課程においては、8単位以上を修得しなければならない。
2. 各専攻の授業科目の中から、各専攻にかかる専修科目の特殊研究4単位及び研究演習4単位を修得しなければならない。
3. 専修科目の特殊研究4単位以外については、授業科目の中から指導教員の指導により専修科目以外の特殊研究を修得することができる。
4. 優れた研究業績をあげた者については、本大学院博士課程に3年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学し、研究演習4単位を修得すれば足りるものとする。
5. 研究演習4単位は、2年次に履修する。

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

### (5) 欧米文化専攻（修士課程）

授 業 科 目		単位数	担 当 者	備 考
欧米文化研究方法論Ⅰ		2	伊集院 利明	必修
欧米文化研究方法論Ⅱ		2	片岡 邦好	必修
思想研究分野	ギリシャ古代哲学研究Ⅰ	2	○ 伊集院 利明	
	ギリシャ古代哲学研究Ⅱ	2	○ 伊集院 利明	
	ヨーロッパ近・現代哲学研究Ⅰ	2	○ 下野 正俊	
	ヨーロッパ近・現代哲学研究Ⅱ	2	○ 下野 正俊	
	ヨーロッパ近代哲学研究Ⅰ	2	下野 正俊	
	ヨーロッパ近代哲学研究Ⅱ	2	下野 正俊	
	ヨーロッパ史学研究Ⅰ	2	○ 小野 賢一	
	ヨーロッパ史学研究Ⅱ	2	○ 小野 賢一	
	精神分析学研究Ⅰ	2		本年度不開講
	精神分析学研究Ⅱ	2		本年度不開講
言語研究分野	言語文化研究Ⅰ	2	○ 片岡 邦好	
	言語文化研究Ⅱ	2	○ 片岡 邦好	
	専門用語論研究Ⅰ	2	山本 昭	
	専門用語論研究Ⅱ	2	山本 昭	
	英語学研究Ⅰ	2	○ 北尾 泰幸	
	英語学研究Ⅱ	2	○ 北尾 泰幸	
	応用英語学研究Ⅰ	2	本多 尚子	
	応用英語学研究Ⅱ	2	本多 尚子	
	フランス語学研究Ⅰ	2	○ 中尾 浩	
	フランス語学研究Ⅱ	2	○ 中尾 浩	
	応用フランス語学研究Ⅰ	2		本年度不開講
	応用フランス語学研究Ⅱ	2		本年度不開講
	ドイツ語学研究Ⅰ	2	鈴木 康志	
	ドイツ語学研究Ⅱ	2	鈴木 康志	
	応用ドイツ語学研究Ⅰ	2		本年度不開講
応用ドイツ語学研究Ⅱ	2		本年度不開講	
文学研究分野	イギリス文化研究Ⅰ	2		本年度不開講
	イギリス文化研究Ⅱ	2		本年度不開講
	イギリス文学研究（詩・批評）Ⅰ	2		本年度不開講
	イギリス文学研究（詩・批評）Ⅱ	2		本年度不開講
	イギリス文学研究（小説）Ⅰ	2		本年度不開講
	イギリス文学研究（小説）Ⅱ	2		本年度不開講

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

授 業 科 目		単位数	担 当 者	備 考
文学研究分野	イギリス文学研究（劇）Ⅰ	2		本年度不開講
	イギリス文学研究（劇）Ⅱ	2		本年度不開講
	アメリカ表象文化研究Ⅰ	2	○ 川村 亜樹	
	アメリカ表象文化研究Ⅱ	2	○ 川村 亜樹	
	アメリカ文学研究Ⅰ	2		本年度不開講
	アメリカ文学研究Ⅱ	2		本年度不開講
	フランス文学研究（近代）Ⅰ	2	中尾 充良	
	フランス文学研究（近代）Ⅱ	2	中尾 充良	
	フランス文学研究（現代）Ⅰ	2		本年度不開講
	フランス文学研究（現代）Ⅱ	2		本年度不開講
	ドイツ文学研究（近代）Ⅰ	2	○ 島田 了	
	ドイツ文学研究（近代）Ⅱ	2	○ 島田 了	
	ドイツ文学研究（現代）Ⅰ	2		本年度不開講
	ドイツ文学研究（現代）Ⅱ	2		本年度不開講
	欧米文化研究特論	2		本年度不開講
演 習 Ⅰ	2	担当教員は○印の教員		
演 習 Ⅱ	2			
演 習 Ⅲ	2			
演 習 Ⅳ	2			

### 履修方法

1. 学生は2年以上在学し、32単位以上を修得しなければならない。
2. 必修科目  
欧米文化研究方法論Ⅰ（2単位）、欧米文化研究方法論Ⅱ（2単位）
3. 専修科目・指導教員
  - ① 演習のある授業科目のうちから、一授業科目（講義4単位、演習8単位）を選定し、これをその学生の「専修科目」とする。
  - ② 学生は、専修科目を担当する教員を「指導教員」とし、授業科目の選択や研究一般について指導を受ける。
  - ③ 演習は毎年4単位、2年にわたって履修する。
4. 選択科目  
授業科目のうちから8科目16単位以上を修得しなければならない。  
選択科目のうち4科目8単位については、他専攻又は他研究科の講義科目の中から選択履修することができる。この場合は、当該授業科目の担当教員の承認を得なければならない。
5. 修得単位  
修得すべき単位は次のとおり。  
必修科目 4単位（欧米文化研究方法論Ⅰ、欧米文化研究方法論Ⅱ）  
専修科目 12単位（講義4単位、演習8単位）

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

選択科目 16 単位（講義 16 単位）

6. 優れた業績をあげた者については、1年以上在学し、専修科目 8 単位を含め 32 単位以上修得すれば足りるものとする。

### （6）欧米文化専攻（博士後期課程）

授 業 科 目	単位数	担 当 者	備 考
欧 米 文 化 特 殊 研 究 I	4	○ 伊 集 院 利 明	
欧 米 文 化 特 殊 研 究 II	4	小 野 賢 一	
欧 米 文 化 特 殊 研 究 III	4		本年度不開講
欧 米 文 化 特 殊 研 究 IV	4	○ 川 村 亜 樹	
欧 米 文 化 特 殊 研 究 V	4		本年度不開講
欧 米 文 化 特 殊 研 究 VI	4	○ 下 野 正 俊	
欧 米 文 化 特 殊 研 究 VII	4	○ 北 尾 泰 幸	
欧 米 文 化 特 殊 研 究 VIII	4	○ 片 岡 邦 好	
研 究 演 習	4	担当教員は○印の教員	

#### 履修方法

1. 博士後期課程においては、8 単位以上を修得しなければならない。
2. 各専攻の授業科目の中から、各専攻にかかる専修科目の特殊研究 4 単位及び研究演習 4 単位を修得しなければならない。
3. 専修科目の特殊研究 4 単位以外については、授業科目の中から指導教員の指導により専修科目以外の特殊研究を修得することができる。
4. 優れた研究業績をあげた者については、本大学院博士課程に 3 年（修士課程における在学期間を含む。）以上在学し、研究演習 4 単位を修得すれば足りるものとする。
5. 研究演習 4 単位は、2 年次に履修する。

## V. 授業科目・担当者及び履修方法

### 7. 教員免許状の資格取得

出身大学等ですでに中学校教諭1種免許状、高等学校教諭1種免許状を授与された学生（免許状授与のための所要資格を取得している場合も含む。）は、本大学院において、修士課程を修了（1年以上在学し、30単位修得した場合を含む。）し、所定の「教科に関する科目」（24単位）を修得すれば、次の専修免許状を取得することができます。なお、詳細については、「教職課程履修要項」を参照してください。

課程を置く研究科・専攻		免許状の種類	
研究科	専攻	中学校教諭 専修免許状の教科	高等学校教諭 専修免許状の教科
経済学研究科	経済学専攻	社会	地理歴史・公民
経営学研究科	経営学専攻	—	商業
中国研究科	中国研究専攻	社会・外国語（中国語）	地理歴史・公民・ 外国語（中国語）
国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション専攻	社会・外国語（英語）	地理歴史・ 外国語（英語）
文学研究科	日本文化専攻	社会・国語	地理歴史・国語
	地域社会システム専攻	社会	地理歴史・公民
	欧米文化専攻	社会・外国語（英語）	地理歴史・ 外国語（英語）

# VI. 大学院学則及び諸規程

## 1. 大学院学則・学位規程

### (1) 愛知大学大学院学則（抄）

#### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この学則は、愛知大学学則第5条第2項により、愛知大学（以下「本大学」という。）に設置する大学院について、必要な事項を定める。

**第2条** 本学の大学院（以下「本大学院」という。）は、課程の目的に応じ、学理及びその応用を教授・研究し、学術の深奥を究めて、人類社会の発展に貢献しうる人材を養成するとともに文化の進展に寄与することを目的に設置する。

2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する。

(課程及び修業年限)

**第3条** 本大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

3 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

4 博士課程は、これを前期2年の課程と後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を「修士課程」として取扱う。

5 この学則において、前項の前期2年の課程は「修士課程」、後期3年の課程は「博士後期課程」という。

**第4条** 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

2 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(在学年限)

**第5条** 本大学院における最長在学年限は、修士課程においては4年、博士後期課程においては6年とする。

#### 第2章 研究科

(研究科及び専攻)

**第6条** 本大学院に次の研究科及び専攻を置く。

研究科	修士課程	博士後期課程
法学研究科	—	法学専攻
経済学研究科	経済学専攻	
経営学研究科	経営学専攻	
中国研究科	中国研究専攻	
文学研究科	日本文化専攻	
	地域社会システム専攻	
	欧米文化専攻	
国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション専攻	

**第6条の2** 前条の研究科及び専攻における教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

## VI. 大学院学則及び諸規程

### (1) 法学研究科

博士後期課程においては、法学の学理面での研究を指導し、研究者として自立的に研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる学識とを養成すること、さらにまた、現代社会や国際文化の発展に寄与する研究者の養成を図ることを目的とする。

### (2) 経済学研究科

修士課程においては、現代の経済社会について、広い視野からの学識に立ち、経済学に関する高度な知識と技能をもって分析・研究しうる能力をそなえた高度専門知識人及び経済に関する専門性を要する職業等に必要能力をもった高度専門職業人を育成し、世界文化と地域社会の発展に寄与することを目的とする。博士後期課程においては、経済学分野の研究者として、自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力とその基礎となる学識の育成、並びに高度専門職業人として、より先端的な技能と研究能力の向上、及びその基礎となる豊かな学識を修得し、世界文化と地域社会の発展に寄与できる人材を育成することを目的とする。

### (3) 経営学研究科

修士課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、経営学における研究能力及び高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養うとともに、国際的視野を持ち、地域社会の課題に対しても真摯に取り組む人材を育成すること、博士後期課程においては、経営学の分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と、その基礎となる学識とを養成するとともに、人類社会の発展に貢献し、文化の進展に寄与する人材を育成することを目的とする。

### (4) 中国研究科

本学が中国研究・教育分野において挙げてきた伝統とその研究成果を踏まえ、中国を対象にして社会科学・人文科学の各分野を学際的に研究しかつ総合化し、修士課程においては、高度な専門的な職業人の養成と研究能力の育成を、博士後期課程においては、修士課程での研究能力を踏まえたうえで研究者養成を目的とする。特に、修士課程のデュアルディグリー・プログラムにおいては、国際的かつ高度な専門的な職業人の養成と国際的水準に達する研究能力の育成を、博士後期課程デュアルディグリー・プログラムにおいては、国際的な水準に達した研究者の養成を目的とする。

### (5) 文学研究科日本文化専攻

修士課程においては、日本歴史、日本文学、日本語学の研究を中心に、古代から近・現代に至る歴史や文学、日本語・日本文化の諸問題を横断的、総合的、かつ個別的に研究し日本文化の独自性と多面性について、実証的に研究する。また、教育機関で活躍できる人材を育成することを目的とする。博士後期課程においては、修士課程でつちかった実証的な研究をより高め、さらに専門的な知識、思考力、分析力の涵養を目指す。また、研究者や高度な専門分野に従事する能力を養うことを目的とする。

### (6) 文学研究科地域社会システム専攻

修士課程においては、地域社会に関する多様な領域の個別研究の成果と、諸課題に関する学際的連携による研究を踏まえて、地域社会の地理・環境、経済・政治活動、組織・集団関係、地域文化、住民の生活・活動などから構成される地域社会システムについて、その構造と変動過程の解明をめざして多面的な研究を行い、高度な専門的職業人を養成することを目的とする。博士後期課程においては、地域政策、地域計画、地域活動などの諸要素をも組み込んだ地域社会の再構築を構想する研究、教育を組織的、実践的に行うことによって新たな地域社会システムのあり方を探究し、研究者養成及び地域計画に関わる高度な専門的職業人を養成することを目的とする。

### (7) 文学研究科欧米文化専攻

## VI. 大学院学則及び諸規程

修士課程においては、アメリカを含む西欧地域の文化について、思想・文学・言語の各分野における研究を行い、欧米文化の歴史とその現状、文化伝播と受容などを総合的に把握し、欧米文化の共通的特質を分析・解明することを目的とする。博士後期課程においては、修士課程の成果を踏まえてなお一層教育研究を深化させ、高度な専門性を必要とする職業を担う能力をつちかうことを目的とする。

### (8) 国際コミュニケーション研究科

修士課程においては、国際的にも国内的にもグローバル化が進行し、同時にローカルな視点も求められる現代の状況に活躍できる人材の育成を目的とする。その方法としては、次の3領域を有機的に関連させることに特色がある。第一は、英語と日本語に関する専門知識と運用能力に重点を置いた言語コミュニケーション研究。第二は、国際関係分野での国際関係論、国際ビジネスと異文化理解に関する研究。第三は、文化人類学・民俗学の視点を取り入れた多文化間比較研究である。

(学生定員)

**第7条** 前条の研究科及び専攻の学生定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
法学研究科	法学専攻			5	15	15
経済学研究科	経済学専攻	5	10	5	15	25
経営学研究科	経営学専攻	15	30	5	15	45
中国研究科	中国研究専攻	15	30	15	45	75
文学研究科	日本文化専攻	5	10	2	6	16
	地域社会システム専攻	5	10	2	6	16
	欧米文化専攻	5	10	2	6	16
国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション専攻	5	10			10
合計		55	110	39	117	227

### 第3章 運営組織及び教職員

(大学院長及び研究科長)

**第8条** 本大学院に大学院長を、各研究科に研究科長を置く。

- 2 大学院長及び研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 大学院長及び研究科長の選任方法は、別に定める。

(組織)

**第9条** 本大学院は、各研究科に研究科委員会を、また、研究科間の連絡調整のために大学院委員会を置く。

(研究科委員会の組織及び審議事項)

**第10条** 研究科委員会は、当該研究科の授業科目を担当する専任教育職員をもって組織する。

**第11条** 研究科委員会は、教育研究に関する次の各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。

- (1) 大学院担当教員資格審査に関する事項
- (2) 授業科目の編成並びに計画、実施及び担当に関する事項
- (3) 学位論文の審査及び最終試験に関する事項
- (4) 学生の入学、休学、退学、除籍、再入学、留学及び課程修了等に関する事項

## VI. 大学院学則及び諸規程

- (5) 試験に関する事項
- (6) 学位の授与に関する事項
- (7) 学生の指導、奨学及び賞罰に関する事項
- (8) 教育研究の質保証に係る自己点検・評価に関する事項

2 学長は、前項各号に定める事項を決定するにあたり、研究科委員会の意見を十分に参酌しなければならない。

3 研究科委員会は、第1項各号に定める事項のほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項を審議するとともに、学長及び研究科長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（大学院委員会の組織及び審議事項）

**第12条** 大学院委員会は、大学院長、各研究科長及び各研究科において選出された大学院委員をもって組織する。

2 大学院委員の任期は2年とし、選出方法は別に定める。

**第13条** 大学院委員会は、次の各号に掲げる教育・研究に関する事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。

- (1) 各研究科間の連絡調整に関する事項
- (2) 大学院学則及び関連諸規程の制定・改廃に関する事項
- (3) 大学院担当教員資格審査基準に関する事項
- (4) 学位の授与に関する事項
- (5) 研究科の増設及び改組に関する事項

2 学長は、前項各号に定める事項を決定するにあたり、大学院委員会の意見を十分に参酌しなければならない。

3 大学院委員会は、第1項各号に定める事項のほか、学長及び大学院長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項を審議するとともに、学長及び大学院長の求めに応じ、意見を述べることができる。

（委員会の運営）

**第14条** 研究科委員会及び大学院委員会の組織、会議及び審議事項等については、大学院の組織及び運営に関する規程の定めるところによる。

**第15条** （削除）

（教員）

**第16条** 本大学院における授業及び研究指導を担当する教員は、大学院担当教員資格を有する本学の教授をもってこれに充てる。

2 前項の教授を欠く場合、その他必要があるときは、准教授又は助教をもってこれに充てることのできる。

3 大学院担当教員の資格認定基準は、別に定める。

（職員）

**第17条** 本大学院の事務運営のため一定数の職員を置く。

### 第4章 客員研究員

（客員研究員）

**第18条** 本大学院において、特定の事項について研究を志望する国内外の教育・研究者があるときは、各研究科の教育・研究に支障がない場合に限り、研究科委員会の議を経て、客員研究員として許可す

## VI. 大学院学則及び諸規程

ることがある。

- 2 客員研究員に関する規定は、別に定める。

### 第5章 教育課程

(授業及び研究指導)

**第19条** 本大学院の教育・研究は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目)

**第20条** 各研究科の専攻及び課程に応じ、教育・研究上必要な授業科目を開設する。

- 2 授業科目の名称、分類、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。

(授業の方法)

**第20条の2** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 第2項の規定により、多様なメディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。
- 6 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(授業科目の単位数)

**第21条** 各研究科の授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める。

(専修科目)

**第22条** 各研究科の開設する授業科目中から一授業科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。

**第23条** 学生は、専修科目を含む所定の授業科目、単位を修得しなければならない。

(指導教員)

**第24条** 専修科目を担当する教員を、当該学生の指導教員とする。

- 2 学生は、指導教員による専修科目の研究指導、授業科目の選択等研究全般に関する指導を受けなければならない。

(成績評価基準等の明示等)

**第24条の2** 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格

## VI. 大学院学則及び諸規程

性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

**第24条の3** 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(他の専攻等の授業科目の聴講)

**第25条** 各研究科の専攻及び課程に開設する授業科目のほかに、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めるときは、他の専攻若しくは研究科又は学部教育課程の授業科目について聴講させることができる。

(他の大学院等における修得単位の取扱い)

**第25条の2** 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修した場合に準用する。

(入学前の既修得単位の取扱い)

**第25条の3** 教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生制度も含む)を、また、第56条の2に規定する学部生の大学院授業科目早期履修制度により修得した単位を、合わせて15単位を超えない範囲で本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位は、前条の規定により、本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えない範囲とする。

(教育職員免許状とその履修方法)

**第26条** 各研究科において、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の免許状の種類は、次のとおりとする。

課程を置く研究科・専攻		免許状の種類	
研究科	専攻	中学校教諭専修免許状の教科	高等学校教諭専修免許状の教科
経済学研究科	経済学専攻	社会	地理歴史・公民
経営学研究科	経営学専攻		商業
中国研究科	中国研究専攻	社会・外国語(中国語)	地理歴史・公民・ 外国語(中国語)
文学研究科	日本文化専攻	社会・国語	地理歴史・国語
	地域社会システム専攻	社会	地理歴史・公民
	欧米文化専攻	社会・外国語(英語)	地理歴史・外国語(英語)
国際コミュニケーション研究科	国際コミュニケーション専攻	社会・外国語(英語)	地理歴史・外国語(英語)

## VI. 大学院学則及び諸規程

### 第6章 試験及び課程の修了

(学科試験)

**第27条** 本大学院において、所定の授業科目を履修した者に対して学科試験を行う。

2 試験の方法は、各研究科委員会が定める。

(成績の表示)

**第28条** 試験の成績は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする。

2 合格した授業科目については、所定の単位を認定する。

(修士課程修了の要件)

**第29条** 修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の認定には、その研究に必要な1外国語の審査に合格することを条件とする。ただし、文学研究科社会人入学試験で入学した者については、この条件を省略するか、他の方法をもって替えることができる。

3 第1項の場合において、中国研究科にあつては、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときには、特定の課題についての研究成果をもって修士論文の審査に代えることができる。

4 第25条の3により、本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（入学資格を有する年度に修得したものに限る。）を本大学院において修得したとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その修得に要した時間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間、在学期間を短縮することができる。ただし、少なくとも1年以上在学するものとする。

(博士課程修了の要件)

**第30条** 博士課程の修了の要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、40単位（中国研究科にあつては44単位）以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、本大学院博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは、「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、第38条第2項第7号の規定により博士後期課程に入学した者、学校教育法施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、博士課程に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了し

## VI. 大学院学則及び諸規程

た者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期限を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。

- 4 前各項の認定には、その研究に必要な1外国語の審査に合格することを条件とする。ただし、法学研究科においては、指導教授の判断により2外国語について試問する場合があります、日本文化専攻を除く文学研究科の論文博士においては、2外国語について試問を行うものとする。

### 第7章 学位の授与

(学位の授与)

**第31条** 修士の学位は第29条の修士課程を修了した者に、博士の学位は第30条の博士課程を修了した者に授与する。

(学位の種類)

**第32条** 本大学院において授与する修士及び博士の学位の種類は、次のとおりとする。

修士(経済学、経営学、中国研究、日本文化、地域社会システム、欧米文化、国際コミュニケーション) 博士(法学、経済学、経営学、中国研究、日本文化、地域社会システム、欧米文化)

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科において必要と認められた場合は、前項に規定された専攻分野の名称に代えて「学術」の名称を付記することができる。
- 3 本大学院において学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

— 略 —

(課程によらない者の博士の学位の授与)

**第35条** 本大学院の博士課程を経ることなく博士の学位を得ようとする者に対しては、博士論文の審査に合格し、かつ本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するものと認められたとき、博士の学位を授与する。

(学位規程)

**第36条** 学位及びその授与に関しては、本章のほか、愛知大学学位規程の定めるところによる。

### 第8章 入学、学籍の取得、留学、休学、退学及び除籍

(入学の時期)

**第37条** 入学の時期は、毎学年の初めとする。

(入学資格)

**第38条** 修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修

## VI. 大学院学則及び諸規程

了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院の各研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めるもの
- (10) 本大学院の各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 博士後期課程に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国の大学において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本大学院の各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの  
(入学試験)

**第39条** 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験の方法、時期等については、当該研究科の定めるところによる。

**第40条** 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学の手続)

**第41条** 入学を許可された者は、誓約書、保証書、その他大学院の必要とする書類を指定の期日までに提出しなければならない。

(学籍の取得、二重学籍の禁止等)

**第41条の2** 前条の入学手続を終えた者は、本大学院の学生として学籍を取得する。

2 在籍中は学位取得のために他の大学院等に同時に籍を置くこと（以下「二重学籍」という。）はできない。ただし、本学と他機関との間で締結された協定等に基づく学籍の取得に関しては、この限り

## VI. 大学院学則及び諸規程

ではない。

(保証人)

**第42条** 保証人は父若しくは母又はその他の成年者で独立して生計を営む者でなければならない。

2 保証人は、その学生の在籍中本人に関する一切の事項について保証しなければならない。

(留学)

**第43条** 本大学院が協定又は認定する外国の大学院又はそれに準ずる高等教育・研究機関等（以下「外国の大学院等」という。）に留学を志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 許可を得て留学した者が、外国の大学院等で履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとして取扱うことができる。

3 留学の手続きその他実施に関する規定は、別に定める。

(休学)

**第44条** 病気その他やむを得ない事由によって引続き2ヵ月以上修学できない者は、保証人連署のうえ休学願を提出し、許可を得て休学することができる。

2 休学期間は半年間又は1年間とし、休学開始の時期は年度の初め又は秋学期の初めとする。

3 休学中の学費等は、学費等納入規程の定めるところによる。

**第45条** 休学期間は、修士課程にあつては通算して2年以内、博士後期課程にあつては通算して3年以内とする。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

3 休学期間中にその事由が消滅した場合には、許可を得て復学することができる。

(退学)

**第46条** 病気その他やむを得ない事由によって退学しようとする者は、保証人が連署した退学願を学生証とともに提出しなければならない。

(除籍)

**第47条** 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

(1) 授業料その他所定の学費を指定期日までに納入しない者

(2) 第5条に定める在学年限を超える者

(3) 第45条に定める休学期間の限度を超え、なお就学できない者

(4) 本大学院において修学不能と認められ、前条に定める退学の手続を取らない者

(5) 死亡又は長期間にわたって行方不明の者

(復籍)

**第48条** 前条第1号により除籍された者が復籍を願出た場合には、研究科委員会の議を経て許可することがある。

(再入学)

**第49条** 第46条により退学した者及び第47条第1号により除籍された者が、退学又は除籍の日から2年以内に再入学を願出た場合には、研究科委員会の議を経て許可することがある。ただし、再入学の時期は、学年の初めとする。

2 博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者の再入学の取扱いについては、別に定める。

### 第9章 学年、学期及び休業日

(学年)

**第50条** 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## VI. 大学院学則及び諸規程

---

(学期)

**第51条** 前条の学年は、春学期と秋学期に分け、次のとおりとする。

春学期 4月1日より9月15日まで

秋学期 9月16日より翌年3月31日まで

2 学長は、必要がある場合、前項に定める春学期の終期及び秋学期の始期を変更することができる。

(休業日)

**第52条** 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日であっても授業をし、又は試験を実施することができる。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(4) 創立記念日 11月15日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

(7) 春季休業日

2 前項第5号から第7号の休業日の期間については、別に定める。

3 必要がある場合は、学長は第1項の休業日を臨時に変更、又は臨時の休業日に定めることができる。

### 第10章 学費等

(学費等)

**第53条** 本大学院の入学検定料、入学金及び授業料その他の学費は、学費等納入規程に定めるとおりとする。

2 前項の学費及びその他の学費等は、学費等納入規程の定めるところにより所定の期日までに納入しなければならない。

3 学費等は、一たん納入した後は返還しない。

### 第11章 他の大学院との交流

(他の大学院との交流)

**第54条** 教育・研究上有益と認めるときは、本大学院が協定又は認定する他の大学院（以下「協定校」という。）との間で学生を交流させ、単位の互換を行うことができる。

2 協定校の認定その他交流に関する重要事項については、研究科委員会の議を経なければならない。

3 他の大学院との交流に関する規定は、別に定める。

(特別聴講学生)

**第55条** 協定校から委託があったときは、協定校の学生について選考のうえ、正規の学生の教育・研究を妨げない範囲で、その学生を特別聴講学生として、本大学院の特定の授業科目について聴講を認めることができる。

2 特別聴講学生に関する規定は、別に定める。

### 第12章 科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

**第56条** 本大学院の学生以外の者で一又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは、各研究科の教育研究に支障のない限り、当該研究科委員会選考のうえ、科目等履修生として履修を許可する。

2 科目等履修生に関する規定は、別に定める。

## VI. 大学院学則及び諸規程

(学部生の大学院授業科目の早期履修)

第56条の2 本学学部生で大学院授業科目の一又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは、各研究科の教育研究に支障のない限り、当該研究科委員会において選考のうえ、履修を許可する。

2 前項の学部生の大学院授業科目早期履修に関する規定は、別に定める。

(研究生)

第57条 本大学院において、特定の事項について研究を志願する者があるときは、各研究科の教育・研究に支障がない場合に限り、当該研究科委員会において選考のうえ研究生として許可することがある。

2 研究生に関する規定は、別に定める。

(外国人留学生)

第58条 外国人で本大学院に留学生として入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規定は、別に定める。

### 第13章 奨学

(奨学制度)

第59条 本大学院に奨学制度を設ける。

2 奨学制度に関する規定は、別に定める。

### 第14章 研究施設

(研究施設)

第60条 学生は、研究のために本大学の図書館を利用することができる。

2 本大学院に共同研究室その他の研究施設を設ける。

3 本大学院の特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生は、本大学及び本大学院の研究施設を利用することができる。

### 第15章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第61条 学生は、本大学の厚生保健施設を利用することができる。

### 第16章 賞罰

(表彰)

第62条 学生として、表彰に値する行為があったときは、表彰することがある。

(懲戒)

第63条 本大学院の学則又は諸規程に違反し、その他学生の本分に反すると認められた者は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学又は退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込がないと認められる者

(3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者

### 第17章 学則の変更

(学則の変更)

第64条 この学則の変更は、関係研究科委員会、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協

## VI. 大学院学則及び諸規程

議会の議を経て、学長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事項に係わる学則の変更は、理事会の承認を得なければならぬ。

- (1) 研究科・専攻等の変更に係わる事項
- (2) 学生定員の変更に係わる事項

### 附 則 (制定)

この学則は、昭和28年4月1日から施行する。

— 略 —

**附 則** (経営学研究科経営学専攻修士課程、経営学研究科経営学専攻博士後期課程及び中国研究科中国研究専攻博士後期課程の科目追加に伴う改正)

- 1 この学則は、2026年(令和8年)4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2025年(令和7年)度以前の入学生は、なお従前の例による。

— 略 —

## (2) 愛知大学学位規程 (抄)

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学学則、愛知大学大学院学則及び愛知大学専門職大学院学則の定めるところにより、愛知大学(以下「本学」という。)において授与する学位に関し、必要な事項を定める。

2 この規程に定めのない事項については、学士については各学部教授会、修士及び博士については各研究科委員会、専門職学位については法務研究科教授会の定めるところによる。

(学位の種類)

**第2条** 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(専攻分野の名称)

**第3条** 学士、修士及び博士の学位には、以下の専攻分野の名称を付記するものとする。

(1) 学士の学位に付記する専攻分野の名称

学士(文学、社会学、心理学、経済学、外国語、国際教養学、法学、経営学、現代中国学、地域政策学)

(2) 修士の学位に付記する専攻分野の名称

修士(経済学、経営学、中国研究、日本文化、地域社会システム、欧米文化、国際コミュニケーション)

(3) 博士の学位に付記する専攻分野の名称

博士(法学、経済学、経営学、中国研究、日本文化、地域社会システム、欧米文化)

2 前項の規定にかかわらず、研究科において必要と認めた場合は、前項に規定された専攻分野の名称に代えて「学術」の名称を付記することができる。

3 専門職学位の種類及びその専攻分野の名称は、次のとおりとする。

法務博士(専門職)

(学位の名称)

**第4条** 本学から学位を授与された者は、学位の名称を用いる場合には、愛知大学の名称を付記しなければならない。

## VI. 大学院学則及び諸規程

### 第2章 学士の学位

— 略 —

### 第3章 修士の学位

(学位授与の要件)

**第6条** 修士の学位は、本学の大学院（以下「本大学院」という。）の修士課程に2年以上（大学院学則第29条第1項ただし書に該当する者については1年以上）在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与する。

(学位論文の提出)

**第7条** 修士の学位論文は、学位授与申請書（様式第6）、論文の要旨及び修士学位論文の剽窃にかかる誓約書（様式第13）を添えて当該研究科委員会に提出するものとする。

2 前項による学位論文は1編とし、2部を提出するものとする。

(審査委員会)

**第8条** 研究科委員会は、前条により学位論文を受理した場合には、学位論文の該当する科目又は関連する科目を担当する教授2名以上からなる審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会は、審査のため必要と認める場合には、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て前項による審査委員以外の本学教員又は他の大学院・研究所等の教員を審査委員に加えることができる。

3 審査委員のうち1名は主査となり、他は副査となる。

(審査の方法)

**第9条** 審査委員会は、論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、提出論文を中心として口述又は筆記によって行うものとする。

3 審査委員会は審査のため必要と認める場合には、参考論文、論文の訳文、その他の審査資料を提出させることができる。

4 審査委員会は、その学年末までに学位論文の審査及び最終試験を終了しなければならない。

(審査の報告)

**第10条** 審査委員会は、学位論文の審査結果及び最終試験の結果を研究科委員会に報告する。

2 研究科委員会は、前項の報告に基づき学位論文及び最終試験の可否を審議・決定して、大学院長に報告する。

(学位授与の決定)

**第11条** 大学院長は、前条の報告に基づいて大学院委員会を招集し、学位授与の可否を審議する。

**第12条** 学長は、前条の審議結果を踏まえ、学位を授与すべき者には学位記（様式第2）の授与を決定する。

### 第4章 博士の学位

(学位授与の要件)

**第13条** 博士の学位は、本大学院の博士後期課程に3年以上（大学院学則第30条第1項ただし書に該当する者及び第3項ただし書に該当する者は1年以上、第2項後段に該当する者は2年以上）在学して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与する。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位は、本大学院の博士後期課程を経ない者であっても、本規程の定めるところにより、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格し、かつ専攻科目及び関連科目並びに外国語に関し、本大学院の博士後期課程を修了して博士の学位を授与される者と

## VI. 大学院学則及び諸規程

同等以上の学力があると認められた場合（以下「学力の確認」という。）に限り授与することがある。  
（学位論文の提出）

**第14条** 前条第1項により学位論文を提出する者は、学位論文に学位授与申請書（様式第7）、業績目録（様式第9）、論文の要旨、履歴書（様式第10）、博士論文インターネット公表確認書（様式第11）及び博士学位請求論文の剽窃にかかる誓約書（様式第12）を添え、当該研究科長及び大学院長を経て、学長に提出するものとする。

2 前項により提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 第1項の学位論文等及び前項ただし書により添付する論文は、製本したものの3部以上を提出するものとする。

4 本大学院博士後期課程に在学していない者は、本条によって学位論文を提出することはできない。

**第15条** 第13条第2項により学位論文を提出する者は、学位論文に学位授与申請書（様式第8）、業績目録（様式第9）、論文の要旨、履歴書（様式第10）、博士論文インターネット公表確認書（様式第11）、博士学位請求論文の剽窃にかかる誓約書（様式第12）及び別に定める学位論文審査料を添え、学位の種類を指定して学長に提出しなければならない。

2 本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学をしないで学位論文を提出する場合には、前項の規定により取扱うものとする。ただし、退学後1年以内に学位論文を提出するときは、学位論文審査料は免除する。

3 前条第2項及び第3項の規定は、本条により提出する学位論文に準用する。

（学位論文の受理）

**第16条** 第14条及び第15条による学位論文の提出があった場合には、学長は大学院長を経て当該研究科委員会に付託して、これを受理すべきか否かを諮らなければならない。

2 学長は、前項の規定により当該研究科委員会が受理すべきものと議決した学位論文に限り受理するものとする。

3 学長は、前項の規定によって学位論文を受理した場合には、大学院長を経て当該研究科委員会の審査に付託するものとする。

（審査委員会）

**第17条** 研究科委員会は、前条により学位論文の審査を付託された場合には、学位論文の該当する科目又は関連する科目を担当する教授3名以上からなる審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会は、審査のため必要と認める場合には、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て前項による審査委員以外の本学教員又は他の大学院・研究所等の教員を審査委員に加えることができる。

3 審査委員のうち1名は主査となり、他は副査となる。

（審査の方法）

**第18条** 審査委員会は、論文の審査及び最終試験並びに学力の確認を行う。

2 審査委員会は、審査のため必要と認める場合には、参考論文、論文の訳文、その他の審査資料を提出させることができる。

（学力の確認）

**第19条** 第13条第2項に定める学力の確認は、審査委員会が学位論文の審査に先立ち、専攻科目及び関連科目並びに1種類の外国語について、口述又は筆記の試問により行うものとする。ただし、法学研究科においては、指導教員の判断により2外国語について試問する場合があります。日本文化専攻を除く文学研究科の論文博士においては、2外国語について試問を行うものとする。

## VI. 大学院学則及び諸規程

- 2 審査委員会が、学位論文提出者の学歴及び公表した従前の業績その他の資料によって学力の確認を行い得ると認めた場合には、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、前項の試問の一部又は全部を省略することができる。
- 3 前項の研究科委員会の決議は、当該研究科委員会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 4 本大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者については、退学後3年以内に限り第1項の学力の確認を免除する。
- 5 審査委員会は、論文提出者の学力を確認するに至らないときは、論文の審査及び最終試験を行わないものとする。

(最終試験)

**第20条** 第13条第1項に定める最終試験は、審査委員会が提出論文を中心としてこれと関連ある授業科目について口述又は筆記による試問により行うものとする。

- 2 論文の審査の結果、その内容が著しく不相当と認められるときは、最終試験を行わない。

**第21条** 第13条第2項に定める最終試験は、審査委員会が専ら提出論文の内容を中心とする試問により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第19条第4項に該当する者の最終試験は、前条第1項の規定による。
- 3 審査委員会が、学位論文提出者に学位授与を受ける適格性が十分にあると認めた場合には、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、第1項の試問を省略することができる。
- 4 前項の研究科委員会の決議には、第19条第3項を準用する。
- 5 最終試験には、前条第2項を準用する。

(学位論文の審査期間)

**第22条** 審査委員会は、論文の審査及び最終試験並びに学力の確認を、学位論文の受理後1ヵ年以内に終了しなければならない。ただし、特別な事情があるときは、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、その期間を更に1ヵ年に限り延長することができる。

(審査委員会の審査報告)

**第23条** 審査委員会は、論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨・学位論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位授与の可否の意見を添えて、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

- 2 審査委員会は、第20条第2項（第21条第5項で準用する場合を含む。）の規定に従って最終試験を行わなかった場合は、その旨を研究科委員会に文書で報告しなければならない。
- 3 審査委員会は、第19条第5項に該当することとなった場合には、すみやかにその旨を研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議・決議)

**第24条** 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、第13条第1項によるものにあつては、本大学院学則の定めるところにより、博士後期課程の修了の可否について、第13条第2項によるものにあつては、博士の学位論文の審査及び最終試験の可否について決議する。

- 2 前項の決議には、第19条第3項を準用する。

(研究科長の報告)

**第25条** 研究科委員会が前条の決議をしたときは、当該研究科長は、論文、論文の内容の要旨及び最終試験の結果の要旨に学位授与の可否の意見を添えて文書で大学院長に報告する。

(大学院委員会の審議)

## VI. 大学院学則及び諸規程

**第26条** 大学院長は、前条の報告に基づいて、大学院委員会の議を経て、学位授与決定者について、遅滞なく学長に報告しなければならない。

(学長の決定等)

**第27条** 学長は、前条の報告に基づき学位授与の可否を決定し、学位を授与すべき者に学位記(様式第3、様式第4)を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位論文要旨のインターネット公表)

**第28条** 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヵ月以内に、その論文の内容の要旨及び審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文のインターネット公表)

**第29条** 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1ヵ年以内にその学位論文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、既にインターネットの利用により公表してあるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、大学院委員会の承認をうけて、学位論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合、本学は、閲覧の請求があるときは、その学位論文の全文を閲覧に供しなければならない。

3 大学院長は前項の承認を与えるには、当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経なければならない。

4 第1項及び第2項の規定により学位論文を公表又は閲覧に供する場合には、その学位論文に「愛知大学審査学位論文」と明記しなければならない。

(学位授与の登録及び報告)

**第30条** この規程の定めるところにより博士の学位を授与したときは、学長は学位簿に登録し、学位規則(昭和28年文部省令第9号)により文部科学大臣に報告しなければならない。

### 第5章 専門職学位

— 略 —

### 第6章 学位の取消・その他

(修士及び博士の学位の取消)

**第32条** 修士及び博士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当する場合には、学長は、当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする。

(1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき

(2) 名誉を汚す行為があったとき

(修士及び博士の学位論文の保存)

**第33条** この規程の定めるところにより、審査をし、修士及び博士の学位を授与した学位論文の原本は、本学図書館に保存するものとする。

(学位記の再交付)

**第34条** 学位記は、やむを得ない特別の事由があると認められる場合のほかは再交付をしない。

2 再交付を受けようとする者は、所定の手続を経て学長に願い出るものとする。

### 第7章 雑則

(規程の改廃)

**第35条** この規程の改廃は、関係委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長

## VI. 大学院学則及び諸規程

---

が決定する。

- 2 前項の関係委員会は、学士については各学部教授会、修士及び博士については各研究科委員会及び大学院委員会、専門職学位については法務研究科教授会とする。

### 附 則（制定）

この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

— 略 —

附 則（法学研究科公法学専攻博士後期課程及び同研究科私法学専攻博士後期課程の再編統合等による授業科目及び単位数の変更、学生定員の変更に伴う改正）

- 1 この規程は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、法学研究科公法学専攻博士後期課程及び同私法学専攻博士後期課程は、2026年（令和8年）3月31日の時点で当該研究科に在籍しなくなるまでの間、存続する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、2025年（令和7年）度以前の入学生については、なお従前の例による。

— 略 —

## VI. 大学院学則及び諸規程

様式第2 (第6条により授与する学位記の様式)

			第	号
<h1>学位記</h1>				
			氏名	
			年 月 日生	
本学大学院	研究科	専攻の修士課程において所定の単位を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格したので修士 ( ) の学位を授与する		
年 月 日				
愛知大学長			氏名	印
愛知大学長			氏名	印

様式第3 (第13条第1項により授与する学位記の様式)

			甲第	号
<h1>学位記</h1>				
			氏名	
			年 月 日生	
本学大学院	研究科	専攻の博士後期課程において所定の研究指導を受け、学位論文の審査および最終試験に合格したので博士 ( ) の学位を授与する		
年 月 日				
愛知大学長			氏名	印
愛知大学長			氏名	印

様式第4 (第13条第2項により授与する学位記の様式)

			乙第	号
<h1>学位記</h1>				
			氏名	
			年 月 日生	
本学大学院に学位論文を提出し、所定の審査および試験に合格したので博士 ( ) の学位を授与する				
論文題目				
年 月 日				
愛知大学長			氏名	印
愛知大学長			氏名	印

— 略 —

## VI. 大学院学則及び諸規程

様式第6

第7条による学位授与申請書（修士）

学 位 授 与 申 請 書				年 月 日
愛知大学大学院		研究科長		殿
		研究科	専攻	
		学籍番号		氏 名
				Ⓜ

愛知大学学位規程第7条の規定に基づき、下記のとおり修士（ ）の学位を申請いたします。

論 文 題 目				
指 導 教 員 名		論 文 部 冊	論 文 要 旨 冊	
生 年 月 日	年 月 日	年度入学		年在学
修 得 単 位 登 録 単 位	区 分	既 修 得	登 録	計
	専 修 科 目	単 位	単 位	単 位
	選 択 科 目	単 位	単 位	
指 導 教 員 記 入 欄	外 国 語 学 力 認 定	語	年 月 日 認 定 済 Ⓜ	
	副 査 名	第 一 希 望		
		第 二 希 望		

大学院長	研究科長	指 導 教 員 承 認 印	Ⓜ
------	------	---------------	---

注 太枠内は、本人が記入すること。

## VI. 大学院学則及び諸規程

### 様式第7

#### 第14条による学位授与申請書（課程博士）

学位授与申請書				年 月 日
愛知大学長				
殿				
○○学研究科○○学専攻				
学籍番号				
氏 名				㊟
愛知大学学位規程第14条の規定に基づき、下記のとおり博士（ ）の学位を申請いたします。				
論文題目				
指導教員名		論文部冊	論文要旨	冊
印刷公表の方法及び時期	公表予定	年 月 日	公表内容 全文・要約	
生 年 月 日	年 月 日	年度入学	年在学	
指導教員記入欄	外国語	語	年 月 日 認定済	㊟
	学力認定	語	年 月 日 認定済	㊟
副 査 名				
大学院長		研究科長		指導教員承認印
				印

- 注 1 所定の業績目録及び履歴書を添付すること。
- 2 論文及び論文要旨は、3部以上提出すること。
- 3 太枠内は、本人が記入すること。

## VI. 大学院学則及び諸規程

### 様式第 8

#### 第 15 条による学位授与申請書 (論文博士)

学 位 授 与 申 請 書			
			年    月    日
愛知大学長			
殿			
			氏 名                      ⑩
愛知大学学位規程第 15 条の規定に基づき、下記のとおり博士 (    ) の学位を申請いたします。			
論 文 題 目			
指 定 研 究 科		受験 認定	外国語    1            2
参 考 論 文 題 目			
印 刷 公 表 の 方 法 及 び 時 期	公表予定 公表内容	年 月 日 全文・要約	
現 住 所	〒		
生 年 月 日	年            月            日	審 査 料 収 納 欄	

- 注 1 所定の業績目録及び履歴書を添付すること。
- 2 論文及び論文要旨は、3部以上提出すること。
- 3 論文及び参考論文等の記入欄が不足する場合は、所定の論文目録により提出すること。
- 4 所定の論文審査料を納入すること。

## VI. 大学院学則及び諸規程

様式第9

### 業 績 目 録

(記入年月日 年 月 日)

氏 名	⑩
学位の有無	博士 ( ) ( 大学) 修士 ( ) 取得年月日 年 月 日

著書・論文・翻訳書名及び 研究報告(発表)の題目	発行又は発表 の年月日	掲 載 誌 名 又 は 発 表 場 所	発 行 所

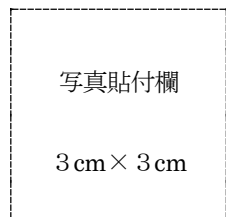
(愛知大学)

## VI. 大学院学則及び諸規程

様式第10

### 履歴書

(記入年月日 年 月 日)



ふりがな	男・女
氏 名	⑩
生年月日	年 月 日 ( 歳)

旧氏名	年 月 日 改姓	理由 ( )
本 籍	現 住 所	
都道府県	〒  TEL	
学歴・資格 (学位等)	修学期間 (年・月)	卒・修・中退の別
	. ~ .	
	. ~ .	
	. ~ .	
職 歴		
年 月 日 ~ 年 月 日		
. . ~ . .		
. . ~ . .		
. . ~ . .		
賞 罰		
年 月		
年 月		

(愛知大学)

注 1 なるべく黒インクで記入すること。

2 学歴は、高等学校以降の学歴を記入すること。

3 大学院博士後期課程退学の場合は、単位修得の有無を記入すること。



## VI. 大学院学則及び諸規程

---

### 様式第12

#### 博士学位請求論文の剽窃にかかる誓約書

愛知大学長 殿

私が作成し、提出した下記の博士学位請求論文において、剽窃行為は行っていません。

学位論文名：

年 月 日

学籍番号：

所属研究科：

学位授与申請者（自署）： \_\_\_\_\_ 印

## VI. 大学院学則及び諸規程

---

様式第 13

### 修士学位論文の剽窃にかかる誓約書

研究科長 殿

私が作成し、提出した下記の修士学位論文において、剽窃行為は行っていません。

修士学位論文名：

年 月 日

学籍番号：

所属研究科：

学位授与申請者（自署）： \_\_\_\_\_ 印

## VI. 大学院学則及び諸規程

### 2. 学則付属規程

#### (1) 大学院博士の学位授与に関する内規

(目的)

**第1条** この内規は、愛知大学大学院（以下「本大学院」という。）における博士の学位授与に関し、愛知大学大学院学則（以下「学則」という。）及び愛知大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定める本大学院における博士の学位授与に関し、必要な事項を定める。

(再入学学生の課程博士の申請要件)

**第2条** 学位規程第13条第1項により博士の学位授与申請を行う者のうち、学則第49条第2項に基づき、本大学院博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学後再入学したものについては、学位規程第13条第1項による博士の学位授与申請を行うことができる。ただし、申請する者は、在学中に博士後期課程学力確認論文を当該研究科の研究科長に提出し、その研究科委員会の評価・認定を受けたものでなければならない。

(論文博士の申請要件)

**第3条** 学位規程第13条第2項により博士の学位授与申請を行う者は、申請に係る学術に関し、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 修士の学位を有し、学位取得後3年の研究経歴を経た者
- (2) 修士課程への入学資格を有し、入学資格取得後5年の研究経歴を経た者
- (3) 9年の研究経歴を経た者

(学位審査)

**第4条** 博士の学位授与申請に対する審査は、申請受理の可否を決定するために、当該研究科委員会において行う審査（以下「予備審査」という。）及び学位規程の定めに基づく審査（以下「本審査」という。）により行う。

2 予備審査において、申請の受理を可とする決定を受けた者のみが、本審査を受けることができる。

(学位授与申請受付の時期)

**第5条** 学位規程第13条第1項の定めによる学位（以下「課程博士の学位」という。）及び同条第2項の定めによる学位（以下「論文博士の学位」という。）の授与申請を行う者の授与申請の時期は、次の各号による。

- (1) 課程博士 8月末日
- (2) 論文博士 随時

(申請書類及び提出先)

**第6条** 博士の学位授与の申請は、次の各号に定める書類を当該研究科の研究科長に提出する。

(1) 課程博士の学位授与を申請する場合

イ 学位授与申請書（予備審査用）	1通
ロ 履歴書	1通
ハ 業績目録	1通
ニ 学位論文	3部以上
ホ 参考文献（3編以内）	各3部以上
ヘ 学位論文内容要旨	3部以上
ト 博士論文インターネット公表確認書	1通
チ 博士学位請求論文の剽窃にかかる誓約書	1通

## VI. 大学院学則及び諸規程

リ 修了見込証明書	1 通
(2) 論文博士の学位授与を申請する場合	
イ 学位授与申請書（予備審査用）	1 通
ロ 履歴書	1 通
ハ 最終学校卒業証明書	1 通
ニ 業績目録	1 通
ホ 学位論文	3 部以上
ヘ 参考文献（3編以内）	各3部以上
ト 学位論文内容要旨	3部以上
チ 研究経歴を証明する書類（提出可能な場合）	1 通
リ 博士論文インターネット公表確認書	1 通
ヌ 博士学位請求論文の剽窃にかかる誓約書	1 通

（予備審査）

**第7条** 学位授与の申請を受けた当該研究科長は、研究科委員会に諮り、予備審査を開始しなければならない。

- 予備審査は、学位論文の該当する科目又は関連する科目を担当する教授を主体に研究科委員会において選任された本学教員若干名により構成する予備審査委員会において行う。
- 予備審査委員会は、学位論文の予備審査及び履歴事項、研究歴、業績目録についての審査並びに専攻の学術及び外国語の試問の必要性について、審査を行う。
- 予備審査委員会は、第6条に定める書類の提出を受け付けた日（以下「申請受付日」という。）から課程博士にあつては2ヵ月以内に、論文博士にあつては6ヵ月以内に審査を終了し、すみやかに審査結果を研究科委員会に文書及び口頭で報告しなければならない。
- 当該研究科委員会は、予備審査委員会の報告に基づき、学位授与申請の受理の可否を決定しなければならない。
- 当該研究科長は、前項の決定結果を申請者に通知し、受理を可とする決定を受けた者に対しては、本審査の手続きを指示し、受理を否とする決定を受けた者に対しては、提出された学位論文を返却する。

（本審査の手続）

**第8条** 学位授与申請について受理を可とする決定を受けた者は、次に定める手続を行わなければならない。

- 課程博士の学位授与を申請する者は、学位授与申請書（本審査用）を当該研究科の研究科長に提出しなければならない。
- 論文博士の学位授与を申請する者は、学位授与申請書（本審査用）に所定の学位論文審査料を添えて、当該研究科の研究科長に提出しなければならない。

（受理の報告）

**第9条** 前条に定める学位授与申請書（本審査用）を提出された当該研究科長は、学位規程第16条第2項の定めるところにより、学位授与申請を受理する旨、学長に報告しなければならない。

- 前項に定める報告を受けた学長は、当該学位授与申請を受理し、学位規程第16条第3項の定めるところにより、当該研究科委員会に審査を付託する。

## VI. 大学院学則及び諸規程

(本審査及び審査期間)

**第10条** 前条第2項により学位の審査を付託された研究科委員会は、学位規程第17条ないし第21条に定めるところにより本審査を開始しなければならない。

2 当該研究科委員会は、学位規程第22条の定めにかかわらず、学位授与申請書（本審査用）を受理した日から課程博士にあつては4ヵ月以内に、論文博士にあつては1年以内に審査を終了しなければならない。

(補則)

**第11条** 博士の学位授与に関して、大学院学則並びに学位規程及びこの内規に定めのない事項については、研究科委員会の議を経て大学院委員会で決定する。

(内規の改廃)

**第12条** この内規の改廃は、各研究科委員会、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この内規は、昭和61年4月1日から施行する。

— 略 —

附 則 (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この内規は、2025年4月1日から施行する。

### (2) 学位論文審査料に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学大学院（以下「本大学院」という。）における学位論文審査料（以下「審査料」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審査料の納入)

**第2条** 本学大学院に博士の学位論文を提出する場合には、所定の審査料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、本大学院博士後期課程に在籍している者が、博士の学位論文を提出する場合には、審査料を免除する。

(審査料の額)

**第3条** 審査料の額は、別表とおりとす。

(審査料の返還)

**第4条** 一たん納入した審査料は、返還しない。ただし、当該学位論文を受理しないことを決定した場合は、この限りでない。

(規程の改廃)

**第5条** この規程の改廃は、大学院委員会、財務委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

— 略 —

附 則 (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

## VI. 大学院学則及び諸規程

### 別表 学位論文審査料

(昭和60年4月1日施行)

区分		審査料
A	本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者	100,000円
B	上記以外の者	200,000円

備考 A欄に該当する者のうち退学後1年以内に学位論文を提出したものについては、審査料を免除する(規程第2条関係)。

### (3) 愛知大学学費等納入規程(抄)

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学及び愛知大学短期大学部の学費・課程料等の納入並びに手数料等の納付に関し、必要な事項を定める。

2 学費とは入学金、授業料、教育充実費、実験実習料を、課程料等とは研究料、課程料、履修料等をいい、その金額は別表第1及び第2のとおりとする。

3 第1項でいう手数料とは、入学検定料、研究生審査料、再入学料、復籍料、再試験料、その他の手数料等をいい、その金額は別表第3のとおりとする。

(納期及び納入方法)

**第2条** 別表第1の学費の納期は、毎年4月15日及び9月15日とする。ただし、新入学生及び編入学生(転学部及び学士入学を含む。)の納期は、入学時及び9月15日とする。

2 別表第1の学費、別表第2の課程料等及び別表第3の手数料等の納入方法は、別に定めるところによる。

3 学費は、一たん納入した後は返還しない。

(卒業延期者の学費)

**第3条** 卒業(修了を含む。)が延期になった者の学費は、最終修業年次と同額とする。

2 9月卒業者の授業料及び教育充実費は、年額の2分の1とする。

3 第1項の規定にかかわらず、専門職大学院の学生が、修了に必要な在学期間を満たし、修了判定を経て修了不可となったことにより修了延期となった場合の授業料及び教育充実費は、最終修業年次の年額の2分の1の額とする。

(休学者の学費)

**第4条** 休学期間中の学費は、免除する。ただし、別表第3に定める在籍料を指定の期日までに納入しなければならない。

2 半年休学の場合は、授業料、教育充実費及び実験実習費の年額の2分の1を納入しなければならない。

(外国留学者の学費)

**第4条の2** 協定校へ留学する場合で留学先の学費等が全額免除になる場合を除き、本学の許可を得て留学する場合の学費の納入については、次のとおりとする。

(1) 当該年度の留学期間が1年の場合 授業料年額の2分の1及び教育充実費の年額

(2) 当該年度の留学期間が半年の場合 授業料年額の4分の3並びに教育充実費及び実験実習費の年額

(復籍者の学費)

## VI. 大学院学則及び諸規程

**第5条** 復籍を許可された者は、復籍料及び未納学費を納入しなければならない。

(再入学者の学費)

**第6条** 再入学を許可された者の学費は、再入学が許可された年次の学生と同額とし、別に再入学科を納入しなければならない。

(編入学者等の学費)

**第7条** 愛知大学の卒業生で学士入学を許可された者、愛知大学短期大学部から愛知大学へ編入学を許可された者又は在学生で転学部を許可された者の授業料及び教育充実費は、入学が許可された年次の学生のそれと同額とし、入学金が既納額より多額の場合は、その差額を追加納入しなければならない。

**第8条** 他大学の者(卒業生、在学生、退学者を含む。)で、編入学(学士入学を含む。)を許可された者又は転入学を許可された者の学費は、入学を許可された年次の学生のそれと同額とする。ただし、入学金は、入学を許可された年度の額とする。

(早期卒業生及び修了者の学費)

**第9条** 愛知大学学則第25条第2項の規定により卒業する場合並びに愛知大学大学院学則29条第1項及び同30条第1項乃至第3項の規定により修了する場合は、卒業又は修了してから修行年限までの短縮した期間の学費は徴収しない。

(学内進学者の入学金)

**第10条** 愛知大学卒業生で、大学院修士課程に入学を許可された者の入学金は、入学年度の入学金の2分の1とする。

2 愛知大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められ、大学院修士課程に入学を許可された者の入学金は、入学年度の入学金の2分の1とする。

3 愛知大学卒業生で、法科大学院に入学を許可された者の入学金は、免除する。

4 愛知大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められ、法科大学院に入学を許可された者の入学金は、免除する。

(修士課程修了者、専門職大学院修了者の入学金)

**第10条** 愛知大学大学院修士課程を修了して他の研究科に入学を許可された者の入学金は、2分の1の額とする。

2 愛知大学大学院修士課程を修了して同一専攻の博士後期課程に入学を許可された者又は愛知大学専門職大学院を修了して同一分野の博士後期課程に入学を許可された者の入学金は、免除する。

3 愛知大学大学院修士課程を修了して法科大学院に入学を許可された者の入学金は、免除する。

(規程の改正)

**第12条** この規程の改正は、財務委員会の議を経て、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の承認を得なければならない。

### 附 則 (制定)

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

### 附 則 (学費改訂および適用範囲拡大に伴う改正)

1 この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

2 大学院修士課程在学生で所定の単位を修得し、修士論文の提出を残すため2年の修業年限を超えて在学する者の学費は、当分の間第3条の規定にかかわらず入学年度の学費(入学時に納入するものを除く。次項において同じ。)の2分の1の額とする。

3 大学院博士後期課程在学生で所定の単位を修得した後3年の修業年限を超えて在学を許可された者の学費は、当分の間第3条の規定にかかわらず入学年度の4分の1の額とする。

## VI. 大学院学則及び諸規程

— 略 —

附 則（学費改定に伴う改正）

この規程は、2026年4月1日から施行する。

附 則（社会教育主事課程の廃止に伴う改正）

- 1 この規程は、2026年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2025年度以前入学制については、なお従前の例による。

### 別表第1 2026年4月1日施行学費（第1条関係）＜一部省略＞

(1) 愛知大学 大学院

(2026年度以降入学生)

(単位：円)

種別		年次	入学金	授業料	教育充実費	計	
研究科等							
修士課程 博士前期課程	経済学研究科 経営学研究科 中国研究科 国際コミュニケーション研究科	1	200,000	660,000	210,000	1,070,000	
		2		670,000	210,000	880,000	
	文学研究科	1	200,000	660,000	190,000	1,050,000	
		2		670,000	190,000	860,000	
	博士後期課程	法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 中国研究科	1	200,000	660,000	210,000	1,070,000
			2		670,000	210,000	880,000
3				680,000	210,000	890,000	
文学研究科		1	200,000	660,000	190,000	1,050,000	
		2		670,000	190,000	860,000	
		3		680,000	190,000	870,000	

備考

- 1 入学金は、入学手続時に納入する。
- 2 授業料及び教育充実費は、上表に定める金額の2分の1を第2条第1項に規定する納期までに納入する。

## VI. 大学院学則及び諸規程

別表第2 2026年4月1日施行課程料等(第1条、第2条関係)

(単位：円)

種 別	区 分	金 額	摘 要
研究料	通年	128,000	文学部研究生、国際コミュニケーション学部研究生及び現代中国学部研究生
	春学期	64,000	国際コミュニケーション学部研究生
	秋学期	64,000	
大学院研究料	通年	128,000	大学院研究生
	春学期	64,000	
	秋学期	64,000	
専門職大学院研究料	通年	200,000	専門職大学院研究生
	春学期	50,000	
	秋学期	150,000	
教職課程料		31,000	学部及び大学院の在学生
司書課程料	司書・司書及び司書教諭	31,000	学部、大学院及び短期大学部の在学生
	司書教諭	22,000	
学芸員課程料		31,000	学部又は大学院の在学生
履修料	1単位年額	13,000	科目等履修生、学部、大学院及び短期大学部
大学院授業科目早期履修料	1単位	3,000円	学部生が大学院授業科目を早期履修する場合
法科大学院履修料	1単位	20,000	法科大学院科目等履修生

備考

- 1 研究料及び履修料は、手続時に納入する。
- 2 教職課程料、司書課程料及び学芸員課程料は、受講申込時に納入する。
- 3 教職課程料及び司書課程料は、学部、大学院又は短期大学部に在学する期間中有効とする。
- 4 学芸員課程料は、継続して学部又は大学院に在学する期間中有効とする。
- 5 在学生在が、教職課程にかかわる科目として他学部で取得可能な教科の科目を履修する場合には、教職課程料の2分の1の額を追加納入しなければならない。
- 6 司書教諭にかかわる司書課程受講者が、司書を追加受講する場合には、課程料の差額を追加納入しなければならない。
- 7 履修料は、学部、大学院、短期大学部、教職課程、司書課程又は学芸員課程に履修を許可された者が納入する。  
 大学院学生が研究科委員会の指示によって学部開設の授業科目を履修する場合には、単位数にかかわらず、31,000円を納入するものとする。

## VI. 大学院学則及び諸規程

別表第3 2025年4月1日施行手数料(第1条、第2条関係) <一部省略>

(単位 : 円)

		種 別	金 額	摘 要	
手 数 料 等	諸 証 明 手 数 料	成績証明書	200	1通	
		成績証明書(卒業見込証明付)	200	1通	
		単位修得証明書	200	1通	
		卒業証明書	200	1通	
		修了見込証明書	200	1通	
		在学証明書	200	1通	
		人物調書	200	1通	
		健康診断証明書	200	1通	
		指導教授証明書	1,000	1通	
		外国語の証明書	500	1通(特別に作成する場合)	
		その他の証明書	200	1通	
			履修生証等発行料	1,000	1件。科目等履修生及び研究生
			学生証再発行料	1,000	1件
			教免申請手数料	500	1件
			司書教諭申請手数料	500	1件
	在籍料		1年休学	100,000	
			半年休学	50,000	
			再入学科	12,000	1件
			復籍料	12,000	1件
			再試験料	2,000	1件
検 定 料	入 学	大学院入学試験	35,000	1件。ただし、学部生が大学院授業科目を早期履修し、当該研究科に出席した場合は、1件20,000円。	
		研究生審査料	17,500	文学部、国際コミュニケーション学部、現代中国学部及び大学院	

参考 委託徴収金<一部省略>

2023年4月1日現在(単位:円)

種 別	区 分	大 学 院
同 窓 会 費	修 業 年 限 分	20,000

## VI. 大学院学則及び諸規程

### (4) 大学院の組織及び運営に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学大学院学則（以下「学則」という。）第14条の規定に基づき研究科委員会及び大学院委員会の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(大学院長及び研究科長等の選出)

**第2条** 大学院長は、すべての研究科委員会の構成員の互選により選出する。

2 研究科長は、当該研究科の構成員の互選により選出する。

3 大学院長、研究科長及び大学院委員の選挙については、大学院長、研究科長及び大学院委員の選挙に関する規程の定めるところによる。

(研究科委員会の組織)

**第3条** 研究科委員会は、当該研究科の授業科目を担当する専任教員をもって組織する。

(研究科委員会の審議事項)

**第4条** 研究科委員会は、教育研究に関する次の各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。

(1) 大学院担当教員の資格審査に関する事項

(2) 授業科目の編成並びに計画、実施及び担当に関する事項

(3) 学位論文の審査及び最終試験に関する事項

(4) 学生の入学、休学、退学、除籍、再入学、留学及び課程修了に関する事項

(5) 試験に関する事項

(6) 学位の授与に関する事項

(7) 学生の指導、奨学及び賞罰に関する事項

(8) 教育研究の質保証に係る自己点検・評価に関する事項

2 学長は、前項に定める事項を決定するにあたり、研究科委員会の意見を十分に参酌しなければならない。

3 研究科委員会は、第1項各号に定める事項のほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項を審議し、学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 審議された事項が他の研究科に著しく関連がある場合には、大学院委員会の議を経なければならない。

5 必要がある場合には、研究科委員会の議により専攻別に会議を開くことができる。

6 研究科委員会には、第1項各号に規定する事項を審議するため、博士後期課程分科会を設けることができる。

(研究科委員会の招集)

**第5条** 研究科委員会は、研究科長が招集し、議長となる。ただし、研究科長に事故がある場合には、当該研究科の大学院委員が議長の職務を代理する。

2 研究科委員会は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(研究科委員会の定足数)

**第6条** 研究科委員会の定足数は、構成員の過半数とする。ただし、大学院担当教員の資格審査等人事の審議及び学位論文等の審査を行う場合の定足数は、構成員の3分の2以上とする。

(研究科委員会の議決)

**第7条** 審議事項の議決は、出席者の過半数で決する。なお、賛否同数のときは議長の決するところによる。ただし、大学院担当教員の資格等人事及び学位に関する議決にあっては、出席者の3分の2以

## VI. 大学院学則及び諸規程

---

上とする。

(研究科委員会の議事録)

**第8条** 研究科委員会は、会議の議事録を作成しなければならない。

2 議事録の作成は、研究科委員会の構成員以外の者に委嘱することができる。

3 研究科長は、議事録を認証しなければならない。

(大学院委員会の組織)

**第9条** 大学院委員会は、大学院長、各研究科長及び各研究科の大学院委員をもって組織する。

(大学院委員会の審議事項)

**第10条** 大学院委員会は、教育研究に関する次の各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに際して意見を述べるものとする。

(1) 各研究科間の連絡調整に関する事項

(2) 大学院学則及び関連諸規程の制定・改廃に関する事項

(3) 大学院担当教員資格審査基準に関する事項

(4) 学位の授与に関する事項

(5) 大学院のFDに関する事項

(6) 自己点検・内部質保証委員会から依頼された事項

(7) 研究科の増設又は改廃等に関する事項

2 学長は、前項に定める事項を決定するにあたり、大学院委員会の意見を十分に参酌しなければならない。

3 大学院委員会は、第1項各号に定める事項のほか、学長及び大学院長がつかさどる教育研究に関する事項を審議し、学長及び大学院長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(大学院委員会の会議)

**第11条** 大学院委員会は、大学院長が招集し、議長となる。ただし、大学院長に事故がある場合には、あらかじめ大学院長の指名した研究科長がその職務を代理する。

2 大学院委員会の会議、議決及び議事録に関しては、第5条第2項及び第6条から第8条までの規定を準用する。

(規程の改廃)

**第12条** この規程の改廃は、各研究科委員会、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則 (制定)**

この規程は、1989年4月1日から施行する。

— 略 —

**附 則 (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)**

この規程は、2025年4月1日から施行する。

**附 則 (大学院委員会の審議事項の追加及び修正に伴う改正)**

この規程は、2025年4月1日から施行する。

## VI. 大学院学則及び諸規程

### 3. 学籍・履修関係規程

#### (1) 大学院博士後期課程の再入学の取扱に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学大学院学則第49条第2項に基づき、大学院博士後期課程に3年以上在学し、退学した者の再入学の取扱いについて、必要な事項を定める。

(再入学の限度)

**第2条** 本大学院博士後期課程に3年以上在学し、退学した者の再入学は、別表のとおりとする。

(再入学の時期)

**第3条** 再入学の時期は、学年の初めとする。

(規程の改廃)

**第4条** この規程の改廃は、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則** (制定)

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

— 略 —

**附 則** (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表

博士後期課程退学までの在学年数	退学から再入学するまでの年数	再入学後在学できる年数	入学からの通算年数
3年	3年以内	3年	9年まで
4年		2年	
5年		1年	

#### (2) 学生の外国留学に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学学則第34条、愛知大学大学院学則第43条、愛知大学専門職大学院学則第46条及び愛知大学短期大学部学則第29条の規定に基づき、愛知大学（以下「本学」という。）学生の国外への留学に関して必要な事項を定める。

(留学の定義)

**第2条** この規程で留学とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 交換留学 本学と外国の大学との協定に基づき、本学の許可を得て留学するとき

(2) 認定留学 研究又は修学の必要から本学の許可を得て、学士の称号又は学位の授与権を有する外国の大学若しくはそれに相当する機関で、6ヶ月以上にわたり研究に従事し、又は正規の授業を受けるとき

2 前項第2号には、外国の政府又は大学及び公共性が強く本学が相当と認めた公私団体の奨学制度による留学を含むものとする。

(留学の出願資格)

**第3条** この規程により留学を出願することのできる者は、次の各号に定めるところとする。

(1) 学部（短期大学部を含む。以下、この規程において同じ。）学生については、別表に定める要件

## VI. 大学院学則及び諸規程

を満たす者

(2) 大学院（専門職大学院を含む。以下、この規程において同じ。）学生については、大学院に半年以上在学している者

2 前項第1号の規定にかかわらず、特別の事情があると教授会又は国際交流委員会が認めた場合、出願することができる。

（出願の手続）

**第4条** 留学を志望する者は、所定の留学願及びその他必要書類を所属する事務室を経て次の期日までに学長に提出しなければならない。

(1) 秋学期（大学院にあっては、以下「後期」と読み替える。）から留学を希望する者は、当該年度の6月30日までとする。

(2) 春学期（大学院にあっては、以下「前期」と読み替える。）から留学を希望する者は、前年度の1月31日までとする。

（留学の許可）

**第5条** 留学の許可は、教授会又は研究科委員会で決定する。ただし、協定による留学生の選考については、別に定める。

（留学期間）

**第6条** 留学期間は、2年を限度とする。

2 修業年限に算入する留学期間は、1年を限度とする。

（留学の始期及び終期）

**第7条** 留学の始期は9月16日又は4月1日、終期は9月15日又は3月31日とし、これらの日付の前後に出国又は帰国した場合でもいずれかの日付に読み替えるものとする。

（留学帰国報告書）

**第8条** 留学生は、帰国後直ちに次の書類を提出しなければならない。

(1) 留学帰国報告書

(2) 講義概要書

(3) 成績証明書及び修了証明書

(4) その他大学が必要とする書類

（修得単位の取り扱い）

**第9条** 留学期間に留学先大学で修得した授業科目の単位を本学の卒業又は修了要件の単位として認定を受けようとする者は、前条の書類に加えて単位認定申請書及び履修科目の時間数及び単位数を証する書類（成績証明書に記載されている場合を除く。）を提出しなければならない。

2 前項により認定する単位数は、愛知大学学則第16条第3項、愛知大学大学院学則第43条、愛知大学専門職大学院学則第28条第3項及び愛知大学短期大学部学則第14条第3項の定めるところによる。

3 単位の認定は、教授会又は研究科委員会が行う。

（通年開講科目の継続履修）

**第10条** 通年開講科目については、留学前春学期に履修した授業科目を、帰国後帰国年度の秋学期又は1 Semester（秋学期）の留学にあっては次年度の秋学期に継続して履修する（以下「継続履修」という。）ことを希望する場合、留学前に所属の教授会又は研究科委員会の許可を得なければならない。

2 継続履修が認められた授業科目で次に該当する場合には、留学前の履修が無効となることがある。

(1) 当該科目が未開講のとき

(2) 当該科目の担当者が変更になり、かつ新たな担当者が指導できないとき

## VI. 大学院学則及び諸規程

(3) 授業時間割上、継続履修科目が他の履修科目と重複したとき

(4) その他、やむを得ない事由があるとき

3 継続履修科目については、帰国後あらためて履修登録を行わなければならない。

### 第11条 削除

(授業科目の履修登録)

第12条 帰国後の履修登録に関する手続期日は、当該年度の履修登録期日とする。ただし、留学先大学の留学許可の遅れ又は学年暦の事情等により、本学所定の期日に継続履修手続又は継続履修登録が行えない場合においては、教授会又は研究科委員会の許可を得て、その時期を延期することができる。

(特定の科目の履修)

第13条 学部における特定の科目の履修については、次に定めるところによる。

(1) 2年次秋学期より留学する者の「演習」については、留学先大学の科目履修状況を勘案し、帰国後所定の手続きを行い、演習担当者よりレポート提出等の指導を受けた場合には、秋学期の履修により単位を修得することができる。

(2) 通年開講科目の「卒業論文」及び「卒業研究」については、指導教員が認めた場合、所定の手続きを経て秋学期の履修により単位を修得することができる。

2 学部及び大学院の秋学期開講の授業科目（集中講義科目を含む。）については、帰国後の履修登録により履修し、単位を修得することができる。

### 第14条 削除

(特別試験)

第15条 春学期試験期間又は春学期集中講義期間に試験を実施しない春学期終講の授業科目については、留学前に特別試験、レポートの提出又は平常試験をもって評価を行う。

(留学期間中の学費)

第16条 留学期間中の本学の学費の納入については、学費等納入規程の定めるところによる。

(留学の許可の取消)

第17条 留学の事由が消滅したとき、又は特別の事由により留学を継続することが不可能となったときは、教授会又は研究科委員会の議を経て、留学の許可を取り消すことがある。

2 前項に該当する者は、当該事由の発生した日から1ヵ月以内に留学取止願を提出しなければならない。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、教授会、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

#### 附 則 (制定)

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

— 略 —

#### 附 則 (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日より施行する。

### (3) 愛知大学大学院外国人留学生の入学に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知大学大学院学則（以下「学則」という。）第58条に基づき、外国からの留学生（以下「外国人留学生」という。）の受入れに関し、必要な事項を定める。

## VI. 大学院学則及び諸規程

(入学許可及び定員)

**第2条** 外国人留学生の入学許可は、本大学院の通常の課程に支障のない限度とし、入学定員には含まない。

(入学の時期)

**第3条** 入学の時期は、年度の初めとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て、学年の途中において受入れることができる。

(入学資格)

**第4条** 学則第38条に該当する者は、外国人留学生として入学を出願できる。

2 前項に定める事項のほか、入学後の学修及び日常生活に支障のない程度に日本語の素養を有しなければならない。

(出願時の書類)

**第5条** 入学を希望する者は、所定の書類のほかに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 日本語能力証明書(本大学院所定用紙)
- (2) 在学中の身元保証人の身元保証書(本大学院所定用紙)
- (3) 在学中の学費負担者の誓約書(本大学院所定用紙)
- (4) その他、本大学院で必要と認める書類

2 前項のほか、必要に応じ適法に日本に在住し、学業に専念できることを証明するに足りる外国政府又は日本の官公署が発行する証明書の提出を求めることがある。

(予備選考)

**第6条** 入学志願者に対しては、提出書類による予備選考を行い、学則第39条に定める入学試験受験の可否を決定し、本人に通知するものとする。

(入学の決定)

**第7条** 外国人留学生は、あらかじめ研究科委員会が定めた特別の入学試験により入学させることができる。ただし、研究科委員会及び大学院委員会が特別の事情があると認めた場合には、前条の予備選考の結果により入学させることができる。

(在留外国人学生の入学試験)

**第8条** 日本において大学学部を卒業し、又は大学院の課程を修了した在留外国人学生にあっては、日本人学生と同じ入学試験により入学の可否を決するものとする。ただし、当該研究科委員会及び大学院委員会が特別の事情があると認めたものについては、前条本文に準ずる特別の選考により入学を許可することができる。

(規程の改廃)

**第9条** この規程の改廃は、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則** (制定)

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

— 略 —

**附 則** (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

## VI. 大学院学則及び諸規程

---

### (4) 大学院博士後期課程単位修得者の学力確認に関する取扱要領

(目的)

1. この要領は、愛知大学大学院学則第 49 条第 2 項に基づき、大学院博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学（以下「満期退学」という。）する者の学力の確認について、必要な事項を定める。

(提出書類)

2. 学力の確認を受ける者は、次の書類を満期退学する年度の 1 月 25 日までに事務室に提出するものとする。

- (1) 退学願
- (2) 研究論文（正本 1 部、副本 2 部）
- (3) 履歴書
- (4) 研究業績一覧
- (5) 研究計画書

(学力の確認)

3. 学力の確認は、提出された論文及び資料に基づき当該指導教員を含む 2 名以上の試験委員により行う。

なお、試験委員において必要と認める場合は、論文の公開発表会などを行うものとする。

(博士課程の申請資格)

4. 前条により審査に合格した者は、大学院博士の学位授与に関する内規第 2 条に定める課程博士の申請要件を充たしたものとする。

**附 則(制定)**

この要領は、1991 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則(試験委員数の変更による改正)**

この要領は、1998 年 12 月 1 日から施行する。

## VI. 大学院学則及び諸規程

### 4. 研究生・科目等履修生関係規程

#### (1) 大学院研究生規程

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学大学院学則（以下「学則」という。）第57条に基づき、本大学院において特定の事項につき研究を志望する研究生の受入れについて、必要な事項を定める。

2 研究生は当該研究科において教育研究環境に支障がない場合に限り、選考のうえ許可する。

(研究生の資格)

**第2条** 次の各号の一に該当する者は、研究生に出願できる。

(1) 修士課程を修了した者

(2) 本学大学院博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者

(3) 大学院委員会において前2号に相当すると認められる者

(給費研究生)

**第3条** 前条第2号による出願者のうち、特に優れた者を給費研究生として選考し、所定の奨学金を支給する。

2 給費研究生に関する規定は、別に定める。

(出願)

**第4条** 研究生に出願する者は、研究すべき事項及び指導教員を定め出願するものとする。

2 その他出願については、大学院委員会が特に定めない限り、大学院の入学手続に準ずる。

(研究)

**第5条** 研究生は指導教員の指導にしたがい、本大学院の施設を利用して研究に従事する。

2 指導教員が必要と認めるときは、研究科長は、当該研究科委員会の議を経て研究生に対し、講義及び演習等に出席することを許可する。

3 研究生は、研究期間の終わりに指導教員を経て研究科長に研究報告書を提出しなければならない。

(研究期間)

**第6条** 研究生の研究期間は1年又は半期とする。ただし、引続き研究を願い出たときは、1年又は半期ごとに、これを許可することがある。

(身分)

**第7条** 研究生の退籍、除籍、復籍及び賞罰等については、学則を準用する。

(委員会)

**第8条** 研究生制度運用のため委員会を置くことができる。

2 前項の委員は、大学院委員会において選任する。

(研究料等)

**第9条** 研究生の審査料及び研究料については、愛知大学学費等納入規程の定めるところによる。

(補則)

**第10条** 研究生に関して、大学院学則及びこの規程に定めのない事項については、大学院委員会の定めるところによる。

(規程の改廃)

**第11条** この規程の改廃は、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

## VI. 大学院学則及び諸規程

この規程は、昭和41年5月21日から施行する。

— 略 —

附 則（ガバナンス体制の見直しに伴う改正）

この規程は、2025年4月1日から施行する。

### （2）大学院博士後期課程給費研究生規程

（目的）

**第1条** この規程は、大学院研究生規程第3条に基づき、若手研究者育成のため、研究生に出願した者のうち特に優れた者を給費研究生とし、奨学金を支給して研究を奨励することを目的とする。

（資格）

**第2条** 給費研究生を出願できる者は、次の基準に該当する者とする。

- （1）大学院研究生のうち、本学博士後期課程在学中に博士後期課程の学力確認を受けた者
- （2）出願の時点で、優れた研究能力を有し、かつ研究活動の継続を奨励しうるものと判断される者
- （3）特定の職業に就いていない者及び他の機関より奨学金等の支給を受けていない者

（採用人数及び奨学金）

**第3条** 給費研究生の研究期間は1年、採用人数は毎年度3名以内とし、月額35,000円の奨学金を支給する。ただし、研究期間として半期を選択することができ、その場合には、給費研究生採用人数は研究期間1年1名分を半期2名分とし、月額35,000円を6カ月分支給する。

2 年度途中において定職に就いた者、他の奨学金等の受給資格を得た者、又は研究活動の継続が困難若しくは不適当と認められるに至った者は、その資格を取り消し、奨学金の支給を停止する。

（出願手続）

**第4条** 給費研究生として採用を希望する者は、次の各号に定める書類を当該研究科事務を所掌する事務室を経て、当該研究科長に提出する。

- （1）給費研究生採用願
- （2）研究論文及び研究業績目録
- （3）今後の研究計画書

（採用・選考方法）

**第5条** 給費研究生の採用は、研究科委員会の推薦により、大学院委員会でその者の研究論文、研究業績目録及び研究計画書等を審査のうえ決定する。

2 給費研究生の採用時期は、研究期間1年の場合は、毎年度始めとし、研究期間半期の場合は、毎学期始めとする。

（給費研究生の義務）

**第6条** 給費研究生は、指導教員の研究指導を受けて研究に従事し、研究期間終了時までには研究計画に基づく研究報告書を当該研究科長を通じて大学院長に提出しなければならない。

（補則）

**第7条** 給費研究生に採用された者が、研究上の都合で再び大学院研究生に出願し、研究活動を継続する場合、通算して2年の研究期間を超えない範囲で給費研究生として出願を認める。

（規程の改廃）

**第8条** この規程の改廃は、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則（制定）

## VI. 大学院学則及び諸規程

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

— 略 —

附 則（ガバナンス体制の見直しに伴う改正）

この規程は、2025年4月1日から施行する。

### （3）大学院客員研究員規程

（目的）

**第1条** この規程は、愛知大学大学院学則第18条に基づき、愛知大学大学院（以下「本大学院」という。）が受入れる客員研究員について、必要な事項を定める。

（受入れ資格）

**第2条** 客員研究員として受入れることのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 大学、短期大学又は研究所等で教育・研究に従事している者
- （2） 外国における高等教育機関又は研究所等で教育・研究に従事している者
- （3） 当該研究科委員会において前2号に相当すると認められた者

（許可）

**第3条** 客員研究員は、当該研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

（区分）

**第4条** 客員研究員の区分は、次の各号のとおりとする。

- （1） 本大学院において、共同研究、講演、授業、情報交換、教育・研究指導等を担当する者
- （2） 本大学院において、研究に従事する者

2 必要があるときは、前項第2号の客員研究員の指導のため担当教授を置くことができる。

（受入期間）

**第5条** 客員研究員の受入期間は、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の客員研究員が願い出て認められた場合、受入期間を延長することができる。

3 前項の願い出があった場合には、学長は当該研究科委員会の議を経て、受入期間の延長を許可する。

（施設の利用）

**第6条** 客員研究員は、必要に応じて愛知大学の諸施設を利用することができる。

（研究証明書）

**第7条** 客員研究員が願い出た場合には、研究科委員会の議を経て研究証明書を交付する。

（費用等）

**第8条** 客員研究員の受入れに伴う費用等は、別に定める。

（補則）

**第9条** この規程に定めのない事項は、大学院委員会が定める。

（規程の改廃）

**第10条** この規程の改廃は、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則（制定）

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（客員研究員制度の整備に伴う改正）

## VI. 大学院学則及び諸規程

- 1 この規程は、1994年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項第1号の客員研究員は、当分の間外国人の客員研究員に限るものとする。

— 略 —

附 則（ガバナンス体制の見直しに伴う改正）

この規程は、2025年4月1日から施行する。

### （4）大学院科目等履修生規程

（目的）

**第1条** この規程は、愛知大学大学院学則（以下「学則」という。）第56条第2項に基づく愛知大学大学院（以下「本大学院」という。）の科目等履修生制度に関し、必要な事項を定める。

（出願資格）

**第2条** 学校教育法第102条に定める資格を有する者は、科目等履修生として出願することができる。

（出願手続及び提出書類）

**第3条** 科目等履修生として出願する者は、次の各号に掲げる書類を指定の期日までに提出しなければならない。

- （1）科目等履修生願（本大学院所定のもの）
- （2）最終学校の卒業証明書及び学業成績（単位修得）証明書
- （3）その他、本大学院が必要とするもの

（履修の許可）

**第4条** 科目等履修生として出願した者に対しては、当該授業科目担当教員が面接審査を行い、当該研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、履修を許可する。

（履修登録単位数の上限等）

**第5条** 履修登録できる授業科目の単位数は、当該年度に12単位以内とする。ただし、演習及び当該年度に開講しない授業科目を除く。

（履修の期間）

**第6条** 履修の期間は、当該年度の学期始めから当該学期末又はその年度の終わりまでとする。

- 2 引続き履修を希望する場合は、あらためて出願するものとする。

（科目等履修料）

**第7条** 履修を許可された者は、別に定める科目等履修料を納入しなければならない。

- 2 前項の手続きを完了しないときは、履修の許可を取消す。

（単位の認定）

**第8条** 科目等履修生が履修した授業科目について試験を受け、合格した場合には、学則第28条により所定の単位を与える。

（科目等履修生証及び証明書の受付）

**第9条** 履修登録を許可され、所定の手続きを完了した者に対して科目等履修生証を交付する。

- 2 科目等履修生として修得した単位については、本人の申請により学業成績（単位修得）証明書を交付する。

（許可の取消）

**第10条** 科目等履修生が学則第63条の定める事由に該当する場合には、その履修の許可を取消することができる。

（規程の準用）

## VI. 大学院学則及び諸規程

**第11条** 科目等履修生につきこの規程に定めのない事項については、学則及び授業科目に関する諸規程を準用する。

(規程の改廃)

**第12条** この規程の改廃は、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則** (制定)

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

— 略 —

**附 則** (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

### (5) 愛知大学大学院特別聴講学生取扱要領

(目的)

1. この要領は、愛知大学大学院学則第55条に基づき、本学大学院と他大学大学院との協定により受け入れる特別聴講学生について、必要な事項を定める。

(特別聴講学生)

2. 特別聴講学生として聴講を希望する他大学の大学院学生は、所属大学において所定の手続を経た者でなければならない。

(聴講手続)

3. 聴講を希望する者は、次の各号に定める書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(1) 聴講願 (本学指定用紙)

(2) 所属大学院研究科長の聴講承認書

(3) 写真2枚 (1枚は志願書に貼付し、1枚は裏面に所属大学名及び氏名、生年月日を記入して提出する。)

(4) その他本学大学院で必要と認める書類

(聴講の許可)

4. 特別聴講の許可は、原則として開講後10日以内に行うものとし、本学大学院学生の履修しない授業科目については、聴講を許可しないものとする。

(聴講料)

5. 特別聴講学生として許可された者は、別に定める場合を除いて特別聴講料を納入しなければならない。

(聴講単位)

6. 特別聴講学生が本学大学院で履修できる単位数は10単位以内とする。

(試験及び単位の授与)

7. 特別聴講学生が聴講した授業科目の試験に合格した場合には、所定の単位を与え、特別聴講学生の所属大学大学院に通知するものとする。

**附 則** (制定)

この要領は、1991年4月1日から施行する。

— 略 —

**附 則** (聴講料に関する改正)

この要領は、1998年4月1日から施行する。

## VI. 大学院学則及び諸規程

### (6) 学部生の大学院授業科目早期履修に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学大学院学則（以下「学則」という。）第56条の2に基づき、愛知大学に在籍する学生（以下「学部生」という。）が愛知大学大学院経営学研究科修士課程、中国研究科修士課程、国際コミュニケーション研究科修士課程及び文学研究科地域社会システム専攻修士課程（以下「大学院」という。）の授業科目（以下、「授業科目」という。）を履修すること（以下「早期履修」という。）に関し、必要な事項を定める。

**2** 早期履修は、本学大学院（経営学研究科、中国研究科、国際コミュニケーション研究科又は文学研究科地域社会システム専攻）に進学を志望する学部生に対し、大学院の授業科目を履修する機会を提供することを目的とする。

(履修科目)

**第2条** 早期履修の対象となる授業科目は、大学院が早期履修の受け入れ年度（以下、「履修年度」という）に開講する授業科目とする。

**2** 前項にかかわらず、経営学研究科修士課程においては共通科目及び演習科目を、中国研究科修士課程においては演習科目を、国際コミュニケーション研究科修士課程においては演習科目とフィールド・ワークを、文学研究科地域社会システム専攻修士課程においては演習科目を、それぞれ履修不可とする。

(履修人数)

**第3条** 早期履修の受入人数は、一科目につき若干名とし、大学院教育及び大学院生の受講に影響がない範囲とする。

(履修資格)

**第4条** 早期履修できる者は、次の各号に定める研究科ごとの履修資格の各要件をすべて満たすものとする。

(1) 経営学研究科修士課程

- ア 本学の学部生であること
- イ 本学経営学研究科の進学を志望する者
- ウ 履修年度において4年次に進級する者であること
- エ 履修年度の前年度末の時点での累積 GPA が 2.5 以上であること

(2) 中国研究科修士課程

- ア 本学の学部生であること
- イ 本学中国研究科の進学を志望する者
- ウ 履修年度において4年次に進級する者であること
- エ 履修年度の前年度末の時点での累積 GPA が 2.3 以上であること

(3) 国際コミュニケーション研究科修士課程

- ア 本学国際コミュニケーション学部所属の学生であること
- イ 本学国際コミュニケーション研究科の進学を志望する者
- ウ 履修年度において4年次に進級する者であること
- エ 履修年度の前年度末の時点での累積 GPA が 2.5 以上であること

(4) 文学研究科地域社会システム専攻修士課程

- ア 本学の学部生であること
- イ 本学文学研究科地域社会システム専攻の進学を志望する者
- ウ 履修年度において4年次に進級する者であること
- エ 履修年度の前年度末の時点での累積 GPA が 2.5 以上であること

## VI. 大学院学則及び諸規程

2 申請できる研究科は、一の研究科に限る。

(申請手続)

**第5条** 早期履修を希望する者(以下「申請者」という。)は、履修年度の前年度の指定された期日までに、早期履修申請願(様式第1)を作成し、所属学部 of 専門演習担当教員の承認を得た上で、大学院事務課へ提出しなければならない。

(履修の許可)

**第6条** 早期履修の申請があった場合、大学院は当該研究科委員会において履修可否の審査の上、これを許可する。

2 前項にかかわらず、早期履修を希望した授業科目の担当教員が履修を許可しない、若しくは早期履修を希望した授業科目が不開講となった場合は、履修を認めない。

3 大学院は、早期履修を許可した場合は、研究科長名の早期履修許可書(様式第2)を発行し、申請者へ手交する。

(履修の上限単位数)

**第7条** 早期履修できる授業科目の単位数は14単位を上限とする。

2 前項の単位数は、申請者の所属する学部の授業科目履修規程に定める履修登録単位数の上限には含まない。

(早期履修料)

**第8条** 早期履修を許可された者(以下「早期履修者」という。)は、指定された期日までに、別に定める早期履修料を納入しなければならない。

2 前項の手続を指定の期日までに完了しないときは、履修の許可を取消す。

(成績評価及び単位認定)

**第9条** 早期履修した授業科目の成績評価及び単位認定については、学則第27条及び第28条を適用する。

(証明書の交付)

**第10条** 早期履修により修得した単位は、本人の申請により、早期履修学業成績証明書(様式第3)を交付する。

(修得単位の取扱い)

**第11条** 早期履修により修得した単位は、早期履修者が学部卒業後に当該研究科に入学した場合に限り、本人からの申し出により、学則第25条の3に基づき、入学前既修得単位認定として認定することができる。

2 前項に規定する大学院の修了要件は、早期履修者が大学院に入学した年度の教育課程によるものとする。

3 早期履修により修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

(履修許可の取消)

**第12条** 早期履修者が学則第63条に定める事由に該当する場合には、大学院は、その履修の許可を取消すことができる。

(規程の準用)

**第13条** 早期履修に関してこの規程に定めのない事項については、学則を準用する。

(規程の改廃)

**第14条** この規程の改廃は、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則** (制定)

1 この規程は、2023年4月1日から施行する。

— 略 —

**附 則** (早期履修制度及び履修資格の対象拡大に伴う改正)



## VI. 大学院学則及び諸規程

---

様式第2

年 月 日

学籍番号

氏 名 \_\_\_\_\_ 様

研究科長

### 大学院授業科目早期履修願の許可について（通知）

このことについて、履修が許可されましたので、通知いたします。

記

1. 履修許可科目 (担当者: )
2. 履修料 円(1単位 03,000× = )  
証明書自動発行機にて上記金額分の受領書を発行し、下記の期日までに提出すること。
3. 提出〆切 年 月 日 ( )迄
4. 提出先 大学院事務課 窓口
5. 学生証等の発行 受領書と引き換えに学生証、教務システムのIDとPWを渡します。教務システムのPWは初期PWですので、速やかに学内で変更してください。教務システムで学生情報、履修情報を確認してください。  
なお、所属学部の学籍番号とは異なりますので、教務システムでの掲示等を確認する際、注意してください。

以 上



## VI. 大学院学則及び諸規程

### 5. 奨学関係規程

#### (1) 愛知大学奨学金規程

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学、愛知大学短期大学部及び愛知大学大学院（以下「本学」という。）に在学する学生（専門職大学院学生を除く）を対象として行う奨学金貸与事業について定めることを目的とする。

(奨学生の資格)

**第2条** 奨学金の貸与を受けることのできる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 経済的に修学が困難と認められる者
- (2) 修学を継続しようと認められる者
- (3) この規程による奨学金の返還義務を履行しようと認められる者

(資金)

**第3条** 奨学金の貸与は、毎年度予算をもって定める金額の範囲内で行うものとする。

(奨学金の額及び貸与期間)

**第4条** 奨学金の貸与額は、学費相当額を限度とする。

2 奨学金を貸与する期間は、当該年度限りとする。ただし、次年度以降もあらためて出願することができる。

(出願)

**第5条** 奨学金の貸与を希望する学生は、所定の願書をその所属に応じて担当の課又は事務室を経て、学長に提出するものとする。

**第6条** 出願の時期は、4月又は9月の初めとする。ただし、特別な事情により緊急に貸与を必要とする場合には、適宜出願することができる。

(決定)

**第7条** 奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）で審査選考のうえ、学長の承認を得て決定する。

(借用証書及び誓約書)

**第8条** 奨学生として採用された者は、所定の期日までに連帯保証人が連署した借用証書及び誓約書を提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人は2人とし、その1人は父母兄弟又はこれに準ずるものとする。

(異動)

**第9条** 奨学生又は奨学生であった者が、次の各号の一に該当する事項が生じたときは、ただちに届け出なければならない。

- (1) 本人又は連帯保証人の氏名、住所、勤務先その他重要な事項の変更
- (2) 連帯保証人の変更
- (3) 休学、退学及びその他の学籍異動

(返還)

**第10条** 奨学金は、卒業した年から10年以内に、年賦により均等割賦償還の方法により返還するものとする。

2 奨学金は、毎年12月31日を返済期限とする。

3 奨学生が転学又は退学する場合は、奨学金の全額を即時に返還しなければならない。

## VI. 大学院学則及び諸規程

(返還の猶予)

**第11条** 奨学生であった者が進学又は心身障害その他正当な事由により奨学金の返還猶予を願出たときは、委員会の承認を得て相当と認める期間その返還を猶予することができる。

(返還の免除)

**第12条** 奨学生又は奨学生であった者が死亡又は心身障害のため奨学金の未返済額の全部又は一部について返還不能となった場合は、本人又は連帯保証人の願出により、その全部又は一部の返還を免除することができる。

附 則 (制定)

この規程は、昭和32年4月1日から施行する。

— 略 —

附 則 (専門職大学院会計研究科の設置に伴う改正)

- 1 この規程は、2006年4月1日から施行する。
- 2 奨学生選考委員会は、当分の間、大学及び短期大学部にあつては学生部委員会をもって、大学院（専門職大学院を除く）にあつては大学院委員会をもってあてる。

### (2) 教育ローン援助奨学金規程

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学（以下「本学」という。）の学生であつて、経済的理由により公的な金融機関が取り扱う教育ローンを利用して学費等を納付した者に対して、経済的援助を行うことを目的とする。

(奨学生の資格)

**第2条** 奨学金を受けることのできる者は、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 経済的理由により教育ローンを利用して学費等の全部又は一部を納付した者
- (2) 修学を継続しうる者
- (3) この規程に定めた事項を遵守しうる者

(奨学金の額及び給付期間)

**第3条** 奨学金の額は、教育ローン（借入金）の利子のうち年利率5%相当額とする。ただし、借入金対象限度額は200万円とする。また、教育ローン利用契約時に当該金融機関の定めた融資保証機関より別途保証料を支払った者については、その保証料10万円を限度として採用初年度に限り給付する。

- 2 奨学金は、教育ローンを利用した年度から当該学生の修業年限に相当する年数を限度として、年1回給付する。また、前項保証料については当該学生が奨学生として採用された年度に一括して給付する。

(出願)

**第4条** 奨学金の給付を希望する者は、所定の願書及び添付書類をその所属に応じて担当の課又は事務室を経て学長に提出する。

- 2 出願の時期は、次のとおりとする。

- (1) 入学時の教育ローン援助奨学金の場合は、入学年度の5月
  - (2) 在学中の教育ローン援助奨学金の場合は、当該年度の5月又は10月
- (他の奨学金との併願)

**第5条** 日本学生支援機構奨学生及び本学又はその他の育英団体等の奨学生であっても、この規程による奨学金を受けることができる。

## VI. 大学院学則及び諸規程

(審査及び決定)

**第6条** 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）で審査・選考のうえ、学長の承認を得て決定する。

(給付の時期及び方法)

**第7条** 奨学金は、毎年3月末に給付する。

2 奨学金は、あらかじめ届け出た銀行口座に直接振込むものとする。

(受給資格の確認)

**第8条** 奨学生は、毎年4月に奨学金受給資格の確認を受けなければならない。

(奨学金の給付の休止)

**第9条** 奨学生が休学した場合には、奨学金の給付を一時休止する。

(奨学金給付決定の取消)

**第10条** 奨学生が次の各号の一に該当する場合には、奨学金の給付決定を取消すことがある。

- (1) 学生の身分を失ったとき
- (2) 学則の定めにより停学又は退学の処分を受けたとき
- (3) その他奨学生として不相当と認められるとき

2 前項における給付決定の取消しは、委員会の議により学長の承認を得て行うものとする。

(奨学金に関する事務)

**第11条** 奨学金に関する事務は、学生課及び大学院事務課が行う。

(規程の改廃)

**第12条** この規程の改廃は、学生部委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則** (制定)

(施行期日)

1 この規程は、1992年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 愛知大学入学時奨学金暫定規程（1989年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 奨学生選考委員会は、当分の間、大学にあっては学生部委員会をもって、大学院にあっては各研究科委員会をもって、短期大学部にあっては短期大学部学生教務委員会をもってあてる。

(適用の除外)

4 外国人留学生には、この規程を適用しない。

— 略 —

**附 則** (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

### (3) 大学院学生研究奨励金に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学大学院学生の研究奨励金（以下「奨励金」という。）に関して、必要な事項を定める。

(交付の対象及び決定)

**第2条** 奨励金の交付は、次の各号のいずれかに該当する者を対象とし、大学院委員会の議を経て、学

## VI. 大学院学則及び諸規程

長が決定する。

- (1) 修士課程1年次に在学する学生のうち、大学院入学試験の成績及び入学後の成績が特に優れ、指導教員より推薦のあった者
  - (2) 博士後期課程1年次又は2年次に在学する学生のうち、学業成績及び研究成果が優れ、指導教員より推薦のあった者
- 2 愛知大学大学院学則第63条に規定する懲戒を受けたことのある学生は、奨励金交付の対象としない。  
(審査及び交付の時期)

**第3条** 前条第1項の審査の時期及び交付の時期は、年度末とする。  
(交付人数及び交付額)

**第4条** 奨励金を交付する人数及び交付額は、次のとおりとし、図書カードにより交付する。

- (1) 修士課程1年次在学者  
年間 24名以内 1人 50,000円
- (2) 博士後期課程1・2年次在学者  
年間 10名以内 1人 80,000円

**第5条** この規程の改廃は、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則** (制定)

- 1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 大学院奨学生規程(昭和45年4月1日制定)は廃止する。

— 略 —

**附 則** (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

### (4) 大学院学生及び研究生に対する研究助成に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学大学院(以下「本大学院」という。)の学生及び研究生に対する研究助成について、必要な事項を定める。

(研究助成の定義及び種類)

**第2条** 研究助成とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 研究奨励金
- (2) 論文助成費
- (3) 学会参加費用
- (4) 論文等複写費用
- (5) 愛知論叢刊行費
- (6) 研究生の図書、文献購入費
- (7) その他、大学院委員会が特に研究助成として認めたもの

(研究奨励金)

**第3条** 研究奨励金(以下「奨励金」という。)は、指導教員が優れた研究業績として推薦する研究論文の執筆者に大学院委員会の議を経て交付する。

- 2 奨励金の額は、1論文につき10,000円とする。ただし、学外の研究誌で査読付きのものに掲載された場合は1論文につき30,000円補助する。交付対象人数は、予算の範囲内とする。

## VI. 大学院学則及び諸規程

3 奨励金は他の機関の刊行物に掲載し、その執筆原稿料の支給を受けた研究論文及び既に審査を受けた研究論文は交付対象としない。

4 奨励金を受けようとする者は所定の申請書に研究論文を添え、指定された期日までに、当該研究科の研究科長を経て大学院長に願い出なければならない。

(論文助成費)

**第4条** 海外の研究誌で査読付きのものに母語以外の言語で論文を掲載するにあたり、掲載費及び母語以外の言語の校正にかかる業務委託費については、それぞれ負担額の2分の1の額を補助する。ただし、補助額の上限はそれぞれ30,000円とする。

2 外国人学生が日本の研究誌で査読付きのものに日本語で論文を掲載するにあたり、日本語の校正を業務委託した場合、補助額の上限は前項と同様とする。

(学会参加費用)

**第5条** 日本学術会議に登録している学会及びこれに準ずる学会の会員である博士後期課程及び修士課程在籍者並びに研究生が、その学会の全国大会又は地方部会に参加する場合には、交通費、宿泊費実費及び学会参加費実費を補助する。ただし、補助額は1回につき30,000円を限度とする。

2 前項の参加者がその学会において報告する場合には、10,000円の資料作成費を加算して支給する。

3 博士後期課程及び修士課程在籍者並びに研究生が、国外の学会及び国際学会において報告する場合には、大学院委員会が認めた場合に限り、交通費、宿泊費実費及び学会参加費実費を補助する。ただし、補助額は1回につき60,000円を限度とする。

4 前3項の補助を受けるには、指導教員の承認を得た願を提出しなければならない。

5 学会参加費用の補助は国内及び国外を通算して、年2回を限度とする。

(論文等複写費用)

**第6条** 本大学院学生には、学位論文及び資料等の複写費用について、年額10,000円を限度として補助する。補助を受ける場合には、所定の申請書に領収書を添えて大学院事務課又は豊橋教務課に提出する。

(愛知論叢刊行費)

**第7条** 本大学院学生が投稿する研究成果発表誌「愛知論叢」の刊行に際し、印刷費を補助する。

2 「愛知論叢」に収録する研究論文は、発表会、指導教員、その他による所定の批評指導を経たものでなければならない。

(研究生の図書及び文献購入費)

**第8条** 研究生が指導教員の承認を得て図書及び文献を購入した場合には、その費用について年額10,000円を限度として補助する。

2 前項の補助を受ける場合には、指導教員の承認印を得た補助申請書に領収書を添えて大学院事務課又は豊橋教務課に提出するものとする。

(規程の改廃)

**第9条** この規程の改廃は、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学評協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

— 略 —

附 則 (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

## VI. 大学院学則及び諸規程

---

- 2 前項の規定にかかわらず、論文等複写費の運用変更については、2023年度以前の入学生は、なお従前の例による。

## VI. 大学院学則及び諸規程

「研究奨励金交付申請書」様式

年 月 日

愛知大学大学院長 殿

研究科 研究専攻

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### 研 究 奨 励 金 交 付 申 請 書

大学院学生及び研究生に対する研究助成に関する規程第 3 条に基づく研究奨励金の交付を受けたく研究論文を添え申請します。

論文 題目	※論文題目が外国語の場合、以下に和訳を記入すること (和訳)	掲 載 誌 名	
査読の 有無	有 ・ 無 ※有の場合、根拠資料添付のこと	単著・ 共著	単著 ・ 共著
指 導 教 員 推 薦 要 旨			
	指導教員		⑩

(注意) ・ 共著の場合、申請者がその論文の筆頭著者でない場合は、事前に事務局に確認すること。  
 ・ 他の機関の刊行物に掲載し、その執筆原稿料の支給を受けた研究論文及び既に審査の対象となった研究論文については申請不可。  
 (2020年4月改定)

## VI. 大学院学則及び諸規程

「学会参加補助金交付申請書」様式

年 月 日

愛知大学大学院長 殿

研究科 専攻  
課程

学籍番号

氏 名

印

### 学会参加補助金交付申請書

大学院学生及び研究生に対する研究助成に関する規程第 5 条に基づく学会参加費の補助金交付を申請します。

学 会 名			
開催月日	自 年 月 日	至 年 月 日	泊 日
開催場所			
研究発表	(いずれか抹消) 学会で発表する 学会で発表しない		

添付書類

1. 様式 1～3 の書類
2. 自己が所属する学会会員であることを証明できる書類
3. 学会に参加したことが証明できる書類
4. 学会で研究発表をおこなった場合はそのレジメを添付すること。
5. 交通費、宿泊費、学会参加費の領収書と日本円の金額がわかる資料を添付すること。

※決定

研究科長	指導教員	所 属 長	受 付

交 通 費	
宿 泊 費	
学会参加費	
資料作成費	
計	

## VI. 大学院学則及び諸規程

＜様式 1＞

年 月 日

愛知大学大学院長 殿

研究科 専攻

学籍番号

氏 名 ㊟

### 学会参加補助金交付申請書 ( 国 外 学 会 ・ 国 際 学 会 )

下記学会にて報告を行いましたので、大学院学生及び研究生に対する研究助成に関する規程第4条に基づく学会参加費の補助金交付を申請します。

学 会 名				
開 催 月 日	自	年	月	日
	至	年	月	日
開 催 国 開 催 場 所				
発 表 題 目				

添付書類

1. 学会の内容がわかる資料（学会の会則、規約等）、明細書（様式2）、報告書（様3）
2. 自己が所属する学会会員であることを証明できる書類
3. 学会に参加したことが証明できる書類
4. 研究発表のレジメを添付する
5. 交通費、宿泊費、学会参加費の領収書と日本円の金額がわかる資料を添付する

※ 年 月 日 研究科委員会承認

※ 年 月 日 大学院委員会承認

※ 決定

大学院長	研究科長	指導教員	所 属 長	受 付

交 通 費	
宿 泊 費	
学会参加費	
計	

(2011.4)

## VI. 大学院学則及び諸規程

「図書文献購入補助金交付申請書」様式

年 月 日

愛知大学大学院長 殿

研究科 専攻

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

### 図書・文献購入補助金交付申請書

大学院学生及び研究生に対する研究助成に関する規程第7条に基づく図書・文献購入補助金の交付を申請します。

自己の研究課題	
図書文献名	著 者 _____ 書 (誌) 名 _____ 版次・発行年 _____ 出 版 社 _____
上記申請を承認する	
指導教員氏名 _____ ㊞	

添付書類

○領収書の写を添付のこと。

※決定

円

## VI. 大学院学則及び諸規程

### (5) 愛知大学私費外国人留学生授業料減免規程

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学（以下「本学」という。）に在学する私費外国人留学生の経済的負担を軽減し、勉学・研究に支障がないよう授業料の減免を行うことを目的とする。

(対象)

**第2条** 授業料減免の対象は、本学の学部、大学院、専門職大学院及び短期大学部の正規課程に在籍する私費外国人留学生で、経済的理由により修学が困難であると認められる者とする。

2 次の各号の一に該当する者は、前項に定める授業料減免の対象から除外する。

(1) 出席常でなく、成業の見込みがないと認められる者

(2) 留年した者。ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く。

3 選考方法、選考基準等については、別に定める。

(減免額)

**第3条** 減免額は、授業料の30%相当額とする。

(期間)

**第4条** 授業料減免の期間は、1年度限りとする。ただし、次年度以降も申請することができる。

(出願)

**第5条** 減免を受けようとする者は、所定の出願書類を提出しなければならない。

2 出願の時期は、毎年4月の初めとする。

(決定)

**第6条** 授業料減免対象者は、国際交流委員会の議を経て学長が決定する。

(減免方法)

**第7条** 減免は、授業料を納入する際、その減免額を授業料から減ずることによって行う。

(原資)

**第8条** 授業料減免の原資は、本学の定める奨学費支出をもってあてる。

(減免額の返還等)

**第9条** 授業料減免を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、授業料減免の決定を取消し既減免分の返還を求めることがある。

(1) 長期にわたって欠席し、成業の見込みがないと認められるとき

(2) 学生の身分を失ったとき

2 前項の手続きには、第6条の規定を準用する。

(事務)

**第10条** この規程に関する事務は、国際交流課が行う。

(規程の改廃)

**第11条** この規程の改廃は、国際交流委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則 (制定)**

この規程は、昭和62年10月1日から施行する。

— 略 —

**附 則 (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)**

この規程は、2025年4月1日から施行する。

## VI. 大学院学則及び諸規程

### (6) 私費外国人留学生学習奨励規程

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学（以下「本学」という。）に在学する私費外国人留学生のうち学習意欲のある者に学習奨励金（以下「奨励金」という。）を給付することを目的とする。

(出願資格)

**第2条** 奨励金を受けることのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の学部、大学院及び短期大学部の正規課程に在学する私費外国人留学生である者。ただし、休学中の者を除く。
- (2) 最短修業年限以内の者。ただし、休学期間は最短修業年限に算入しない。
- (3) 学部及び短期大学部の1年次生については、春学期の修得単位数が15単位以上でGPA2.0以上の者。
- (4) 学部の2年次生及び3年次生については、前年度の修得単位数が30単位以上、春学期の修得単位数が10単位程度でいずれもGPA2.0以上の者。
- (5) 学部の4年次生及び短期大学部の2年次生については、前年度の修得単位数が30単位以上、GPA2.0以上の者で、当年度秋学期に卒業見込証明書発給資格のある者。
- (6) 当年度、学部編入した者については、春学期の修得単位数が15単位以上でGPA2.0以上の者。
- (7) 大学院学生は、指導教員の推薦のある者。

(出願及び給付期間)

**第3条** 出願及び奨励金の給付は、年度ごとに行う。

(奨励金)

**第4条** 奨励金の額は、次のとおりとする。

- (1) 学部及び短期大学部の学生：年額 200,000円
- (2) 大学院学生：年額 200,000円

(奨励生の数)

**第5条** 奨励金を受ける者（以下「奨励生」という。）の数は、次のとおりとする。

- (1) 学部学生（短期大学部学生を含む。）：各学年20名以内
- (2) 大学院学生：全学年15名以内

(出願手続)

**第6条** 奨励金の給付を希望する者は、毎年9月30日までに、次の書類を担当の課又は事務室に提出しなければならない。

- (1) 私費外国人留学生学習奨励金願書
- (2) 大学院学生は、指導教員の推薦書

(選考)

**第7条** 奨励生の選考は、国際交流委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 前項の選考は、学業成績、経済状況等の書類審査による。また、選考にあたって必要な場合は、国際交流委員による面接を行うことができる。

(決定)

**第8条** 奨励生は、委員会の選考に基づき大学協議会の審査を経て、学長が決定する。

2 奨励生の決定は、本人あてに文書で通知する。

(奨励金給付決定の取消)

**第9条** 奨励生が次の各号の一に該当する場合には、奨励金の給付決定を取消することができる。

## VI. 大学院学則及び諸規程

- (1) 学生の身分を失ったとき
  - (2) 学則の定めにより停学又は退学の処分を受けたとき
  - (3) その他奨励生として不適当と認められるとき
- 2 前項における給付決定の取消は、委員会の議により学長の承認を得て行うものとする。  
(奨励金に関する事務)

**第10条** 奨励金に関する事務は、国際交流課が行う。  
(規程の改廃)

**第11条** この規程の改廃は、国際交流委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則** (制定)

この規程は、1991年4月1日から施行する。

— 略 —

**附 則** (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

### (7) 学生の外国留学に関する奨励金規程

(目的)

**第1条** この規程は、学生の外国留学に関する規程第2条に定める交換留学又は認定留学をする者に対して、愛知大学（以下「本学」という。）が支給する奨励金に関して必要な事項を定める。

(対象)

**第2条** 奨励金は、次の各号のいずれかに該当する場合に給付することができる。

- (1) 交換留学をする者で留学先の学費等が全額免除となる場合
- (2) 認定留学をする者

(奨励金の種類・額及び給付)

**第3条** 交換留学奨励金は、前条第1項第1号に該当する者に対して、1学期一律20万円を給付するものとし、2学期40万円を上限とする。ただし、給付は1回限りとする。

2 認定留学奨励金は、前条第1項第2号に該当する者に対して、1学期一律5万円を給付するものとし、2学期10万円を上限とする。ただし、給付は1回限りとする。

(申請)

**第4条** 奨励金の給付を希望する者は、奨励金給付申請書に必要事項を記入し、所定の期日までにその所属に応じて担当の課又は事務室に提出する。

(審査及び決定)

**第5条** 奨励金の給付を受ける者（以下「奨励生」という。）は、大学協議会で審査のうえ、学長が決定する。

(他の奨学金との併給)

**第6条** 日本学生支援機構奨学生及び本学又はその他の育英団体等の奨学生であっても、本規程による奨励金を受けることができる。ただし、日本学生支援機構海外留学支援制度（協定派遣）奨学金採用決定者はこの限りではない。

(給付の時期及び方法)

**第7条** 奨励金の給付時期は、留学の始期に応じて次のとおりとする。

- (1) 始期が4月1日の場合は、前年度の1月末に支給する。

## VI. 大学院学則及び諸規程

(2) 始期が9月16日の場合は、当年度の7月末に支給する。

2 奨励金は、あらかじめ届け出た銀行口座に直接振り込むものとする。

(給付決定の取消)

**第8条** 奨励生が次の各号の一に該当する場合には、奨励金の給付決定を取り消すことがある。

(1) 留学を取り止めたとき

(2) 学生の身分を失ったとき

(3) 学則の定めにより停学又は退学の処分を受けたとき

(4) その他、奨励生として不適当と認められたとき

2 前項における給付決定の取消は、交換留学奨励金の場合は国際交流委員会の、認定留学奨励金の場合は当該教授会又は研究科委員会の議を経て、学長の承認を得て行うものとする。

(返還)

**第9条** 奨励生がすでに奨励金を受けたあと、前条に該当した場合には、奨励金を返還しなければならない。

(事務の所管)

**第10条** 奨励金に関する事務は、国際交流課が行う。

(規程の改廃)

**第11条** この規程の改廃は、国際交流委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則** (制定)

(施行期日)

1 この規程は、2002年4月1日から施行する。

— 略 —

**附 則** (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

### (8) 大学院中国研究科デュアルディグリー・プログラムスカラーシップ規程

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学大学院中国研究科デュアルディグリー・プログラムスカラーシップ制度により採用される奨学生（以下「奨学生」という。）の選考及び給付される奨学金に関して必要な事項を定める。

(選考)

**第2条** 奨学生は、愛知大学大学院中国研究科博士後期課程又は修士課程の入学試験を受験し、デュアルディグリー・プログラムの上位合格者の中から、大学院中国研究科委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て学長が決定する。

(資格及び資格継続審査)

**第3条** 奨学生の資格は、休学期間を除き3年間とする。ただし奨学生は学年終了後、毎年、委員会において資格の継続審査を行う。

2 審査基準は、別に定める。

3 一たん資格を喪失し、翌年度以降再び前項の審査基準を満たした場合は、奨学生の資格を復活することができる。

(奨学金の額及び採用人数)

## VI. 大学院学則及び諸規程

**第4条** 奨学金は入学試験の成績により、授業料及び教育充実費年額相当を給付する。

2 採用人数は1学年につき博士後期課程及び修士課程それぞれ1名とする。

(資格の取消)

**第5条** 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、資格を取り消すことができる。

(1) 入学しなかったとき

(2) 学生の身分を失ったとき

(3) その他奨学生として不適当と認められたとき

2 前項における資格の取消は、委員会の議により学長の承認を得て行うものとする。

(返還)

**第6条** 奨学生が既に奨学金を受けたあと、前条に該当した場合には、当該年度の奨学金をすみやかに返還しなければならない。

(他の奨学金との併給)

**第7条** 奨学生は、大学院学生研究奨励金及び私費外国人留学生学習奨励金を受けることはできない。

(給付の時期及び方法)

**第8条** 奨学金の給付時期は毎年5月及び9月とし、学費等が納入されたことを確認した後、あらかじめ届け出た銀行口座に直接振り込むものとする。

(事務の所管)

**第9条** 奨学生に関する事務は、大学院事務課が行う。

(規程の改廃)

**第10条** この規程の改廃は、大学院中国研究科委員会、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則** (制定)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

— 略 —

**附 則** (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

### (9) 大学院中国研究科分拠点学生学費等減免規程

(目的)

**第1条** この規程は、中国人民大学、南開大学又は東呉大学に在籍し、かつ中国人民大学、南開大学又は東呉大学における愛知大学（以下「本学」という。）分拠点（以下「分拠点」という。）に入学する本学大学院中国研究科博士後期課程学生の経済的負担を軽減し、勉学・研究に専念できるよう学費等の免除を行うことを目的とする。

(分拠点)

**第2条** 分拠点とは、本学の学術研究及び教育水準の向上を図るために、中国人民大学、南開大学及び東呉大学に設置する拠点をいう。

(対象)

**第3条** 学費等免除の対象は、分拠点に入学する本学大学院中国研究科博士後期課程学生（以下「免除対象者」という。）とする。

(免除)

**第4条** 学費は、入学金、授業料、教育充実費の全額及び委託徴収金を免除する。

## VI. 大学院学則及び諸規程

2 前項に定めるもののほか、入学検定料についてもこれを免除する。

3 次の各号の一に該当する者は、免除を取り消す。

- (1) 出席常でなく、成業の見込みがないと認められる者
- (2) 修業年限を超え、在学期間延長願の提出がない者
- (3) その他、免除対象者として不相当と認められた者  
(期間)

**第5条** 休学を除く在学期間中は、本学と中国人民大学及び南開大学との協定（愛知大学大学院中国研究科博士後期課程デュアルディグリー・プログラムに関する協定）及び本学と東呉大学との協定（愛知大学大学院中国研究科と東呉大学人文社会学院デュアルディグリー・プログラムに関する協定）に基づき、本学の学費等を免除する。

(出願)

**第6条** 学費等免除を受けようとする者は、所定の出願書類を提出しなければならない。

2 出願の時期は、入学年度にあつては入学志願書提出時、次年度以降は毎年4月の初めとする。

(決定)

**第7条** 免除対象者は、大学院中国研究科委員会の議を経て学長が決定する。

(免除額の返還等)

**第8条** 免除対象者が第4条第3項に該当する場合及び次の各号の一に該当する場合には、学費免除の決定を取消し既免除分の返還を求めることがある。

- (1) 長期にわたって欠席し、成業の見込みがないと認められるとき
- (2) 学生の身分を失ったとき

2 学費免除を受けたあと、前項に該当した場合には、第7条の規定を準用し既免除分の学費について速やかに返還しなければならない。

(事務)

**第9条** この規程に関する事務は、大学院事務課が行う。

(規程の改廃)

**第10条** この規程の改廃は、大学院中国研究科委員会、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則** (制定)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

— 略 —

**附 則** (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

### (10) 大学院中国研究科中国分拠点学生奨学金規程

(目的)

**第1条** この規程は、中国人民大学又は南開大学に在籍し、かつ中国人民大学又は南開大学における愛知大学（以下「本学」という。）中国分拠点（以下「分拠点」という。）に入学する本学大学院中国研究科博士後期課程学生の奨学金に関して必要な事項を定める。

(中国分拠点)

**第2条** 中国分拠点とは、本学の学術研究及び教育水準の向上を図るために、中国人民大学及び南開大

## VI. 大学院学則及び諸規程

学に設置する拠点をいう。

(選考)

**第3条** 奨学生は本学大学院中国研究科博士後期課程分拠点における入学試験合格者の中から、大学院中国研究科委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て学長が決定する。ただし日本国籍を有する者は対象としない。

(資格及び資格継続審査)

**第4条** 奨学生の資格は、休学期間を除き3年間とする。ただし奨学生は学年終了後、毎年、委員会において資格の継続審査を行う。

2 審査基準は、別に定める。

3 一たん資格を喪失し、翌年度以降再び前項の審査基準を満たした場合は、奨学生の資格を復活することができる。

(奨学金の額及び採用人数)

**第5条** 奨学金は下記により給付する。

年次	採用人数	奨学金／月額	
1年次	10名程度	9月～3月<日本留学>	110,000円
2年次	10名程度	4月～8月<日本留学>	110,000円

2 1年次9月から2年次8月にわたる日本留学に際しては、前項に定めるもののほか、以下に定める渡日に要する往復旅費実費を支給する。

(1) 本人居住地の最寄空港と名古屋（又は成田あるいは大阪）間の国際航空往復運賃（エコノミー）の実費を支給する。

(2) 日本国内の空港と本学間の交通費は、通常の鉄道往復運賃及び路線バス往復運賃の実費を支給する。

(資格の取消)

**第6条** 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合は、資格を取り消す。

(1) 入学しなかったとき

(2) 学生の身分を失ったとき

(3) その他、奨学生として不相当と認められたとき

(返還)

**第7条** 奨学生が既に奨学金を受けたあと、前条に該当した場合には、受給した全ての奨学金をすみやかに返還しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、委員会の議により学長の承認を得て、返還を免除する場合がある。

(原資)

**第8条** 奨学金の原資は、本学の定める奨学費支出をもってあてる。

(他の奨学金との併給)

**第9条** 奨学生は、大学院学生研究奨励金及び私費外国人留学生学習奨励金を受けることはできない。

(給付の方法)

**第10条** 奨学金の給付は毎月、所定の方法により給付する。

(事務の所管)

**第11条** 大学院中国研究科博士後期課程中国分拠点学生奨学金に関する事務は、大学院事務課が行う。

(規程の改廃)

## VI. 大学院学則及び諸規程

**第12条** この規程の改廃は、中国研究科委員会、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則** (制定)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

— 略 —

**附 則** (国際中国学研究センター奨学基金取崩しに伴う改正)

この規程は、2026年4月1日から施行する。

### (11) 学生災害傷害医療費等給付規程

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学(愛知大学短期大学部を含む。以下「本学」という。)に在学する学生が正課又は課外及び通学中において被った災害傷害(以下「学生災害」という。)に対して、その医療費等の給付を行うことを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において「正課」とは、本学の教育課程における授業及び担当教員の指導又は指示のもとに行われる演習、実習、見学、フィールドワーク、調査、ゼミ合宿等をいう。

2 この規程において「正課外」とは、前項に掲げる正課以外の課外活動において、部及び同好会が通常行う練習及び本学に届出のうえ出場又は行う公式試合、練習試合、公演、演武、合宿、その他本学が認める行事をいう。なお、学生の本学敷地及び施設内における前記以外の行動並びに休憩時間等における施設間の移動等を含むものとする。

(適用範囲)

**第3条** 学生災害医療費等の給付を受けることができる者は、本学に在学中で、前条第1項及び第2項に掲げる活動中に発生した学生災害により死亡又は傷病等の被害を受けた学生とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する学生災害の場合には、原則として給付を行わない。

- (1) 本人の故意又は重大な過失によるとき
- (2) 本人又は他人の犯罪行為によるとき
- (3) 本人の精神障害又は泥酔を原因とするとき
- (4) 地震等の天災又は動乱によるとき

(給付の種類及び給付額)

**第4条** 本学が学生災害を被った学生に給付することのできる医療費等の種類及び給付額は、次のとおりとする。

- (1) 弔慰金 学生災害の原因となった事故の日(以下「事故の日」という。)から180日以内に死亡した場合 300万円
- (2) 障害見舞金 事故の日から180日以内に後遺障害(労働者災害補償保険法施行規則別表第1障害等級表に定める障害等級第1級相当の身体障害)が生じた場合 300万円
- (3) 入院見舞金 学生教育研究災害傷害保険(以下「保険」という。)の規定により、治療費実費が保険金を上回る場合の差額(保険適用内のみ)
- (4) 医療見舞金
  - (イ) 保険の規定により、保険金が支払われる期間の通院治療の場合 治療費実費が保険金を上回る場合の差額(保険適用内のみ)

## VI. 大学院学則及び諸規程

(ロ) 保険の規定により、保険金が支払われない期間の通院治療の場合 治療費実費  
(認定)

**第5条** 正課又は正課外の活動中に発生した学生災害の認定は、学生災害傷害給付審査委員会において行う。

2 学生災害傷害給付審査委員会に関する規程は、別に定める。

(申請)

**第6条** この規程により給付を受けようとする者は、所定の申請書を別表に定める課室に提出しなければならない。

(事務処理)

**第7条** この規程に伴う事務処理は、豊橋学生課、名古屋学生課及び大学院事務課が行う。

(規程の改廃)

**第8条** この規程の改廃は、学生部委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則** (制定)

(施行期日)

1 この規程は、1992年4月1日から施行する。

— 略 —

**附 則** (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

**別表** 学生災害医療費等給付申請先

区分	提出先
文学部・地域政策学部・短期大学部学生 大学院文学研究科学生	豊橋学生課
法学部・経済学部・経営学部・現代中国学部・国際コミュニケーション学部学生	名古屋学生課
大学院法学研究科・経済学研究科・経営学研究科・中国研究科・国際コミュニケーション研究科学生	大学院事務課
専門職大学院法務研究科学生	大学院事務課車道事務室
オープンカレッジ生	オープンカレッジ事務局
孔子学院生	孔子学院事務室

## VI. 大学院学則及び諸規程

### 6. その他関連規程及び規約

#### (1) 愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知大学（愛知大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）において行われる研究について不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、本学の構成員（本学の職員のほか、ポストドクター、リサーチアシスタントをいう。）が故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

#### (1) 研究活動における次に掲げる特定不正行為

- イ 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ハ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること

#### (2) その他の研究活動における不正行為

- イ 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること
- ロ 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されないこと

#### (3) 公的研究費の不正使用及び不正受給

#### (4) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

(総括及び処理)

第3条 不正行為に係る調査、審理及び判定並びに裁定は、研究倫理・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）にて審議し、学長に報告する。

(窓口)

第4条 不正行為に係る申立て、情報提供等に対応するため、内部監査室に不正行為申立ての窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

- 2 申立てを受けた場合、窓口は、当該申立ての内容を確認の上、速やかに学長及び研究倫理・コンプライアンス委員長（以下「委員長」という。）に報告しなければならない。
- 3 窓口は、申立者及び情報提供者の人権、個人情報等の保護に努めなければならない。

(不正行為に係る申立て)

第5条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、窓口を通じ、申立てを行うことができる。

- 2 前項の申立ては、電話、ファクシミリ、電子メール、書面又は面談等の方法によって行うことができる。
- 3 第1項の申立ては、顕名により行われ、不正行為を行ったとする者、不正行為の態様、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されていなければならない。ただし、申立者は、その後の手続における氏名の秘匿を希望することができる。
- 4 前項にかかわらず、匿名による申立てがあった場合、委員長は、その内容に応じて顕名による申立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 5 第1項の申立ては、当該申立てに係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。

## VI. 大学院学則及び諸規程

### (職権による調査)

第6条 学長は、前条の窓口への申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を委員長に命ずることができる。

2 前項の命令は、当該命令に係る事実の発生の日から起算して5年以内に行わなければならない。

### (予備調査)

第7条 委員長は、第4条第2項に基づく窓口からの報告を受けた場合又は前条による学長から調査の開始を命ぜられた場合は、専門分野に応じた調査及び審議の適性を確保するために、委員会のもとに予備調査部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、第4条第2項に基づく窓口からの報告又は前条による学長からの調査開始命令のいずれか先になされた日から起算して30日以内に予備調査を行い、調査内容を取りまとめる。

3 部会は、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面に基づき、当該案件の内容について疑義の合理性及び本調査の実施可能性等を調査する。

4 部会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。

5 部会は、予備調査の実施に当たっては、申立者及び調査対象者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。

6 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究委員長

(2) 委員会の委員のうち委員長が指名した者 若干名

(3) 委員長が選任した外部有識者 若干名

(4) その他、委員長が必要と認めたる者 若干名

7 前項に定める委員は、申立者及び調査対象者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。

8 部会の長は、第6項第2号の委員のうち委員長が指名した者をもってあてる。

### (予備調査の報告)

第8条 部会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の報告に基づき、不正行為の可能性を判定し、本調査実施の可否を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、不正行為が認められない場合には、申立者及び調査対象者（ただし、前条第4項の規定により事情聴取を行った者に限る。）に通知しなければならない。

4 学長は、申立て等の内容が公的研究費の不正使用の場合は、申立て等の受付から30日以内に予備調査の結果を研究資金提供機関及び関連教育研究機関等（以下、「配分機関等」という。）に報告しなければならない。

### (予備調査に関する異議申立て)

第9条 申立者は、前条の通知に対し、1回に限り、異議の申立てをすることができる。

2 前項の異議申立ては、通知を受けてから1週間以内に、所定の異議申立書（様式第1）を窓口に出すことにより行わなければならない。

3 委員会は、異議申立てが妥当であると判断した場合は、本調査実施の可否について再検討を行う。

4 前項において、委員会は、再度予備調査を行うことができる。

### (本調査)

第10条 委員長は、本調査実施の決定がされた日から30日以内に本調査を実施する。

2 委員長は、本調査を実施するため、本調査委員会を置く。

3 本調査委員会は、本調査の実施に当たっては、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面に基づ

## VI. 大学院学則及び諸規程

き、次の各号に掲げる事項について、調査し、認定する。

- (1) 不正の有無及び不正の内容
  - (2) 関与した者及びその関与の程度
  - (3) 不正使用の相当額等
- 4 前項の認定は、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行う。
- 5 第3項の認定において、本来存在するべき基本的な要素の不足により、調査対象者が不正行為の疑いを覆すに足る証拠を示せない場合、本調査委員会は、不正行為有と認定する。
- 6 学長は、本調査の実施が決定された場合は、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等並びに文部科学省に報告する。
- 7 学長は、本調査期間中において、必要に応じて、調査対象者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。
- 8 本調査委員会は、次の各号に掲げる委員（以下、「調査委員」という。）をもって組織する。
- (1) 研究委員長
  - (2) 委員会の委員のうち委員長が指名した者 若干名
  - (3) 委員長が選任した外部有識者 若干名
  - (4) その他、委員長が必要と認めた者 若干名
- 9 本調査委員会は、その半数以上を本学に属さない外部有識者で構成する。
- 10 調査委員は申立者及び調査対象者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
- 11 本調査委員会の議長は、第8項第2号の委員のうち委員長が指名した者をもってあてる。
- 12 本調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者及び調査に寄与すると思料される者に対して事情聴取を行うことができる。
- 13 本調査委員会は、本調査開始後 150 日を目安に調査内容を取りまとめ、本調査の結果を委員会に報告しなければならない。
- 14 学長は、本調査の結果、不正の事実が一部でも確認された場合、配分機関等並びに文部科学省に報告しなければならない。
- 15 学長は、前項のほか、配分機関等並びに文部科学省の求めに応じ、本調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告若しくは調査の中間報告の提出又は正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じなければならない。
- 16 委員会は、前項の報告に基づき、必要に応じて、その結果を申立者に通知することができる。  
(審理及び判定)
- 第11条 委員会は、本調査の結果をもとに不正行為の有無、程度及び申立てが悪意（調査対象者を陥れるため、又は調査対象者が行う研究を妨害するため等、専ら調査対象者に何らかの損害を与えること及び調査対象者が所属する機関、又は組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）をもった虚偽の申立てかどうかについて審理、判定し、学長に報告する。
- 2 委員会は、前項の判定の結果を、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。  
(判定に関する異議申立て)
- 第12条 不正行為が行われたと判定された調査対象者又は申立てが悪意であると判定された申立者は、前条の判定の結果に異議がある場合は、委員長に対して異議申立てをすることができる。
- 2 前項の異議申立ては、通知を受けてから 10 日以内に、所定の異議申立書（様式第1）を窓口に提出することにより行わなければならない。

## VI. 大学院学則及び諸規程

- 3 委員会は、不正行為と判定された調査対象者から不正行為の認定に係る異議申立てがあった場合は、申立者に通知する。
  - 4 委員会は、申立てが悪意をもった虚偽の申立てであると判定された申立者から異議申立てがあった場合は、申立者が所属する機関及び調査対象者に通知する。
  - 5 学長は、第1項の異議申立てがあった場合は、配分機関等並びに文部科学省に報告する。  
(再審理の必要性についての判定)
- 第13条 委員長は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに本調査委員会に対して再審理の必要性についての審査を命ずる。
- 2 本調査委員会は、前条の異議申立てをもとに、委員会の判定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性について判定し、その結果を委員会に報告しなければならない。
  - 3 委員会は、異議申立ての趣旨について新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、本調査委員の交代若しくは追加等を行うことができる。
  - 4 委員会は、第2項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により、窓口を通じ申立者及び調査対象者に通知する。
  - 5 学長は、不正行為の認定に係る異議申立ての却下、再審理の決定について、配分機関等並びに文部科学省に報告する。  
(再審理)
- 第14条 委員会は、本調査委員会が再審理の必要があると認めるときは、本調査委員会に対し、速やかに再審理を命ずる。
- 2 本調査委員会は、前項により再審理を命ぜられたときは、50日以内に再調査並びに再審理及び再判定を行わなければならない。
  - 3 委員会は、前項の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者、調査対象者及び調査対象者が所属する機関に通知しなければならない。
  - 4 申立者及び調査対象者は、第2項の結果に対して異議を申し立てることはできない。
  - 5 学長は、不正行為の認定に係る第2項の結果について、配分機関等並びに文部科学省に報告する。  
(裁定)
- 第15条 委員会は、第11条第1項(異議申立てが行われた場合において、再審理を行ったときは、前条第2項)の判定が行われた場合に、処分の可否(第2項第1号及び第2号をいう。)について裁定を行い、その結果を学長に報告する。
- 2 学長は、前項の裁定において不正行為が確認された場合は、配分機関等並びに文部科学省への通知を行うとともに、その結果を尊重し次の各号に掲げる措置をとることとする。ただし、身分上の取扱いについては、愛知大学職員懲戒規程の手続きによる。
    - (1) 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する勧告
    - (2) その他、不正行為の排除のために必要な措置
  - 3 学長は、第1項の裁定の結果、不正行為が確認された場合は、個人情報又は知的財産の保護等、不開示に合理的な理由がある場合を除き、当該裁定の概要について公表する。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、その意見を付して公表する。
  - 4 前項の公表の方法及び内容については、別に定める。
  - 5 学長は、申立て等の内容が公的研究費の不正使用の場合は、申立て等の受付から210日以内に配分機関等に対し、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・

## VI. 大学院学則及び諸規程

監査体制の状況及び再発防止計画等の最終報告書を提出する。期日までに提出できない場合であっても、期日内に中間報告書を提出し、可能な限り早期に最終報告書を提出する。

(調査対象者の保護)

第16条 学長は、本調査又は再審理の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐者の同席)

第17条 委員会、本調査委員会及び不服審査委員会は、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、申立者又は調査対象者が補佐者の同席を求めた場合には許可しなければならない。

(協力義務)

第18条 不正行為に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる本調査又は再審理に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 不正行為と判定された調査対象者の異議申立ての再調査の場合、本調査の結果を覆すに足る資料等の提出及び再調査の協力を求めたにもかかわらず調査対象者の協力が得られない場合には、本調査委員会は、再調査を行わず、再審理を打ち切ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第19条 本学の職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる本調査又は再審理に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 本学の職員は、相当な理由なしに単に申立てがなされたことのみをもって調査対象者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 委員会は、前各項の申立てに関係した者、調査対象者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(秘密の保持及び窓口での特別な配慮)

第20条 不正行為に係る申立ての処理にかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、その過程において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口は特別な配慮をしなければならない。

(不正目的の申立て)

第21条 委員会は、不正行為に係る申立てに関し、悪意をもった虚偽の申立て又はその他不正を目的とする申立て（以下「不正目的の申立て」という。）を行ったと疑われる者について、その扱いについては処分の権限を有する機関に報告する。

2 学長及び委員会は、本調査又は再審理の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の申立てを行ったとみなし、申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(事務の所管)

第22条 研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、名古屋研究支援課長及び豊橋研究支援課長をあてる。

(他の規程との関係)

第23条 この規程は、懲戒に関する一般的な規程及び手続を妨げるものではない。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決

## VI. 大学院学則及び諸規程

---

定する。

附 則 (制定)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

— 略 —

附 則 (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。



## VI. 大学院学則及び諸規程

### (2) 学生生活支援室規程

(名称)

**第1条** 愛知大学豊橋校舎及び名古屋校舎に、それぞれ学生生活支援室(以下「各校舎支援室」という。)を置く。

(目的)

**第2条** 各校舎支援室は、愛知大学における障害のある学生への支援に関するガイドラインに沿い、障害のある学生からの合理的配慮の提供に関わる相談から実施に至るまでのコーディネートを行い、学生生活における障害を理由とする差別の解消を目的とする。

(所管及び運営)

**第3条** 各校舎支援室は、各校舎学生部委員会の所管とし、その運営は各校舎支援室があたる。

(組織)

**第4条** 各校舎支援室は、次に掲げる職員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 学生生活支援コーディネーター
- (3) 事務職員 若干名 (室長)

(室長)

**第5条** 室長は、各校舎支援室の業務を統括し、各校舎支援室を代表する。

2 室長には、各校舎学生部委員長をあてる。

(業務)

**第6条** 各校舎支援室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 障害のある学生の合理的配慮の提供に関する受付と相談
- (2) 合理的配慮の提供までの関係者及び関係機関との調整と実施方法の考案
- (3) その他、合理的配慮の提供に関する業務

(運営委員会)

**第7条** 第3条に規定する業務を遂行するため、各校舎学生生活支援室運営委員会(以下「各校舎運営委員会」という。)を置く。

(各校舎運営委員会の組織)

**第8条** 各校舎運営委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

- (1) 委員長
  - (2) 委員 若干名
- 2 前項第1号の委員長には室長をあてる。
- 3 第1項第2号の委員は、次の各号に定める者とする。

- (1) 各校舎教学部長
- (2) 各校舎学生相談室室長
- (3) 各校舎教務課長及び学生課長

4 各校舎運営委員会は、必要に応じて前項の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

5 各校舎運営委員会の幹事には、学生生活支援コーディネーターをあてる。

(連絡会議)

**第9条** 各校舎運営委員会は、校舎間で調整が必要となる事項を協議するため、合同による連絡会議を開くことができる。

## VI. 大学院学則及び諸規程

2 前項の会議は、学生部委員長が招集する。

(守秘義務)

**第10条** 各校舎支援室の業務に従事する者は、相談事項等個人に関する情報の秘密を厳守するものとする。

2 当該職務を退任した後も同様とする。

(事務幹事)

**第11条** 各校舎支援室の事務幹事は、当該校舎の学生課からあてる。

(規程の改廃)

**第12条** この規程の改廃は、各校舎運営委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則** (制定)

この規程は、2024年4月1日から施行する

**附 則** (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する

### (3) 愛知大学ハラスメント防止人権委員会規程

(目的)

**第1条** 学校法人愛知大学(以下「本学」という。)に、愛知大学ハラスメント防止ガイドラインの趣旨を実現するために、ハラスメント防止人権委員会(以下「人権委員会」という。)を置く。

(定義)

**第2条** この規程における「ハラスメント」とは、就学・就労上の関係を利用してなされる次に掲げる行為をいう。

(1) セクシュアル・ハラスメント

イ 教育、研究、雇用等大学内での就学・就労上の利益又は不利益を条件として、性的な要求及び性的な言動を甘受させること

ロ 性的な言動を甘受することや拒否することが、個人の成績評価、業績評価、勤務評価及び昇進昇給等に利益又は不利益を与えること

ハ 性的な言動が個人の就学・就労を阻害し、不快感を与え、教育研究環境や就労環境を害すること

(2) アカデミック・ハラスメント

イ 教員又はこれに準ずる者が、その優位な地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して正当な理由なく、教育研究上若しくは修学上の不利益を与えること、又は利益を与えることを代償として、相手の意に反する要求又は圧力を与えること

ロ 教員又はこれに準ずる者が、不適切な言動又は差別的な取扱いにより、教育研究上若しくは修学上の環境を不当に悪化させること

(3) パワー・ハラスメント

イ 本学の構成員が、その優位な地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して正当な理由なく、就業上の不利益を与える行為、又は利益を与えることを代償として、相手の意に反する要求又は圧力を与えること

ロ 本学の構成員が、正当な理由なくその地位又は職務権限を利用し、不適切な言動又は差別的な取扱いにより、相手又は周囲の人に不当な不利益や精神的又は身体的な苦痛を与え、その就

## VI. 大学院学則及び諸規程

労働環境を不当に悪化させること

(4) アルコール・ハラスメント

相手の望まない飲酒に関する言動であり、行為者が意図したか否かに関わらず、それによって相手に何らかの不利益又は不快感を与えたりすること

(5) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

妊娠、出産したことや育児休業、介護休業等を利用することを理由に、不適切な言動又は差別的な取扱いを行うなどにより、相手に不快感や就業上の不利益を与えること

(6) その他のハラスメント

年齢、出身、心身の障害、疾病、容姿、性格、国籍、信仰等の個人的な属性を理由に、不適切な言動又は差別的な取扱いを行うなどにより、相手に不快感や不利益を与えること

(組織)

**第3条** 人権委員会は、次の各号に定める委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名

(3) 委員 12名

2 委員長には、副学長（教学担当）をあてる。

3 副委員長は、名古屋校舎及び豊橋校舎（短期大学部長を含む。）の学部長の中から各1名を学長が委嘱する。

4 委員は、教育職員においては各教授会より各1名を選出し、事務職員においては車道、名古屋及び豊橋校舎より各1名を選出し、学長が委嘱する。

5 第1項第3号のほか、人権委員会が必要があると認めるときは、学長は委員長の推薦により委員若干名を委嘱することができる。

(任期)

**第4条** 副委員長の任期は1年とする。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 副委員長の任期は4月1日から、委員の任期は10月1日から起算し、副委員長及び委員が任期中に交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

**第5条** 人権委員会は、次の各号に掲げる相談者（訴えた者）からのハラスメントに関する申立てに対して、相談、救済及びその対応を行う。

(1) 行為中止

(2) 救済（ゼミ及びクラスの変更、配置替えなど）

(3) 処置等措置

2 委員長は、前項第1号の申立てを受け、訴えられた者にその行為が事実であったか自ら確認するか、又は第三者委員会による事実関係の確認が必要であると判断した場合、第三者委員会にその調査を依頼することができる。

3 委員長は、前項の結果に基づき当該行為を中止させる必要があると判断した場合、訴えられた者又はその者の所属する組織に対しその行為を中止するよう対処した後、人権委員会に報告する。

4 委員長は、第1項第2号の申立てを受け、学部長等と相談者（訴えた者）で協議し、必要な救済策を実施した後、人権委員会に報告する。

5 委員長は、委員会は、第1項第3号の申立てを受け、当該事案の事実関係を調査するため、第三者

## VI. 大学院学則及び諸規程

委員会に事実関係調査を依頼するとともに、訴えられた者に対し事実関係調査開始を通告する。

- 6 委員長は、第三者委員会から前項における調査報告書が提出され次第、人権委員会を開催し、報告内容及び処分の可否や必要な救済策について審議決定し、結果を学長に報告する。ただし、訴えられた者の具体的な処分は、人権委員会からの報告をもとに、処分権限を有する機関が決定する。
- 7 委員長は、処分等措置を行った場合、その内容について速やかに相談者（訴えた者）及び訴えられた者に報告する。
- 8 人権委員会は、相談者（訴えた者）又は訴えられた者が希望するとき、本学構成員以外の者に限り各1名の同席を認めることができる。ただし、同席人の発言は認めない。
- 9 人権委員会は、ハラスメント防止に関する情報収集、研修及び啓発を行う。

（会議）

**第6条** 人権委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長に事故ある場合には、委員長があらかじめ定めた順位により、副委員長が代行する。

（コーディネーター）

**第7条** 本学は、ハラスメントに関する相談、救済及びその対応のために、名古屋及び豊橋校舎に各1名、コーディネーターを置く。

- 2 コーディネーターは、委員長の推薦により、学長が委嘱する。
- 3 コーディネーターは、相談者（訴えた者）の話を聞き、相談者（訴えた者）が人権委員会への申立てを希望した事案を委員長へ報告する。

（第三者委員会）

**第8条** 人権委員会は、事実関係調査を行うため、第三者委員会を設置する。

- 2 第三者委員会は学外機関に委託する。
- 3 第三者委員会の設置に関する必要な事項は、別に定める。
- 4 第1項の事実関係調査に関する規定は、愛知大学ハラスメント及び職員懲戒に係る事実関係調査に関する規程に定める。

（ハラスメント相談窓口）

**第9条** 人権委員会は、ハラスメントに関する相談、救済及びその対応のために、ハラスメント相談窓口を設置する。

- 2 前項のハラスメント相談窓口に関する規定は、愛知大学ハラスメント相談窓口に関する規程に定める。

（相談・申立てに対する不利益な取り扱いの禁止、加害行為の再発及び二次被害・二次加害の発生の防止）

**第10条** 人権委員会は、ハラスメントの相談・申立てに対する不利益な取り扱いの禁止、加害行為の再発及び二次被害・二次加害の発生の防止のため、次の事項に努める。

- (1) 相談者（訴えた者）が訴えたことを理由として、訴えられた者が相談者（訴えた者）に対して接触したり、嫌がらせや報復等の不利益な取り扱いを行わないよう努めること
- (2) 相談者（訴えた者）からの申立ての事実関係が確認され、訴えられた者のハラスメント行為があったと認定された場合、訴えられた者が事実を受け止め、反省し、二度と同じ過ちをしないよう努めること
- (3) 周りの友人、同僚等の第三者が、ハラスメントの相談や相談者（訴えた者）等に対して伝聞で噂を広げたり、嫌がらせ、修学上や研究、雇用上の不利益となるような言動をしないよう努めること

## VI. 大学院学則及び諸規程

2 問題解決の手続きを申立てた者が、その行動を非難されたり、被害を否定されたり、事実が矮小化されることによって、さらに苦痛を味わうことになり、心身への影響、日常生活上の支障ははかり知れないものとなることから、前項の行為が確認された場合は厳重に対処する。

(虚偽の申立て等の禁止)

**第11条** ハラスメントの相談・申立て・事情聴取等に際して、故意に虚偽の申立てや証言を行った者には学内規程等に基づき厳重に対処する。

(再発防止措置の実施)

**第12条** ハラスメントの再発防止のため、4月、9月及び事実確認の有無に関わらずハラスメント事案が生じた場合、本学の構成員に対しハラスメント防止に関する文書及びパンフレット等を配付し、周知・啓発に努める。

(守秘義務)

**第13条** 第3条第1項に規定する者のほか、当該事案に関し、職務上の情報を知り得た者は、相談者(訴えた者)及び訴えられた者及び関係者のプライバシーの保護を最優先にし、その内容について守秘義務を負うものとする。

2 委員長、副委員長、委員及び相談員等を退任した後でも同様とする。

(規程の準用)

**第14条** この規程に定めのない事項については、ハラスメント防止ガイドラインを準用する。

(幹事)

**第15条** 人権委員会に幹事を置き、人事課長、名古屋総務課長、豊橋総務課長、名古屋学生課長、豊橋学生課長及び大学院事務課長をこれにあてる。

2 幹事は、委員長の指揮をうけて会務を処理する。

(規程の改廃)

**第16条** この規程の改廃は、人権委員会の議を経て、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の承認を得なければならない。

**附 則 (制定)**

1 この規程は、2000年4月1日から施行する。

— 略 —

**附 則 (ガバナンス体制の見直し及び規程の改廃手続の明確化に伴う改正)**

この規程は、2025年4月1日から施行する。

— 略 —

### (4) 愛知大学ハラスメント相談窓口に関する規程

(目的)

**第1条** 愛知大学ハラスメント防止人権委員会(以下「人権委員会」という。)規程第9条第2項に基づき、ハラスメント相談窓口(以下「相談窓口」という。)に関して必要な事項を定める。

(相談員及び相談窓口)

**第2条** 相談員及び相談窓口は、次のとおりとする。

(学内)

相談員 教員9名、職員5名

相談窓口 学制相談室、保健室

(学外)

相談窓口 心理カウンセラー

## VI. 大学院学則及び諸規程

コーディネーター 弁護士

- 2 学内の相談員は、教育職員においては各教授会より各1名を選出し、事務職員においては車道校舎より1名、名古屋校舎および豊橋校舎より各2名を事務局長の推薦により、学長が委嘱する。
- 3 人権委員会委員は学内の相談員を兼務することができる。
- 4 相談窓口担当者は学内の相談員を兼務することができる。

(任務)

- 第3条** 学内の相談員及び相談窓口担当者は、相談者（訴えた者）からハラスメントに関する申立てがあった場合は受付のみ行い、直ちにコーディネーターへ報告する。
- 2 学外の相談窓口担当者は、相談者（訴えた者）のカウンセリング等を行い、相談者（訴えた者）が人権委員会への申立てを希望した事案を人権委員会委員長（以下「人権委員長」という。）へ報告する。
  - 3 コーディネーターは、相談者（訴えた者）の話を聞き、相談者（訴えた者）が人権委員会への申立てを希望した事案を人権委員長へ報告する。
  - 4 相談員、相談窓口担当者及びコーディネーターは、相談者（訴えた者）、訴えられた者及び関係者のプライバシーを厳守し対応する。

(学内の相談員の任期)

**第4条** 学内の相談員の任期は2年とし、10月1日から起算する。

- 2 学内の相談員が、任期中に交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 学内の相談員は、再任を妨げない。

(規程の改廃)

**第5条** この規程の改廃は、人権委員会の議を経て、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の承認を得なければならない。

附 則 (制定)

- 1 この規程は、2000年4月1日から施行する。

— 略 —

附 則 (ガバナンス体制の見直し及び規程の改廃手続の明確化に伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

### (5) 愛知大学ハラスメント及び職員懲戒に係る事実関係調査に関する規程

(目的)

**第1条** 愛知大学ハラスメント防止人権委員会（以下「人権委員会」という。）規程第8条又は愛知大学職員懲戒規程（以下「懲戒規程」という。）第2条第4項に基づき、事実関係調査に関して必要な事項を定める。

(実態調査)

**第2条** 事実関係調査は、人権委員会規程第8条又は懲戒規程第2条第4項に定める第三者委員会が行う。

- 2 第三者委員会は、相談者（訴えた者）、訴えられた者及び関係者から直接事情聴取を行うなど、当該事案に関する事実関係を調査する。
- 3 第三者委員会は、原則、事実関係調査開始から3ヵ月以内に、調査結果を文書及び電子データをもって事実関係調査を依頼した人権委員会又は大学運営会議に報告する。

(調査の際の注意事項)

## VI. 大学院学則及び諸規程

**第3条** 第三者委員会は、相談者（訴えた者）、訴えられた者及び関係者のプライバシーを厳守し、迅速に対応するものとし、調査に際して次の事項に注意しなければならない。

- (1) 訴えられた者が一定期間内（原則として事情聴取要請後2週間）に事情聴取に応じなかった場合には、相談者（訴えた者）の主張を重視する。
- (2) 相談者（訴えた者）及び訴えられた者が、この手続きにおいて、代理人を立てることを認めてはならない。
- (3) 相談者（訴えた者）又は訴えられた者が希望するときは、本学の構成員以外の者に限り同席を認めることができる。ただし、同席人の発言は認めない。
- (4) 訴えられた者が事実の存在を否定する場合には、事実の存在について証明する責任を相談者（訴えた者）に一方的に負わせてはならない。
- (5) 訴えられた者が「同意が存在した」「立場を利用してはいない」等の抗弁をする場合には、抗弁する者にそれらのことがらについての証明に努めさせなければならない。
- (6) 相談者（訴えた者）、訴えられた者及び関係者との交渉等の調査の過程をできるだけ克明に記録し、書面に残さなければならない。
- (7) 二次被害・二次加害の防止に努めなければならない。

（規程の改廃）

**第4条** この規程の改廃は、人権委員会の議を経て、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の承認を得なければならない。

**附 則**（制定）

- 1 この規程は、2004年11月1日から施行する。

— 略 —

**附 則**（規程名称の変更、ハラスメント対応、懲戒事案に係る運用の見直し及び字句修正に伴う改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、2024年1月1日から施行する。

— 略 —

（名称変更）

- 3 第1項の施行日より、本規程の名称を愛知大学ハラスメント及び職員懲戒に係る事実関係調査に関する規程に改称する。

— 略 —

**附 則**（ガバナンス体制の見直し及び規程の改廃手続の明確化に伴う改正）

この規程は、2025年4月1日から施行する。

### （6）愛知大学学生懲戒規程

（目的）

第1条 この規程は、愛知大学学則第55条及び愛知大学短期大学部学則第53条に規定する学生の懲戒に関し、その適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定める。

（基本的な考え方）

第2条 懲戒は、対象行為の態様、結果、影響等を総合的に勘案し、教育的配慮に基づき、必要な限度にとどめて行われなければならない。

（懲戒処分の種類及び定義）

## VI. 大学院学則及び諸規程

第3条 懲戒処分の種類は、退学、停学、謹慎又は訓戒とする。

- 2 「退学」とは、当該学生の本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させることをいう。
- 3 「停学」とは、当該学生に対し、一定の期間、本学への通学を禁止することをいう。
- 4 停学の期間は、無期又は有期とし、「無期の停学」とは期限を付さずに命ずる停学をいい、「有期の停学」とは12月以内の期限を付して命ずる停学をいう。なお、停学の期間は在学期間に算入されない。
- 5 「謹慎」とは、当該学生に対し、一定の期間、自身の問題行動に向き合って自己分析を行わせるとともに、更生の取組に対する指導を受ける間、本学が指定する活動への参加を制限することをいう。
- 6 「訓戒」とは、当該学生の問題行動について事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう、文書により注意して将来を戒めることをいう。

(懲戒の効果等)

第4条 懲戒は、当該学生の学籍簿に記載する。ただし、本学が発行する成績証明書等の各種証明書には、当該懲戒を記載しない。

(懲戒の基準とその標準例)

第5条 学長は、学生について、懲戒処分の対象となり得る事実(以下「対象事実」という。)があったときは、第6条に定める手続に従い、次の各号に応じた懲戒処分を行う。

- (1) 行為の悪質性が認められ、かつ、その結果に重大性が認められる場合は、退学、停学又は謹慎を適用する。
  - (2) 行為の悪質性が認められるが、その結果に重大性が認められない場合には、停学、謹慎又は訓戒を適用する。
  - (3) 行為の悪質性は認められないが、その結果に重大性が認められる場合は、停学、謹慎又は訓戒を適用する。
- 2 行為の悪質性については、当該学生の態度、当該行為の内容及び性質、当該行為に至る経緯及び動機、反省の程度等を勘案して判断する。
  - 3 結果の重大性については、当該行為によって被害を受けた者の精神的・肉体的・経済的被害の程度、当該行為が本学や社会に及ぼした被害や影響等を勘案して判断する。
  - 4 具体的な懲戒処分の内容については、別表「懲戒の標準例」を参考とする。ただし、対象事実は別表に限られるものではなく、また、対象事実に対する懲戒の標準例についても懲戒の標準例記載の懲戒処分に限られるものではなく、前2項記載の諸事情を勘案し、懲戒の標準例記載の懲戒処分以外の処分もできるものとする。
  - 5 試験・論文等不正行為に関する懲戒処分については、この規程のほか、学部の試験及び成績評価に関する規程第9条及び短期大学部の試験及び成績評価に関する規程第9条に基づき行う。
  - 6 過去に懲戒処分を受けた学生が、当該懲戒処分の対象となった行為に類似する行為を行った場合は、行為の悪質性が高いものとみなし、第4項に規定する懲戒の基準より重い懲戒処分を行うことができる。

(懲戒処分の手続)

第6条 学生が対象事実を行った疑いを覚知した教職員は直ちに当該校舎の学生部委員長に通報する。

学生部委員長は当該学生から事情を聴取する等して事実関係の把握に努め、学生が行った行為が軽微であり、訓戒には至らないと学生部委員長が判断した場合を除き、その結果を学長に報告する。

## VI. 大学院学則及び諸規程

- 2 学長は、学生部委員長から報告のあった学生の行為に関し、直ちに学生部委員長に調査を命ずる。  
この場合、学生部委員長は教職員に対し、調査に関し必要な協力を求めることができる。
- 3 学生部委員長は、対象事実について本学の関係部局、教職員又は対象事実の関係者等から事情を聴取する等して調査を行うとともに、相当の期限を定め、当該学生に対し、口頭又は文書による弁明の機会を与える。
- 4 調査の対象となった学生は、弁明の機会を付与された際に定められた期限内に、学生自らが学生部委員長に対し、口頭により弁明することの申し出又は弁明書の提出を行う。ただし、口頭により弁明することを申し出た後、正当な理由なく学生部委員長からの弁明のための呼出しに応じない場合又は弁明の機会を付与された際に定められた期限内に弁明書を提出しなかった場合は、弁明の機会を放棄したものとみなす。
- 5 学生部委員長は、調査の結果、懲戒処分の対象となる事実を確認したときは、学生部委員会において懲戒処分の対象となる事実を認定して懲戒処分案を作成し、当該学生が所属する学部の教授会に懲戒処分案を上程する。
- 6 教授会は、前項の上程があったときは、懲戒処分案の当否について、審議を行う。
- 7 学長は、教授会の議を経て懲戒処分を決定する。
- 8 学長は、懲戒処分の措置につき、特に当該事案が複数学部、校舎にまたがり全学的な調整を必要とするときは、合同学生部委員会に調整のための協議を命ずることができる。

(その他の教育的措置)

- 第7条 学生の行為が軽微であり、訓戒には至らないと当該学生が所属する校舎の学生部委員長が判断した場合は、学生に反省を促すため厳重注意を行うことができる。
- 2 学生部委員長が前項の厳重注意を行った場合、事後学長に随時報告する。
  - 3 本条第1項の厳重注意は、口頭又は文書により行う。
  - 4 第3条第3項乃至第6項の懲戒処分及び本条第1項の厳重注意を行う際、反省文の提出等教育指導上必要な措置を付すことができる。

(学生の取扱い)

- 第8条 学長は、懲戒処分が決定するまでの間、調査対象の学生に自宅待機を命ずることができる。
- 2 停学及び謹慎の期間には、前項による自宅待機の期間を含めることができる。

(処分の効力等)

- 第9条 懲戒処分の効力発生日は、原則として、学長が懲戒処分を決定した日とする。
- 2 学長は、懲戒処分を決定した場合には、処分通知書を作成し、対象学生及びその保証人に対して交付又は郵送する。ただし、交付又は郵送が困難な場合は、他の適当な方法により通知することにより、到達したものとみなす。
  - 3 学長は、懲戒処分を決定した場合には、前項による処分通知書が対象学生又は保証人に到達した日(到達したとみなされた日を含む)の早い方の翌日から起算し14日が経過した後に(ただし、第12条に基づく不服申立てが行われた場合には当該不服申立ての手続が終了した後とする。)学生の所属する学部、学科、学年、懲戒処分の種類を告示する。

(処分の終了)

- 第10条 学生部委員長は、停学又は謹慎の処分を受けた学生について、その反省の程度、生活態度及び学習意欲等を総合的に判断して、停学又は謹慎の期間中であっても、学長に対し、処分の終了を申請することができる。
- 2 学長は、前項の申請があったときは、教授会の議を経て、停学又は謹慎の終了を決定するととも

## VI. 大学院学則及び諸規程

に、処分終了通知書を作成し、対象学生及びその保証人に対して交付又は郵送する。ただし、交付又は郵送が困難な場合は、他の適当な方法により通知することにより、到達したものとみなす。

(停学及び謹慎期間中の措置)

第11条 停学を受けた学生は、その期間中、本学への通学、授業科目の履修、試験等の受験及び課外活動への参加ができない。ただし、学長が教育指導上必要と認めた場合には、この限りではない。

2 停学期間が当該学生の履修手続の期間と重複する場合には、原則として、当該学生の履修登録を認め、履修登録のために必要な手続及び相談を行う目的に限り、通学を認める。

3 謹慎及び自宅待機を受けた学生はその期間中、本学が指定する活動への参加ができない。ただし、学長が教育指導上必要と認めた場合には、この限りではない。

4 停学及び謹慎を受けた学生について、当該校舎の学生部委員会は、その期間中、学生と面談を行う等の教育的指導を行い、その更生に努める。

(不服申立て)

第12条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合は、文書により、学長に対して、処分通知書が到達した日(到達したとみなされた日を含む)の翌日から起算して14日以内に不服申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の不服申立てを受理した場合には、速やかに当該学生の所属する校舎の学生部委員会の意見を聴いた上で、教授会の議を経て、再調査の要否を決定しなければならない。

3 学長は、再調査を決定した場合には、直ちに、当該学生部委員長に再調査を命じる。

4 学生部委員長は、前項の命令を受けたときは、懲戒処分の対象となった事実について再調査を行う。この場合、学生部委員長は教職員に対し、再調査に関し必要な協力を求めることができる。

5 学生部委員長は、再調査が終了した時は、調査結果及び不服申立てに対する意見を教授会に上程する。

6 教授会は、前項の上程があったときは当該意見の当否について審議する。

7 学長は、教授会の議を経て、不服申立てに対する回答を決定する。懲戒処分を変更する場合、学長は第9条第2項に定める手続に従い、学生及びその保証人に対し、懲戒処分の変更を通知する。

8 学長は、再調査の必要がないと判断した場合又は懲戒処分を変更しなかった場合には、速やかに、その旨を文書で当該学生に通知する。

9 不服申立ては、原則として懲戒処分の効力を妨げない。

(直接事情を聴取できない場合の取扱い)

第13条 学長は、学生が逮捕・勾留される等、学生本人から直接事情を聴取することができない場合又は弁明を聴取することができない場合若しくは学生が弁明書を提出することができない場合であっても、懲戒処分の対象となる事実を確認できた場合には、当該学生に対し、口頭又は文書による弁明の機会を与えることなく懲戒処分を決定することができる。

(懲戒処分と自主退学)

第14条 学長は、対象事実を行った疑いが生じた学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合には、原則としてこの申出を受理しない。

(その他の必要事項)

第15条 懲戒処分の実施に関し必要な事項等は、別に定めることができる。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、学生部委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

## VI. 大学院学則及び諸規程

附 則(制定)

この規程は、2024年5月15日から施行する。

附 則(ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表(第5条関係) 懲戒の標準例

区分	対象事実の例	懲戒の標準例
犯罪行為等	殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学、停学又は謹慎
	薬物犯罪行為(危険ドラッグを含む。)	退学又は停学
	窃盗、万引き、横領、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学、謹慎又は訓戒
	ストーカー行為、盗撮行為その他の迷惑行為等の犯罪行為	退学、停学、謹慎又は訓戒
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合、又はインターネット関連の迷惑行為等の犯罪行為	退学、停学、謹慎又は訓戒
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等悪質な交通法規違反の場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等悪質な交通法規違反の場合	退学、停学又は謹慎
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学、謹慎又は訓戒
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合で、その原因行為が重大な過失の場合	停学、謹慎又は訓戒
飲酒・喫煙	飲酒を強要する等して重大な事態を生じさせた場合	退学、停学又は謹慎
	学内で飲酒を行った場合	停学、謹慎、又は訓戒
	20歳未満の者が飲酒を行った場合	停学、謹慎、又は訓戒
	20歳未満の者が喫煙を行った場合	停学、謹慎、又は訓戒
試験・論文等不正行為	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学、停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学又は訓戒
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓戒
	論文・レポートの作成等における剽窃、無断引用等の悪質な行為	退学、停学又は訓戒
その他の対象事例	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	退学又は停学
	本学が管理所有する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学、停学又は謹慎
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	停学、謹慎又は訓戒
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束、脅迫、誹謗中傷、著しい迷惑行為等	退学、停学、謹慎
	セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハ	退学、停学、謹慎

## VI. 大学院学則及び諸規程

	ラスメント並びにその他の人権侵害等に当たる行為 上記に準ずる行為又は、本学学則及び諸規則に違反した行為	退学、停学、 謹慎又は訓戒
怠学	学業を怠り、再三の学修指導にも関わらず成業の見込がない者	退学、謹慎又は訓戒

### (7) 愛知大学ティーチング・アシスタント規程

(目的)

**第1条** この規程は、愛知大学（以下「本学」という。）大学院に在学する学生をティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）として学部、大学院博士前期課程（修士課程）及び大学院専門職学位課程の授業に関する教育補助に従事させることにより、学部及び大学院教育の充実を図るとともに、本学大学院学生に対し将来に向けての教育訓練の機会を提供することを目的とする。

(資格)

**第2条** TAは、次の各号のいずれかに該当する者から採用する。

- (1) 本学大学院博士後期課程の在学者（大学院研究生規程による研究生を含む。）
- (2) 本学大学院博士前期課程（修士課程）の在学者（大学院研究生規程による研究生を含む。）
- (3) 本学大学院専門職学位課程の在学者及び修了者

2 当該授業を履修している者は、TAとなることはできない。

(任務)

**第3条** TAのうち、前条第1項第1号の者にあつては学部及び大学院博士前期課程（修士課程）の授業に関して、同条第2号の者にあつては学部の授業に関して、同条第3号の者にあつては大学院専門職学位課程の授業に関して以下の教育補助業務に従事する。

- (1) 演習、実験、実習、情報処理、講義等に関する教育補助
- (2) レポート、参考テスト、論文作成及び授業に関する学習上の指導と助言
- (3) その他、特に必要と認められる教育補助業務

(採用)

**第4条** TAは、第2条の者のなかから第8条に規定するTA委員会が公募・選考し、大学院委員会において採用を決定する。

2 前項の規定にかかわらず、大学院専門職学位課程の授業の教育補助業務に従事するTAにあつては、当該教授会が公募・選考し、採用を決定する。

3 TAの採用人数は、大学院（専門職大学院を含む。）研究科全体で40名（通年換算）以内とする。ただし、研究科全体で1週間当たりの採用時間数の合計が80時間（40コマ）（通年換算）を超えないものとする。

(雇用期間)

**第5条** TAの雇用期間は学部及び大学院専門職学位課程にあつては1セメスターとし、大学院博士前期課程（修士課程）にあつては通年（2セメスター）とする。ただし、TA委員会で審議し、大学院委員会の決定を得て再雇用することができる。

2 前項のただし書きの規定にかかわらず、大学院専門職学位課程の授業の教育補助業務に従事するTAにあつては、当該教授会が審議し、再雇用を決定する。

3 前項の1セメスターとは、講義期間（試験期間及び補講・集中講義期間を含む。）を指し、16週を上限とする。

(勤務時間)

## VI. 大学院学則及び諸規程

第6条 TAの勤務時間は、1人につき1週6時間（3コマ）を上限とする。

（手当）

第7条 TAの手当については、別表に定める。

（管理組織）

第8条 TA制度の管理運用を担当する組織として、大学院委員会内にTA委員会を置く。

2 TA委員会は、TA制度の管理運用につき当該研究科委員会及び当該教授会に対して責任を負う。

3 前2項の規定にかかわらず、大学院専門職学位課程の授業の教育補助業務に従事するTAの管理運用を担当する組織は、当該教授会とする。

（事務）

第9条 TA制度に関する事務は、豊橋教務課及び大学院事務課が行う。

（補則）

第10条 TA制度を実施するにあたって必要な事項は、この規程に定めるほか、別に定める「愛知大学ティーチング・アシスタント制度運用内規」による。

（規程の改廃）

第11条 この規程の改廃は、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則（制定）

1 この規程は、2001年4月1日から施行する。

— 略 —

附 則（手当改定等に伴う改正）

この規程は、2025年10月1日から施行する。

別表 手当（第7条関係）

事項		支給額
手当	授業時間内	1コマ 3,200円
	授業時間外	専任職員以外の職員の給与等に関する規程別表第4を準用
交通費		専任職員以外の職員の給与等に関する規程第11条を準用

（8）愛知大学ティーチング・アシスタント制度運用内規

（目的）

第1条 この内規は、愛知大学ティーチング・アシスタント規程（以下「規程」という。）第10条の規定に基づき、その管理運用に関して必要な事項を定める。

（対象科目）

第2条 TAを採用できる科目は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 演習、実験、実習、情報処理及び講義科目のうち、教育補助を必要とするもの
- （2） 外国語による専門教育科目及び外国語科目のうち、教育補助を必要とするもの
- （3） その他、特に教育補助を必要とする科目

（TAの種別）

第3条 TAは、次の2種類に区分する。

- （1） 一つの科目に専属し、毎時間勤務するもの
- （2） 指定された日時に随時勤務するもの

## VI. 大学院学則及び諸規程

(採用手続き)

**第4条** TAの採用にあたっては、次の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 学部授業においてTAの雇用を希望する専任の教育職員（以下「教育職員」という）は、所定の「TA雇用申請書」（以下「申請書」という。）を豊橋教務課又は名古屋教務課を経て当該学部長に提出する。学部長はその申請書に基づいて、当該教授会に報告し、了承を得たものについて、TA委員会に採用審査を要請する。
- (2) 大学院博士前期課程（修士課程）においてTAの雇用を希望する教育職員は、申請書を豊橋教務課又は大学院事務課を経て当該研究科長に提出し、研究科長はその申請書に基づいて、当該研究科委員会に報告し、了承を得たものについて、TA委員会に採用審査を要請する。
- (3) 大学院専門職学位課程においてTAの雇用を希望する教育職員は、申請書を大学院事務課を経て当該研究科長に提出し、研究科長はその申請書に基づいて、当該教授会に採用審査を要請する。
- (4) TA委員会（大学院専門職学位課程の授業の教育補助業務に従事するTAにあつては当該教授会）は、規程第4条に基づき、採用人数及びコマ数について調整し、TAの募集を行う。
- (5) TAを希望する者は、所定の申込書を期日までに豊橋教務課又は大学院事務課に提出する。
- (6) TAの選考はTA委員会が行い、大学院委員会の議を経て採用者を決定する。当該学部の学部長は採用結果を教授会に報告し、当該研究科の研究科長は採用結果を研究科委員会に報告する。
- (7) TAに採用された者は本学との間で雇用契約を締結する。

2 前項第6号の規定にかかわらず、大学院専門職学位課程の授業の教育補助業務に従事するTAの選考及び採用者の決定は、当該教授会が行う。

(申請書の提出時期)

**第5条** TAを必要とする場合の申請書の提出時期は、原則として次の通りとする。

- (1) 春学期科目（集中講義を含む。）、通年科目……1月
- (2) 秋学期科目（集中講義を含む。）……………6月

(募集時期)

**第6条** TAの募集時期は、原則として次の通りとする。

- (1) 春学期科目（集中講義を含む。）、通年科目……4月
- (2) 秋学期科目（集中講義を含む。）……………6月

2 TAに欠員を生じた場合、その他補充の必要がある場合には、第4条第5号の規定にかかわらず、TA委員会（大学院専門職学位課程の授業の教育補助業務に従事するTAにあつては当該教授会）の審議を経てTAを採用することができる。ただし、規程第4条第3号に定める採用人数を超えることはできない。

(TA委員会の構成)

**第7条** TA委員会（以下「委員会」という。）は大学院委員会内に設置する。

- 2 委員は、各研究科から1名ずつ選任した合計6名とし、研究科長を除く研究科選出の大学院委員とする。
- 3 委員長は、原則として委員が輪番で担当する。
- 4 委員の任期は、大学院委員の任期と同じとし、委員長の任期が満了した場合には、委員より委員長を選出する。また、委員長及び委員は、再任を妨げない。

(TAの管理運用)

**第8条** TAの管理運用は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 学部又は大学院専門職学位課程の授業においてTAを雇用した教育職員は Semester毎に、大学

## VI. 大学院学則及び諸規程

院博士前期課程（修士課程）においてTAを雇用した教育職員は授業終了後に、それぞれTA雇用報告書を作成し、豊橋教務課・名古屋教務課又は大学院事務課を経てTA委員会（大学院専門職学位課程の授業の教育補助業務に従事するTAにあつては大学院事務課を経て当該教授会）に提出する。

- (2) TAを雇用する教育職員は、規程及びこの内規の定めるところにより、TAの適正な教育指導及び管理運用に努めなければならない。
- (3) TAは、毎月の勤務時間を勤務表に記入し、当該科目担当教員の認印を受け、定められた期日までに豊橋教務課又は大学院事務課に提出する。
- (4) 委員会（大学院専門職学位課程の授業の教育補助業務に従事するTAにあつては当該教授会）は、TA雇用申請のあった科目について、勤務可能なTAを担当教員に通知し、円滑な運用に努めるものとする。
- (5) TAの手当は2時間（1コマ）単位で算定する。1回当たりの勤務時間が2時間（1コマ）に満たない場合には、他の業務と合算して2時間（1コマ）に達するように調整するものとする。ただし、待機時間は相当な範囲で勤務時間に算入することができる。

（解雇）

**第9条** TAが学生の身分を失ったとき、又はその職務を果たさないとき、その他不相当と認められる行為があつたときには、委員会（大学院専門職学位課程の授業の教育補助業務に従事するTAにあつては当該教授会）は、当該科目担当者の所属する研究科長又は学部長の承認を得て雇用を取り消すことができる。

（内規の改廃）

**第10条** この内規の改廃は、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則（制定）

- 1 この内規は、2001年4月1日から施行する。

— 略 —

附 則（ガバナンス体制の見直しに伴う改正）

- この内規は、2025年4月1日から施行する。

### （9）大学院中国研究科デュアルディグリー・プログラム授業補助員規程

（目的）

**第1条** この規程は、教育職員の授業を補助する授業補助員制度を置き、もって、愛知大学中国研究科博士後期課程デュアルディグリー・プログラムの教育における授業内容の質的向上を図り、教育効果を高めることを目的とする。

（資格）

**第2条** 授業補助員は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、授業の補助業務を行うことが適当であると認められる者から採用する。

- (1) 愛知大学中国研究科博士後期課程に在学する大学院生
- (2) その他、中国研究科委員会が適当と認めた者

- 2 当該授業を履修している者は、授業補助員となることはできない。

（業務）

**第3条** 授業補助員は、以下の授業の補助業務を行う。

## VI. 大学院学則及び諸規程

- (1) 外国語による授業に関する補助業務
- (2) その他、特に必要と認められる補助業務
- 2 授業補助員には以下の業務を担当させてはならない。
- (1) 講義、演習、実技の代行
- (2) 試験、レポートの採点等成績評価に係わる業務
- (3) 教育職員の研究活動（研究論文の作成、研究資料の収集・整理）の補助（採用）
- 第4条** 授業補助員は第2条の者の中から公募し、中国研究科委員会の議を経て採用を決定する。
- 2 授業補助員の採用人数は、3名（通年換算）とする。ただし、1週間当たりの採用時間数の合計が18時間（9コマ）（通年換算）を超えない範囲で採用人数を増加することができる。（雇用期間）
- 第5条** 授業補助員の採用は1セメスターとする。ただし、中国研究科委員会の承認を得て再雇用することができる。
- 2 前項の1セメスター期間とは、講義期間（試験期間及び補講・集中講義期間を含む。）を指し、16週を上限とする。（勤務時間）
- 第6条** 授業補助員の勤務時間は、1人につき1週6時間（3コマ）を上限とする。（手当）
- 第7条** 授業補助員の手当については、別表に定める。（管理組織）
- 第8条** 授業補助員制度の管理運用を担当する組織として、中国研究科委員会内に授業補助員委員会を設置する。
- 2 授業補助員委員会は、授業補助員制度の管理運用につき、中国研究科委員会に対して責任を負う。（事務）
- 第9条** この規程の実施に関する事務は、大学院事務課が行う。（規程の改廃）
- 第10条** この規程の改廃は、中国研究科委員会、大学院委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。
- 附 則（制定）
- この規程は、2007年4月1日から施行する。
- 略 —
- 附 則（手当改定に伴う改正）
- この規程は、2025年10月1日から施行する。

別表 手当（第7条関係）

（2025年10月1日施行）

事項		支給額
手当	授業時間内	1コマ3,200円
	授業時間外	専任職員以外の職員の給与等に関する規程別表第4を準用

## VI. 大学院学則及び諸規程

### (10) 個人情報の保護に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人愛知大学及びその設置する学校（以下「本学」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、個人情報の適切な収集、利用、管理及び保存を図り、もって本学における個人の権利・利益及びプライバシーの保護に資することを目的とする。ただし、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める個人番号及び特定個人情報の取扱いについては、特定個人情報取扱規程の定めによる。

(定義)

**第2条** この規程における各用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 現在及び過去における本学の学生（研究生、科目等履修生、特別聴講生、オープンカレッジ生を含む。）及びその保証人、役員、教職員、本学入学試験の志願者、並びにその他これらに準ずる者に関する情報であって、本学が業務上取得し、又は作成したもののうち、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 個人識別符号 次の、イ又はロのいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の施行令（以下、「政令」という。）で定めるものをいう。
  - イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
  - ロ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- (3) 要配慮個人情報 個人情報のうち、当該個人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他、当該個人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれるものをいう。
- (4) 匿名加工情報 個人情報のうち、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して、当該個人情報を復元できないようにした情報のことをいう。
- (5) 情報主体 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (6) 記録文書 個人情報を記録する目的で本学が作成し、又は収集した文書、図面、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他の媒体をいう。
- (7) オプトアウト方式 個人情報の第三者提供に当たり、以下の4項目を、あらかじめ情報主体に通知するか又は情報主体が容易に知り得る状態に置いておくことで、情報主体の同意を得ることなく第三者に個人データを提供できる方式をいう。
  - イ 第三者への提供を利用目的とすること
  - ロ 第三者に提供される個人情報の項目
  - ハ 第三者への提供の手段又は方法
  - ニ 情報主体の求めに応じて第三者への提供を停止すること

(責務)

**第3条** 本学は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う情報主体の権利・利益及

## VI. 大学院学則及び諸規程

びプライバシーの保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 本学の教職員は、職務上知り得た個人情報等を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- 3 前項の責務に違反した者を懲戒処分とする場合には、学校法人愛知大学就業規則に基づき行う。  
(責任者)

**第4条** この規程の目的を達成するため、管理責任者、所管責任者及び情報責任者を置く。

- 2 管理責任者には、学長をあてる。
- 3 所管責任者には、各事務部長（正責任者）及び各課室長（副責任者）をあてる。
- 4 情報責任者には、危機管理委員会情報セキュリティ部会長（正責任者）及び情報システム課長（副責任者）をあてる。  
(責任者の義務)

**第5条** 前条に規定する責任者は、それぞれ次の各号に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 管理責任者は、所管責任者及び情報責任者を管理、監督する義務を負う。
- (2) 所管責任者は、その所管する業務の範囲内における個人情報（以下「所管情報」という。）が本規程の定めに従って適正に取り扱われるよう管理するとともに、所管情報の管理状況について、適宜、個人情報保護委員会委員長に報告する義務を負う。
- (3) 情報責任者は、情報システムにおける個人情報を適正に管理運用する義務を負う。  
(個人情報保護委員会)

**第6条** 本学の個人情報の保護に係わる重要事項を審議するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 前項の委員会に関する規程は、別に定める。  
(収集とその制限)

**第7条** 個人情報の収集は、本学の教育、研究及び業務（以下「本学の業務」という。）に必要な不可欠な範囲内で、収集目的を明確に定め、その目的に必要な限度において行う。

- 2 個人情報の収集は、思想、信条及び宗教等の調査を目的としてはならない。
- 3 個人情報の収集は、情報主体から、本人の同意を得て適正かつ公正な手段によって行う。
- 4 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報を除く個人情報については、次の各号のいずれかに該当する場合、又は要配慮個人情報については、次の各号のうち第1号、第2号若しくは第5号のいずれかに該当する場合には、第三者から提供を受けることができる。
  - (1) 情報主体の同意がある場合
  - (2) 法令に基づく場合
  - (3) 本学が定める規定に基づく場合
  - (4) 出版・報道等により公にされている場合
  - (5) 個人の生命、身体、健康又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
  - (6) その他、委員会又は管理責任者が第三者から提供を受けることに相当の理由があると認められた場合
- 5 前項に基づき、第三者から個人情報の提供を受ける場合には、前項第2号又は第5号に該当する場合を除き、以下に定める項目について速やかに個人情報受領記録簿に記録し、提供を受けた日から3年間保存する。
  - (1) 前項第1号に該当する場合 以下の項目イからへまで
  - (2) 前項第3号、第4号若しくは第6号に該当し、私人から第三者提供を受ける場合 以下の項目

## VI. 大学院学則及び諸規程

ロからへまで

- (3) 前項第3号、第4号若しくは第6号に該当し、個人情報保護法により設置され、内閣総理大臣の所轄に属する個人情報保護委員会（以下「内閣個人情報保護委員会」という。）に、オプトアウト方式届出済の個人情報取扱事業者（以下「オプトアウト方式届出済事業者」という。）から第三者提供を受ける場合 以下の項目ロからトまで

イ 情報主体の同意が記載された文書等

ロ 当該個人情報の受領年月日

ハ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合はその代表者氏名

ニ 当該第三者による当該個人情報取得の経緯

ホ 当該情報主体を特定するに足りる事項

へ 当該個人情報の項目

ト 内閣個人情報保護委員会により、オプトアウト方式届出済事業者として公表された文書等

- 6 前項に定める個人情報受領記録簿は別記様式1による。

- 7 個人情報を第三者から提供を受ける場合には、情報主体の権利・利益及びプライバシーを侵害することのないように、十分に留意しなければならない。

(利用及び提供とその制限)

**第8条** 収集した個人情報は、定められた目的以外に利用し、又は提供してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報を除く個人情報については、次の各号のいずれかに該当する場合、又は要配慮個人情報については、次の各号のうち第1号、第2号若しくは第4号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

(1) 情報主体の同意がある場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 本学が定める規定に基づく場合

(4) 個人の生命、身体、健康又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(5) 当該個人情報を保有する機関・課室内において利用し、又は他の機関・課室に提供する場合で、業務遂行上必要かつ相当の理由があると認められ、情報主体の権利・利益及びプライバシーを不当に侵害するおそれがないことが管理責任者の判断において明白である場合

(6) その他、委員会又は管理責任者が必要かつ相当の理由があると認めた場合

- 3 機械処理により個人情報を利用する場合には、収集目的の達成に必要な機能に限定する。

- 4 管理責任者が、第2項の規定により個人情報を学外へ提供する場合には、当該個人情報の適正な取扱いを担保するため、提供を受ける第三者に対し、その使用目的若しくは使用方法に必要な制限を付し、かつ本学の個人情報保護の水準と同等の措置を講ずることを求めるものとし、提供を受ける第三者が外国にある場合は、原則として、情報主体の同意を得る。

- 5 個人情報を学外へ提供する場合には、第2項第2号又は第4号に該当する場合を除き、以下に定める項目について速やかに個人情報提供記録簿に記録し、提供した日から3年間保存する。

(1) 第2項第1号に該当する場合 以下の項目イからホまで

(2) 第2項第3号、第5号若しくは第6号に該当する場合 以下の項目ロからホまで

イ 情報主体の同意が記載された文書等

ロ 当該個人情報の提供年月日

ハ 当該第三者を特定するに足りる事項

ニ 当該情報主体を特定するに足りる事項

## VI. 大学院学則及び諸規程

ホ 当該個人情報の項目

6 前項に定める個人情報提供記録簿は別記様式2による。

(適正管理)

**第9条** 管理責任者及び所管責任者は、個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、所管情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 管理責任者及び所管責任者は、所管情報を、その利用目的に応じ、最新の状態に保つよう努めなければならない。

3 管理責任者及び所管責任者は、保有する必要がなくなった所管情報を、確実かつ迅速に廃棄、又は消去しなければならない。

(情報システムにおける個人情報の管理)

**第10条** 情報責任者は、本学の情報システムの管理・運用に係わる業務を遂行するため、個人情報を取扱う場合には、当該個人情報に係わる所管責任者と協議の上、個人情報の入力、更新、削除、検索等のコンピュータ処理を担当する者及び処理を行う場合の条件等を定めるものとする。

2 情報責任者は、個人情報への不当なアクセス等の危険に対して、技術面において必要な安全対策を講ずるものとする。

(業務の委託)

**第11条** 個人情報の取扱いを含む業務を学外に委託する場合には、当該契約において、個人情報の保護に必要な事項を定めなければならない。

2 前項の契約においては、委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない旨を定めなければならない。

(学外要員の受け入れ)

**第12条** 個人情報の取扱いを含む業務を行うため、学外から要員を受け入れる場合においても、前条の規定を準用する。

(収集の届出と閲覧)

**第13条** 所管責任者は、本学の業務遂行上、新たな個人情報を収集する場合には、あらかじめ次の各号に定める事項を委員会に届け出るものとする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 事務を分掌する組織の名称、並びに管理責任者及び所管責任者
- (4) 個人情報の収集の対象者
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) 個人情報の存在形態
- (8) 個人情報の廃棄手続き
- (9) その他、委員会が必要と認めた事項

2 所管責任者は、前項の規定に基づく届出事項を変更又は廃止しようとする場合には、あらかじめその旨を委員会に届け出るものとする。

3 所管責任者は、前2項の規定に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(開示の請求)

## VI. 大学院学則及び諸規程

**第14条** 情報主体は、自己に関する個人情報について、開示を請求することができる。

- 2 前項の請求（以下「開示請求」という。）をする場合には、当該請求に必要な事項を明記した文書を当該所管責任者を経て、管理責任者宛に提出するものとする。
- 3 前項の文書には、次の事項を記載しなければならない。
  - (1) 氏名、身分、所属及びその他請求者を特定する事項
  - (2) 開示を求める個人情報を含む記録文書を特定する事項（記録文書の名称等）及び開示を求める個人情報
  - (3) 開示を求める理由
  - (4) その他、委員会が定める事項
- 4 管理責任者は、開示請求を受けた場合には、以下の各号に掲げる場合を除き、当該個人情報を開示するものとする。
  - (1) 開示請求の対象となる個人情報に、第三者の個人情報が含まれている場合
  - (2) 情報主体の指導、評価、診断、選考等に関する個人情報であって、開示をすることにより当該指導、評価、診断、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある場合
  - (3) 開示をすることにより、本学の業務の適正な執行に支障が生ずるおそれがある場合  
（開示の決定）

**第15条** 管理責任者は、前条第4項各号に定める事由があるとして当該個人情報の全部又は一部について開示を制限する場合には、遅滞なく、その旨を決定しなければならない。ただし、管理責任者が必要と判断した場合には、開示の是非を委員会に審議依頼することができる。

- 2 管理責任者は、個人情報の全部又は一部について開示を制限する旨の決定をした場合には、開示請求をした者に対し、その理由を文書により通知しなければならない。  
（開示の方法）

**第16条** 個人情報の開示の方法は、記録文書の写しを交付することにより行う。記録文書が磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク等の電子媒体により記録されている場合には、プリンター等により出力したものを交付し、これに換えるものとする。

- 2 前項に定める開示の方法が困難な場合には、他の適切な方法により行うものとする。
- 3 開示に要する費用のうち一定範囲のものは、開示請求者の負担とする。

（訂正等の請求）

**第17条** 情報主体は、自己に関する個人情報に誤りがある場合等には、その訂正等を請求することができる。

- 2 前項の請求をする場合には、第14条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の請求を受けた管理責任者は、遅滞なく、当該請求に関わる事実を調査・確認し、必要な措置を講じなければならない。
- 4 管理責任者は、前項に基づいて実施した結果を本人に文書で通知しなければならない。  
（不服申立て）

**第18条** 情報主体は、第14条に規定する開示の請求又は第17条に規定する訂正等の請求に対し、管理責任者が行った決定に不服がある場合は、委員会に不服申立てをすることができる。

- 2 前項の申立てを行う場合には、当該申立てに必要な事項を明記した文書を、管理責任者を経て委員会宛に提出するものとする。
- 3 前項の文書には、次の事項を記載しなければならない。

## VI. 大学院学則及び諸規程

- (1) 氏名、身分、所属及びその他申立人を特定する事項
  - (2) 不服申立てに係わる記録文書を特定する事項（記録文書の名称等）及び開示、訂正等を求める個人情報
  - (3) 不服申立てを行う理由
  - (4) その他、委員会が定める事項
- 4 委員会は、第1項の申立てがあった場合には、迅速かつ適正に必要な調査を行うものとする。この場合において委員会は、必要に応じ、不服申立人、当該機関・課室の教職員、その他の関係者の出席を求め、意見及び説明を聞くことができる。
- 5 委員会は、調査終了後、不服申立てに対し必要な措置を講ずることを決定し、その結果を不服申立人に文書で通知するものとする。
- （匿名加工情報の取扱い）

**第19条** 匿名加工情報を作成する場合は、あらかじめ、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表するとともに、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないよう、当該個人情報を適切に加工しなければならない。

- 2 作成した匿名加工情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 3 匿名加工情報を取扱う者は、当該個人情報から削除された記述等若しくは加工の方法に関する情報を取得し、他の情報と照合してはならない。
- 4 委員会は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるものとし、当該匿名加工情報の取扱いに関する苦情処理については、第18条に規定する不服申し立ての手続きを準用する。

（規程の改廃）

**第20条** この規程の改廃は、個人情報保護委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則（制定）

この規程は、2005年4月1日から施行する。

— 略 —

附 則（要配慮個人情報の収集、利用及び提供に関する取扱いの変更並びに字句整理に伴う改正）

この規程は、2018年10月27日から施行する。

### (11) 愛知大学構内の施設の使用に関する規程

（目的）

**第1条** この規程は、愛知大学（以下「本学」という。）構内の施設の適正な使用を図ることを目的とする。

（適用範囲）

**第2条** この規程は、本学の学生及び教職員並びに構内に入出入りするすべての者に適用する。

（統括管理責任者）

**第3条** 本学に、この規程を適切に運用するため統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、学長をもってあてる。

## VI. 大学院学則及び諸規程

(施設の管理単位、管理責任者、管理担当者及び管理責任者の業務)

**第4条** 本学の施設の管理単位、管理責任者、管理担当者及び管理責任者の業務は、固定資産及び物品管理規程第8条及び第9条並びに別表第3に定めるとおりとする。

2 前項に定めのない本学の施設の管理単位、管理責任者及び管理担当者は、各校舎総務課とする。  
(施設の使用)

**第5条** 本学の施設は、本学の教職員の日常業務及び教育研究活動並びに学生の正課活動及び厚生補導等を目的として使用することができる。

(構内への立入り)

**第6条** 本学の学生・教職員以外の者(以下「学外者」という。)は、以下の各号に該当する場合を除き、統括管理責任者の許可なく構内へ立ち入ることができない。

- (1) 本学の教職員の日常業務及び教育研究活動に関する場合
- (2) 学生の正課活動及び厚生補導等に関する場合
- (3) 本学の福利厚生施設を利用する場合
- (4) 本学の研究施設を訪問する場合
- (5) 災害等で避難する場合

2 統括管理責任者及び管理責任者は、必要に応じ、構内に立ち入ろうとする者(既に入構している者も含む。次項においても同じ。)に対し、立入りの目的、用途先その他必要な事項を質問することができる。

3 統括管理責任者及び管理責任者は、第1項にかかわらず、次の各号に該当する者に対して、構内及び施設への立入りを禁止することができる。

- (1) 第9条各号のいずれかに該当する行為をしたことがある者
- (2) 第9条各号のいずれかに該当する行為をするおそれがある者

4 学外者が、本学の施設の貸与を受けるときは、愛知大学教育施設貸与要項の規定を適用する。  
(許可を必要とする行為)

**第7条** 第5条の目的以外で本学構内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ統括管理責任者の許可を受けなければならない。

(1) 物品・サービスの販売、宣伝、勧誘又は寄付の募集その他これらに類する行為をすること

- (2) 仮設工作物の設置その他施設を一時的に使用する行為をすること
- (3) 会議、集会、催し物その他これらに類する行為をすること

2 統括管理責任者は、前項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示することができる。

3 統括管理責任者は、第1項の許可を受けずに同項各号の行為がなされているのを発見した場合は、当該行為を中止させ、又は当該物件を撤去することができる。

(許可の取消)

**第8条** 統括管理責任者は、前条第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は指示に違反したときは、許可を取り消し、その行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が物件を撤去しないときは、統括管理責任者は、当該物件を撤去することができる。

(禁止行為)

**第9条** 本学構内においては、次の各号に掲げる行為を禁止する。

## VI. 大学院学則及び諸規程

- (1) 本学の教育研究又は行事に支障を来たす行為
- (2) 示威行為又は喧騒にわたる行為
- (3) 飲酒行為（統括管理責任者が許可した場合を除く）
- (4) 喫煙行為（指定場所を除く）
- (5) 緊急時の避難誘導の妨害となる行為
- (6) 施設及び物件の損傷、構内の美観の汚損
- (7) 火気を取り扱う行為（特別に使用が認められた場合を除く）
- (8) 凶器、揮発性物質等の危険物を持ち込む行為
- (9) 許可なく本学関係者を撮影する行為
- (10) 許可なく駐車をする行為
- (11) 本学の学生・教職員に対し、面会又は交渉を執拗に要求する等業務を妨害する行為
- (12) 金銭、物品等の寄付を要求し、又は押売りをしようとする行為
- (13) 第6条の規定に反して本学構内に立ち入る行為
- (14) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に支障を及ぼす行為、本学の学生・教職員の安全をおびやかすような行為、法令若しくは本学の諸規則に違反する行為、又は業務の円滑な遂行を妨げる行為（退去命令）

**第10条** 統括管理責任者、管理責任者及び第14条第2項の規定に基づく再委任を受けた者は、次の各号に該当する者に対して、直ちに本学の施設又は本学構内からの退去を命ずることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する行為をした者
- (2) 前条各号のいずれかに該当する行為をしている者
- (3) 前条各号のいずれかに該当する行為をするおそれがある者  
（鍵の保管）

**第11条** 本学の施設の鍵は、管理責任者が保管するものとする。ただし、管理責任者の特別の許可を得た場合には、期間等の条件を定めて貸与することができる。

2 管理責任者が鍵を保管している施設を使用する者は、所定の手続を経て、管理責任者の許可を受けなければならない。

3 前項の規定により許可を受け、鍵の貸与を受けた者は、当該施設等の使用を終えたときは、速やかに管理責任者に鍵を返還しなければならない。

4 第1項ただし書に基づき鍵の貸与を特別に許可された者は、定められた条件を遵守するとともに、鍵を所定の目的以外に使用してはならず、また、他人への貸与、鍵の複製をしてはならない。

5 鍵の貸与を特別に許可された者が、前項の規定に違反したときは、直ちに管理責任者に鍵を返還しなければならない。

（出入口の開閉時間）

**第12条** 本学の施設の建物の出入口の開閉時間については、統括管理責任者が別に定める。

（開館時間外の学生の手続）

**第13条** 本学の学生が正課、課外活動等で自主的に開館時間外に本学の施設を使用するときは、あらかじめ管理責任者に届け出て許可を得なければならない。特に調査・研究・演習・実験・実習等のため居残るときは、指導教員の許可を得て届け出るものとする。

（権限の委任）

**第14条** この規程に定める統括管理責任者の権限は、管理責任者に委任する。ただし、統括管理責任者が自ら行うことを妨げない。

## VI. 大学院学則及び諸規程

2 管理責任者が不在等の理由で欠けた場合、又はその他事由により、管理責任者は前項に基づき受任した権限につき、あらかじめ適切な者に再委任することができる。

(事務の所管)

**第15条** この規程に関する事務は、総務課、名古屋総務課、豊橋総務課、名古屋学生課及び豊橋学生課が所管する。

(規程の改廃)

**第16条** この規程の改廃は、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

**附 則** (制定)

この規程は、2022年11月4日から施行する。

— 略 —

**附 則** (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。

### (12) 愛知大学大学院院生協議会規約

#### 第1章 名称及び目的

**第1条** 本会は、愛知大学大学院院生協議会と称する。

**第2条** 本会は学問研究に従事する者としての使命を自覚し、真理と平和を探求し会員相互の親睦をはかることを目的とする。

**第3条** 本会は次の業務を行う。

- (1) 機関誌の編集及び発行
- (2) 研究発表会の開催
- (3) 大学院院生の共同研究
- (4) 他研究団体との連絡交渉
- (5) その他、本会運営に必要な事項

#### 第2章 会員

**第4条** 本会は次の者をもって組織する。

- (1) 本会の会員は、愛知大学大学院全院生とする。

#### 第3章 組織及び運営

**第5条** 本会運営の最高機関として、総会をおく。

- (1) 総会の成立は会員の3分の1以上の出席による。
- (2) 議決は出席者の過半数以上を必要とする。

**第6条** 総会は毎年2回開催し、次の諸事項を審議し議決する。

- (1) 委員の承認
- (2) 活動報告と活動方針の決定
- (3) 会計報告と予算の承認
- (4) 会計監査の承認
- (5) 規約の改正

**第7条** 臨時総会は、会員の3分の1以上からの要求、又は委員会が必要と認めた時、委員長が召集し開催する。

**第8条** 委員会は総会によって承認された委員をもって組織し、総会の決定に基づいて会の運営にあたる。

## VI. 大学院学則及び諸規程

---

2 委員の任期は6ヵ月とし、前期を6月1日から11月30日、後期を12月1日から翌年5月31日までとする。ただし、再選をさまたげない。

3 委員の改選は毎年5月と11月に行うものとする。

**第9条** 委員は各科の区別なく7名選出する。ただし、各科1名は必ず選出しなければならない。

**第10条** 委員会には次の役員をおく。

委員長 1名

副委員長 1名

書記長 1名

会計長 1名

総務 1名

論叢委員長 1名

図書委員長 1名

**第11条** 委員会は、第3条規定の業務を行うほか、書記局員、論叢委員、図書委員、会計監査を公募し選出する。各定員は委員会で決定する。

**第12条** 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

**第13条** 会計監査は、定例総会において報告しなければならない。

### 第4章 規約の改正

**第14条** 本規約の改正は、総会の議決によって行う。

### 第5章 補則

**第15条** 委員会の決定について異議ある場合は、5人の署名があれば、その代表者は委員会に参加し、発言することができる。

**第16条** 本規約は、1971年6月29日より施行する。

**附則**（院生協議会費の委託徴収を取り止めに伴う改正）

この規程は2023年4月1日より施行する。

## VII. 愛知大学大学院 学位論文審査基準

愛知大学大学院では、学位審査にあたり、審査基準を総合的に判断したうえで、各研究科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、学位授与を決定しています。

### [法学研究科]

#### 【博士後期課程 法学専攻】

No	観点	学位論文審査基準
1	研究課題設定の明確性・適切性	研究課題が明確かつ的確に設定されていること。
2	研究・調査方法の適切性・妥当性	設定した課題を研究するにあたり、研究に必要な法情報等の利用・分析が妥当であること。
3	先行研究との関連性	先行研究を網羅的に把握するとともに、設定した課題を追究するについて、適切な研究方法を採用していること。
4	論文構成の体系性・整合性	設定した課題について採用した研究方法に基づいて執筆した論文の構成が、その分野の体系との整合性を保っていること。
5	論旨展開の明確性・一貫性	論旨の展開が明確かつ一貫していること。
6	結論の妥当性	採用した研究方法によって導かれた結論が妥当であること。
7	研究の独創性と研究分野への学術的・社会的貢献	研究内容に高度な独創性があり、研究分野への十分な貢献度が認められること。
8	論文の体裁	法学・政治学の標準的な文献引用方法が遵守されていること。
9	研究倫理	研究倫理を十分に理解し、遵守していること。

### [経済学研究科]

#### 【修士課程】

No	観点	学位論文審査基準
1	研究課題設定の明確性・適切性	問題意識が明確で、研究課題を明確かつ適切に設定していること。
2	研究・調査方法の適切性・妥当性	設定された課題を追求する上で、適切な研究方法を採用していること。
3	先行研究との関連性	先行研究を検討し、研究の位置づけを明示していること。
4	論文構成の体系性・整合性	論文の構成が体系的・整合的であること。
5	論旨展開の明確性・一貫性	論旨が明確で一貫性をもっていること。
6	結論の妥当性	研究課題に対して、採用された研究方法によって導かれた結論が妥当であること。

## Ⅶ. 愛知大学大学院 学位論文審査基準

7	論文の体裁	適切な用語法や文章表現、引用や出典の手続きなど、学術論文としての体裁が整っていること。
8	研究倫理	研究倫理を十分理解し遵守していること。

### 【博士後期課程】

No	観点	学位論文審査基準
1	研究課題設定の明確性・適切性	問題意識が明確で、研究課題を明確かつ適切に設定していること。
2	研究・調査方法の適切性・妥当性	設定された課題を追求する上で、適切な研究方法を採用していること。
3	先行研究との関連性	先行研究を検討し、研究の位置づけを明示していること。
4	論文構成の体系的性・整合性	論文の構成が体系的・整合的であること。
5	論旨展開の明確性・一貫性	論旨が明確で一貫性をもっていること。
6	結論の妥当性	研究課題に対して、採用された研究方法によって導かれた結論が妥当であること。
7	研究の独創性と研究分野への学術的・社会的貢献	研究内容に独創性があり、当該研究分野に一定の貢献をなす可能性を有していること。
8	論文の体裁	適切な用語法や文章表現、引用や出典の手続きなど、学術論文としての体裁が整っていること。
9	研究倫理	研究倫理を十分理解し遵守していること。

### 〔経営学研究科〕

#### 【修士課程】

No	観点	学位論文審査基準
1	研究課題設定の明確性・適切性	研究課題の学術的な意義や位置付けが明確であり、適切であること。
2	研究・調査方法の適切性・妥当性	研究課題を追求するための研究・調査方法が適切であり、妥当性があること。
3	先行研究との関連性	先行研究に対する自身の研究の位置付けと意義が明確であること。
4	論文構成の体系的性・整合性	論文構成が体系的であり、整合性があること。
5	論旨展開の明確性・一貫性	論旨展開が明確であり、一貫性があること。
6	結論の妥当性	研究課題、論旨展開にもとづいた結論に妥当性があること。
7	研究の独創性と研究分野への学術的・社会的貢献	先行研究との比較において独創性・新規性があり、一定の学術的・社会的貢献をなす可能性を有していること。

## Ⅶ. 愛知大学大学院 学位論文審査基準

8	論文の体裁	学位論文に相応しい形式・体裁を備えていること。
9	研究倫理	当該分野の研究内容に即した倫理観が認められること。

### 【博士後期課程】

No	観点	学位論文審査基準
1	研究課題設定の明確性・適切性	先行研究の体系に基づく研究課題の学術的な意義や位置付けが明確であり、適切であること。
2	研究・調査方法の適切性・妥当性	研究課題を追求するための研究・調査方法が適切であり、相応の独自性と妥当性があること。
3	先行研究との関連性	先行研究に対する自身の研究の位置付けと意義が明確であり、適切な説明が加えられていること。
4	論文構成の体系的性・整合性	論文構成が体系的であり、細部にわたっても十分な整合性があること。
5	論旨展開の明確性・一貫性	論旨展開が明確であり、優れた一貫性があること。
6	結論の妥当性	研究課題、論旨展開にもとづいた結論に高度な妥当性があること。
7	研究の独創性と研究分野への学術的・社会的貢献	先行研究との比較において独創性・新規性が明確であり、大きな学術的・社会的貢献をなす可能性を有していること。
8	論文の体裁	自立した研究者として認められるような、学位論文に相応しい形式・体裁を備えていること。
9	研究倫理	自立した研究者として相応しい当該分野の研究内容に即した高度な倫理観が認められること。

### [中国研究科]

#### 【修士課程】

No	観点	学位論文審査基準
1	研究課題設定の明確性・適切性	自らの研究の位置づけがなされていること
2	先行研究との関連性	先行研究の整理が批判的になされていること
3	論旨展開の明確性・一貫性	学術論文として、論理的な文章で構成されていること
4	結論の妥当性	自らの新たな知見が加えられ、その必要性が説明されていること
5	論文の体裁	学術論文として、注の付け方など、形式が整っていること
6	論文の分量	学術論文として、十分な量が確保されていること。

## VII. 愛知大学大学院 学位論文審査基準

### 【博士後期課程】

No	観点	学位論文審査基準
1	研究課題設定の明確性・適切性	自らの研究の位置づけがなされていること
2	論旨展開の明確性・一貫性	学術論文として、論理的な文章で構成されていること
3	研究の独創性と研究分野への学術的・社会的貢献	新分野を切り開くものであること
4	論文の体裁	学術論文として、注の付け方など、形式が整っていること
5	論文の分量	学術論文として、十分な量が確保されていること。

### 〔国際コミュニケーション研究科〕

#### 【修士課程】

No	観点	学位論文審査基準
1	研究課題設定の明確性・適切性	・研究テーマおよび問題意識は明確か。
2	研究・調査方法の適切性・妥当性	・研究・調査方法は適切か。
3	先行研究との関連性	・先行研究を十分に踏まえているか。
4	論文構成の体系性・整合性	・論文構成は適切か。
5	論旨展開の明確性・一貫性	・主張に独創性があるか。 ・主張の根拠が説得力のある形で示されているか。
6	結論の妥当性	・論旨の展開が明確か。
7	研究の独創性と研究分野への学術的・社会的貢献	・国際コミュニケーションに関連する学術的問題に取り組む姿勢が盛り込まれているか。 ・グローバルな環境において多様性を尊重し、他者と協同しつつ、問題発見と問題解決に取り組む姿勢が盛り込まれているか。 ・国際コミュニケーションに関連する学術的問題において独創性のある研究を起ち上げ、遂行する力が盛り込まれているか。 ・国際コミュニケーションに関連する諸問題をクリティカルに読み解く力が盛り込まれているか。 ・豊かな国際感覚が盛り込まれているか。 ・国際コミュニケーションの学問領域に関する高度な専門知識を有し、グローバル化が進展する環境で活躍する能力が盛り込まれているか。

## VII. 愛知大学大学院 学位論文審査基準

8	論文の体裁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文章表現は適切か。</li> <li>・引用および出典の記載は正確か。また、参考文献の書き方は適切か。</li> </ul>
9	研究倫理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修士論文における研究活動が、社会からの信頼の上に成り立っているという自覚に基づいているか。</li> <li>・修士論文における研究活動が、捏造、改ざん、盗用等の不正行為によるものではないか。</li> </ul>
10	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学会、院生合同発表会、国際コミュニケーション研究科の発表会、あるいはこれらと同レベルの研究会で発表すること。</li> <li>・「学位請求論文」と「学位論文要旨」を各4部提出すること。</li> <li>・「学位請求論文」と公開の口述試験によって審査を行うこと。</li> <li>・その他、大学院学則に定めていること。</li> </ul>

### [文学研究科]

#### 【修士課程】

##### 日本文化専攻

No	観点	学位論文審査基準
1	研究課題設定の明確性・適切性	当該研究において必要な先行研究を検討し、それら先行研究の問題点を指摘した上で、明確で適切な研究課題が設定されていること。
2	研究・調査方法の適切性・妥当性	研究課題について基本的でかつ必要な文献や史資料が収集しており、妥当な解釈と適切な分析ができていること。本学の研究倫理規準を遵守すること。
3	先行研究との関連性	論文の結論を先行研究と比較検討した上で、それら先行研究と論文の結論がどう異なるのか、または先行研究をどのように深めたのかが明記されていること。
4	論文構成の体系的性・整合性	論文の構成が、章節等によって体系的に構成されており、かつ設定された研究課題と論文の結論が整合性をもっていること。
5	論旨展開の明確性・一貫性	論文の論旨展開が研究課題や論文の結論から外れることなく、適切な文章表現で論述されていること。
6	結論の妥当性	課題設定に対して、適切な研究・調査方法を用い、論理的な整合性をもった結論が、明確かつ適切に導かれていること。
7	研究の独創性と研究分野への学術的・社会的貢献	先行研究に比して研究内容に独創性が認められ、学外の公的学会で発表する水準に達していること。

## Ⅶ. 愛知大学大学院 学位論文審査基準

### 地域社会システム専攻

No	観点	学位論文審査基準
1	研究課題設定の明確性・適切性	先行研究を十分に検討した上で、研究課題が明確かつ適切に設定されていること。
2	研究・調査方法の適切性・妥当性	研究課題の解明のために必要な資料やデータなどを十分に収集し、その分析や処理を批判的かつ実証的に行っていること。本学の研究倫理規準を遵守すること。
3	先行研究との関連性	先行研究の到達点を明らかにしたうえで、それを踏まえつつ独自の貢献がどこにあるかを明示していること。
4	論文構成の体系的性・整合性	論文が体系的に構成されており、全体としての整合性が高いこと。
5	論旨展開の明確性・一貫性	論文全体にわたって、論旨が明確であり一貫していること。
6	結論の妥当性	論文の結論が、設定された課題と明確に対応しており、論理的にも実証的にも妥当なものとなっていること。
7	研究の独創性と研究分野への学術的・社会的貢献	研究内容に独創性があり、研究分野への学術的貢献や社会的貢献が認められること。

### 欧米文化専攻

No	観点	学位論文審査基準
1	研究課題設定の明確性・適切性	研究課題の学術的な意義が明確であり、当該学問の現在の展開状況の中での立ち位置が明確にされていること。
2	研究・調査方法の適切性・妥当性	当該分野にかかわる重要な文献を参照した上で、それらを十分に吟味し、それらの精査から結論に至る過程が妥当であること。本学の研究倫理規準を遵守すること。
3	先行研究との関連性	当該分野の先行研究の展開が十分に踏まえられ、それらに対する正確な読解に基づく評価が行われていること。
4	論文構成の体系的性・整合性	議論の筋道を明確に展開し、論理的に破たんのない形で、結論へと至る筋道が明快に提示されていること。
5	論旨展開の明確性・一貫性	誤解を招かない的確な文章展開により、論の筋道が明確化され、狙いの一貫性が明確な形で、示されていること。
6	結論の妥当性	研究の調査の方法によって導き出された結論に、論理的に妥当性があり、研究状況の中で一定の説得力を持つ論が構築されていること。
7	研究の独創性と研究分野への学術的・社会的貢献	研究分野のその時点での状況において、独自の視点からの積極的な貢献を試みていること。

## VII. 愛知大学大学院 学位論文審査基準

### 【博士後期課程】

#### 日本文化専攻

No	観点	学位論文審査基準
1	研究課題設定の明確性・適切性	当該研究における先行研究を網羅的に検討し、それら先行研究の問題点を多面的に指摘した上で、明確で適切な研究課題が設定されていること。
2	研究・調査方法の適切性・妥当性	研究課題の対象となる文献や史資料が網羅的かつ多角的に収集しており、正確な解釈と詳細で適切な分析ができていること。本学の研究倫理規準を遵守すること。
3	先行研究との関連性	論文の結論を先行研究と比較検討した上で、それら先行研究と論文の結論がどう異なり、どのような独創性をもっているのかが明記されていること。
4	論文構成の体系性・整合性	論文の構成が、部章節項等によって整序された体系で構成されており、かつ設定された研究課題と論文の結論が明確な整合性をもっていること。
5	論旨展開の明確性・一貫性	論文の論旨展開が研究課題や論文の結論から外れることなく、論理的に適切な文章表現で論述されていること。
6	結論の妥当性	課題設定に対して、適切な研究・調査方法を用い、論理的な整合性をもって、新しく独創的な結論が明確かつ適切に導いていること。
7	研究の独創性と研究分野への学術的・社会的貢献	先行研究に比して研究内容に独創性が認められ、公刊できるまでの水準に達していること。

#### 地域社会システム専攻

No	観点	学位論文審査基準
1	研究課題設定の明確性・適切性	先行研究を網羅的かつ体系的に検討した上で、研究課題が明確かつ適切に設定されていること。
2	研究・調査方法の適切性・妥当性	研究課題の解明のために必要な資料やデータなどをできる限り網羅的に収集し、その分析や処理を学術的に厳密な手続きに従って批判的かつ実証的に行っていること。本学の研究倫理規準を遵守すること。
3	先行研究との関連性	先行研究の到達点を明らかにしたうえで、それを踏まえつつ独自の貢献がどこにあるかを明示していること。
4	論文構成の体系性・整合性	論文が体系的に構成されており、全体としての整合性が高いこと。
5	論旨展開の明確性・一貫性	論文全体にわたって、論旨が明確であり高い一貫性をもっていること。
6	結論の妥当性	論文の結論が、設定された課題と明確に対応しており、論理的にも実証的にも妥当なものとなっていること。

## VII. 愛知大学大学院 学位論文審査基準

7	研究の独創性と研究分野への学術的・社会的貢献	研究内容に高い独創性があり、研究分野への学術的貢献や社会的貢献が十分に認められること。
---	------------------------	---

### 欧米文化専攻

No	観点	学位論文審査基準
1	研究課題設定の明確性・適切性	研究課題の学術的な意義が明確であり、当該学問の現在の展開状況の中での立ち位置が明確にされて、独自性のある視点が明快な形で提起されていること。
2	研究・調査方法の適切性・妥当性	当該分野にかかわる重要な文献を参照した上で、それらを十分に吟味し、それらの精査から結論に至る過程が妥当であること。本学の研究倫理規準を遵守すること。
3	先行研究との関連性	当該分野の先行研究の展開が十分に踏まえられ、それらに対する正確な読解に基づく評価が行われ、それとの関係における自論の独自性が明確にされていること。
4	論文構成の体系性・整合性	議論の筋道を明確に展開し、論理的に破たんのない形で、結論へと至る筋道が明快に提示されていること。
5	論旨展開の明確性・一貫性	誤解を招かない的確な文章展開により、論の筋道が明確化され、狙いの一貫性が明確な形で、示されていること。
6	結論の妥当性	研究の調査の方法によって導き出された結論に、論理的に妥当性があり、研究状況の中で一定の説得力を持つ論が構築され学術的意義が示されていること。
7	研究の独創性と研究分野への学術的・社会的貢献	研究状況の中で、独自性のある視点が提示され、研究発展への貢献となっていると評価されるに足る水準の立論がなされていること。